

(八) 和蘭ウエストランド抵當銀行定款

第一條(第二項)(既掲ニ付省略)

第六十七條 第一條ニ依リテ發行スベキ債券ハ抵當貸付額、資本金及第五十三條ノ定ムル金庫ニ依リテ保證セラルルモノトシ債券ノ合計額ハ拂込資本金ノ十倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

第六十八條(第一項) 債券ノ券面金額ハ千盾トス但シ五百盾百盾及五十盾ノ小額ニ分割スルコトヲ得

同條(第三項) 債券ニハ常任監査役ガ取締役ノ提案ヲ得テ限定スベキ利子ヲ支拂フ

第六十九條 債券所持人ニハ利札ヲ交付ス(以下省略)

第七十六條(第二項) 常任監査役ハ取締役ノ提議ニ依リ記名式ヲ以テ債券ヲ發行シ得ベキコトヲ定ムルコトヲ得

(九) 亞爾然丁國立不動產銀行基本法

第三條 銀行ハ法定國貨十五億ベソス迄債券ヲ流通ニ於テ維持スルコトヲ得

(以下省略)

第十八條 流通ニ在ル債券ハ貸付金總額ヲ超ユルコトヲ得ズ(以下省略)

第二十條 各債券ノ券面金額ハ五千ベソスヲ超エズ二十五ベソスヲ下ラザル金額トス

第十七條 債券ハ無記名式トシ年百分ノ六ヲ超エザル一定ノ利子ヲ附ス(以下省略)

(一〇) 亞米利加合衆國聯邦農地貸付法

第十四條 聯邦土地銀行ハ次ノ權限ヲ有セズ

第四項 資本金及剩餘金合計高ノ二十倍ヲ超過シテ農業債券ヲ發行スルコト(以下省略)

第十六條(第四項) 株式土地銀行ハ資本金及積立金ノ十五倍ヲ超過シテ農業債券ヲ發行スルコトヲ得ズ又本法ニ明文ノ規定アル場合ノ外預金ヲ引受ケ銀行業務若ハ其ノ他ノ業務ヲ營ムコトヲ得ズ

第二十條(第一項) 本法ニ規定スル債券ハ二十五弗百弗五百弗及千弗ノ額面ヲ以テ發行スベシ該債券ハ一定ノ最短及最長流通期間ヲ有ス但シ發行ノ日ヨリ

五箇年間据置キ其ノ後何時ニテモ土地銀行ノ撰擇ニ依リ償還又ハ買入銷却ヲ爲シ得ベキモノトス各債券ニハ半箇年毎ニ支拂フベキ利札ヲ添附シ聯邦農地貸付管理委員會ノ定ムル金額及條件ノ下ニ五萬弗以上ヲ一組トシテ發行スベシ之ニ附スベキ利子ハ一箇年五分ヲ超エザルモノトス

第三十五條ノ二 日本勸業銀行ハ券面金額二十圓以下ノ勸業債券ヲ發行スル場合ニ於テハ賣出ノ方法ニ依ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ賣出期間ヲ定ムルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ社債申込證ヲ作ルコトヲ要セス

第一項ノ規定ニ依リ發行スル勸業債券ニハ商號及商法第七十三條第二號第四號乃至第六號ニ掲ケタル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

商法第二百四條ノ三第一項ノ期間ハ勸業債券ノ賣出期間満了ノ日ヨリ之ヲ起算シ其ノ登記スヘキ事項ハ賣出期間内ニ於ケル勸業債券ノ賣上總額及商法第七十三條第四號乃至第六號ニ掲ケタル事項トス

賣出ノ方法ニ依リ勸業債券ヲ發行シタル場合ニ於ケル社債ノ登記ノ申請書ニハ賣出期間内ニ於ケル勸業債券ノ賣上總額ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

【沿革】 明治四十五年四月本條ヲ加フ

第三十五條ノ三 日本勸業銀行ハ賣出ノ方法ニ依リ勸業債券ヲ發行セムトスルトキハ賣出期間及商法第二百三條第二項第一號乃至第三號ニ掲ケタル事項ヲ公告スヘシ

【沿革】 明治四十五年四月本條ヲ加フ

第二十六條ノ二 農工銀行ハ券面金額二十圓以下ノ農工債券ヲ發行スル場合ニ於テハ賣出ノ方法ニ依ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ賣出期間ヲ定ムルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ社債申込證ヲ作ルコトヲ要セス

第一項ノ規定ニ依リ發行スル農工債券ニハ商號及商法第七十三條第二號第四號乃至第六號ニ掲ケタル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

商法第二百四條ノ三第一項ノ期間ハ農工債券ノ賣出期間満了ノ日ヨリ之ヲ起算シ其ノ登記スヘキ事項ハ賣出期間内ニ於ケル農工債券ノ賣上總額及商法第七十三條第四號乃至第六號ニ掲ケタル事項トス

賣出ノ方法ニ依リ農工債券ヲ發行シタル場合ニ於ケル社債ノ登記ノ申請書ニハ賣出期間内ニ於ケル農工債券ノ賣上總額ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

【沿革】 明治四十五年四月本條ヲ加フ

第二十六條ノ三 農工銀行ハ賣出ノ方法ニ依リ農工債券ヲ發行セムトスルトキハ賣出期間

○ 及商法第二百三條第二項第一號乃至第三號ニ掲ケタル事項ヲ公告スヘシ

【沿革】 明治四十五年四月本條ヲ加フ

④ 第十二條ノ二 北海道拓殖銀行ハ券面金額二十圓以下ノ債券ヲ發行スル場合ニ於テハ賣出ノ方法ニ依ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ賣出期間ヲ定ムルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ社債申込證ヲ作ルコトヲ要セス

第一項ノ規定ニ依リ發行スル債券ニハ商號及商法第七十三條第二號第四號乃至第六號ニ掲ケタル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

商法第二百四條ノ三 第一項ノ期間ハ債券ノ賣出期間満了ノ日ヨリ之ヲ起算シ其ノ登記スヘキ事項ハ賣出期間内ニ於ケル債券ノ賣上總額及商法第七十三條第四號乃至第六號ニ掲ケタル事項トス

賣出ノ方法ニ依リ債券ヲ發行シタル場合ニ於ケル社債ノ登記ノ申請書ニハ賣出期間内ニ於ケル債券ノ賣上總額ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

【沿革】 明治四十五年四月本條ヲ加フ

⑤ 第十二條ノ三 北海道拓殖銀行ハ賣出ノ方法ニ依リ債券ヲ發行セムトスルトキハ賣出期間及商法第二百三條第二項第一號乃至第三號ニ掲ケタル事項ヲ公告スヘシ

【沿革】 明治四十五年四月本條ヲ加フ

⑥ 第三十三條 朝鮮殖産銀行ハ券面金額二十圓以下ノ債券ヲ發行スル場合ニ於テハ賣出ノ方法ニ依ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ賣出期間ヲ定ムルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ社債申込證ヲ作ルコトヲ要セス

第一項ノ規定ニ依リ發行スル債券ニハ商號及商法第七十三條第二號第四號乃至第六號ニ掲ケタル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

商法第二百四條ノ三 第一項ノ期間ハ債券ノ賣出期間満了ノ日ヨリ之ヲ起算シ其ノ登記スヘキ事項ハ賣出期間内ニ於ケル債券ノ賣上總額及商法第七十三條第四號乃至第六號ニ掲ケタル事項トス

賣出ノ方法ニ依リ債券ヲ發行シタル場合ニ於ケル社債ノ登記ノ申請書ニハ賣出期間内ニ於ケル債券ノ賣上總額ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

⑦ 第三十四條 朝鮮殖産銀行ハ賣出ノ方法ニ依リ債券ヲ發行セムトスルトキハ賣出期間及商法第二百三條第二項第一號乃至第三號ニ掲ケタル事項ヲ公告スヘシ

本條は賣出式債券發行方法を規定したり。債券發行には普通募集式引受式賣出式の三種あり。募集式とは一般的に申込人が社債申込證を提出して個々に引

債券賣出
方法

受を爲すものなり。引受式とは發行總額を證券會社信託會社銀行シンデケート等に於て一手に引受くるものにして此の場合には社債申込證を要せず。但し債券引受契約を要する事言を俟たず。賣出式とは豫め募集引受等の手續を経ずして直ちに債券を公衆に賣出するものなり。舊商法(自明治四十二年)は社債を募集せんとするときは左の事項(略す)を公告する事を要す(三〇)とのみ規定せるに依り債券の發行は何れの方式に依るも自由なりしを以て勸業銀行に於ては最初は募集式に依り明治四十年以來割増附勸業債券は賣出式に依れるも同四十四年商法の改正あり社債の發行は募集式(三〇)又は引受式に依る事となれるに依り明治四十四年十二月以後發行せる債券は募集式に依るの外なきに至れり。然れども額面二十圓以下の割増附債券を發行する目的は國民の貯蓄を獎勵し且つ零碎なる資金を蒐集して之を活用するに在るに拘らず之が募集に一々申込證二通を徴し募入確定拂込通知等の行程を踏み徒に手數と費用と時間とを浪費するに於ては債券資金のコストは自然に高まり低利資金吸收の目的に副はざるを以て勸業銀行は商法の一般原則に特例を設け額面二十圓以下の債券發行の場合には賣出方

賣出發行要件

法に依り得るの途を開かれん事を要望し明治四十五年四月右各條の追加を見たるものなり。農工銀行法及び北海道拓殖銀行法にも亦同時に追加せられたり。賣出式發行方法の要件次の如し。(一)賣出期間を定むる事。賣出期間を定むるは應募者を一舉に誘引し可成的速に費用少なく發行の目的を達せしめんとするに在り。十日乃至十五日間を以て賣出期間と爲すを通例とす。(二)公告。豫め左の事項を公告せざるべからず。(イ)銀行名、(ロ)賣出期間、(ハ)社債總額、(ニ)各債券の種類金額、(ホ)利率、(ヘ)償還方法及び期限、(ト)發行價格等之なり。右は發行條件を普く公衆に知らしめんとするに在り。(三)債券文句の記載。債券には(イ)銀行名、(ロ)番號、(ハ)各債券の金額、(ニ)利率、(ホ)償還方法及び期限等を記載せざる可らず。債券の作成に依り新に債權を創造するものなるを以て記載要項を定むる事最も重要なり。(四)登記。銀行は賣出期間満了の日より二週間内に左の事項を登記する事を要す。(イ)賣上總額、(ロ)各債券の金額、(ハ)利率、(ニ)償還方法及び期限等之なり。尙賣出期間内に於ける賣上總額を證する書面を添附する事を要す。之れ第三者對抗要件にして債權者を保護せんとするに在り。

●第三十五條ノ四 勸業債券ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得

【沿革】大正十二年三月第三十五條ノ四トシテ本條ヲ加フ

債券種類

本條は割引債券を規定したり。勸業債券には割増金を附與するものと然らざるものとあり。前者を勸業小券と謂ひ後者を勸業大券と稱す。大券中には一般公募の分と特殊の分とあり。小券中には利札附のものと利子を附せざるものとあり。此の外農工銀行を合併したるに因る所謂繼承勸業債券(舊農工債券)もあり。勸業小券の利子は比較的低位なるに因り每期支拂ふ利札の金額も亦極めて小額なるを以て債券所持人は不知不識の間之を浪費する傾向あり又一面銀行に於ても多數の利札を印刷し且つ毎半期之が支拂を爲すに付極めて煩雜なる手數と經費とを要し債券資金のコストを低下するの妨げとなる事夥し。仍つて勸業銀行は割引方法を以て債券を發行せん事を企てたり。即ち最初元金より一定金額を割引せる價格を以て債券を賣出し償還の際には額面を以て償還する方法なり。額面金額と賣出價格との差は一定利率に依る半個年複利計算に依る割引額なり。此の方法に依れば債券所持人は一時に纏れる金額を受領する事を得るを以て最

割引債券
發行方法

も貯蓄の目的に適ひ且つ銀行に於ても利札印刷費及び利子償還費等を節約し得るのみならず償還に至るまでの間に支拂ふべき利子を積立て之を運用し得るの便宜あり彼此共に利益なるに由るなり。政府は勸業銀行の要望を容れ大正十二年新に本條の規定を設けたり。尙●第三十八條の項に於て之に關説すべし。割引債券は必ずしも割増附債券のみに限らずと雖も實際には後者のみ發行し居れり。農工債券北海道拓殖債券及び朝鮮殖産債券等に此の方法を設けざりしは此等の銀行に於ては割増金を附する事を得ず割増金なき小額債券は賣行思はしからざるに因るなり。東京府農工銀行に於て曾て貯蓄獎勵零碎資金吸收の目的を以て募集式發行方法に依り額面十圓の債券を發行したるも應募者多き割合に金額僅少にして經費と手數とを要し却つて低利資金吸收の目的に副ひ難きを以て廢止せり。割増金なき債券は最低額面五十圓程度を以て最も貯蓄獎勵に適するものとすべきなり。

●第三十六條 日本勸業銀行ハ少クトモ年賦償還貸付金並其ノ引受ケタル農工債券北海道拓殖債券產業債券及朝鮮殖産銀行ノ發行シタル債券ノ償還高二應シ毎年二回以上抽籤ヲ以

テ勸業債券ヲ償還スヘシ

日本勸業銀行ニ於テ勸業債券ヲ償還スル場合ニ於テハ割増金ヲ附與スルコトヲ得但シ其ノ方法及金額ハ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

【最初】日本勸業銀行ハ少クトモ年賦償還貸付金及其ノ引受ケタル農工債券ノ償還高ニ應シ毎年二回以上抽籤ヲ以テ勸業債券ヲ償還スヘシ

日本勸業銀行ニ於テ勸業債券ヲ償還スル場合ニ於テハ割増金ヲ附與スルコトヲ得但シ其ノ方法及金額ハ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

【沿革】一、大正九年八月第一項中及其ノ引受ケタル農工債券ヲ其ノ引受ケタル農工債券、北海道拓殖債券及朝鮮殖産銀行ノ發行シタル債券ニ改ム

二、大正十二年四月第一項中北海道拓殖債券ノ下ニ、産業債券ヲ加フ

●第二十七條 農工銀行ハ少クトモ年賦償還貸付金ノ償還高ニ應シ毎年二回以上抽籤ヲ以テ農工債券ヲ償還スヘシ但シ第二十四條第四項又ハ第五項ニ依リ質トナシタルモノノ償還高ハ此ノ限ニ在ラス

【最初】農工銀行ハ少クトモ年賦償還貸付金ノ償還高ニ應シ毎年二回以上抽籤ヲ以テ農工債券ヲ償還スヘシ

【沿革】一、明治三十五年四月左記但書ヲ加フ

但シ第二十四條第四項ニ依リ質ト爲シタルモノノ償還高ハ此ノ限ニ在ラス

二、昭和六年三月但書中「第二十四條第四項」ノ下ニ「又ハ第五項」ヲ加フ

●第十三條 北海道拓殖銀行ハ年賦償還貸付金ノ償還高ニ應シ毎年二回以上抽籤ヲ以テ其ノ債券ヲ償還スヘシ

【最初】北海道拓殖銀行ハ第七條第一號ニ依ル貸付金ノ償還高ニ應シ毎年二回以上抽籤ヲ以テ其ノ債券ヲ償還スヘシ

【沿革】明治四十二年三月「第七條第一號ニ依ル貸付金」ヲ「年賦償還貸付金」ニ改ム

債券償還方法

右各條は債券の償還資源時期及び其の方法を規定したり。先づ各銀行に共通の事項より發足せんに銀行は少くとも年賦償還貸付金の償還高に應じ毎年二回以上抽籤を以て債券を償還せざるべからず。之れ流通債券額と貸付金現在高との均衡を保たしめんが爲めに外ならず。此の如く銀行は貸付金の償還あらば舊債券を償還し貸付あらば新債券を發行するに依り債券は新陳代謝するものなり。銀行は幾回も債券を發行し此等は同時に流通するを以て其の内の何れを償還するかは銀行の商策に屬す。或は年賦金の償還あれば之を以て債券を償還せずと

も直ちに貸付に用ふるときは債券流通高と貸付金現在高とは均衡を保つべしとの説あるべし。然れども茲に注意すべき事は年賦金は償還初年ほど元金の償還部分少きものなれば今償還せられたる年賦金を直ちに貸付に用ふるときは貸付元金の償還額は減じ爲めに債券を當初定めたる期限内に償還する事能はざるに至るべし。故に年賦貸付元金の償還額は必ず之を債券の償還に充當せしめ貸付に付ては新規債券を發行せしめざるべからず。本項に年賦償還貸付金と稱するは定期償還貸付金と區別せんが爲めなり。之れ定期貸付は之に對して債券發行せられざるを以て其の償還あるも之に應じて債券を償還せしむるの必要なきに由るなり。年賦貸付金の償還高と年賦金とは混同すべからず。年賦金は利子と割賦元金とを以て構成するものにして年賦貸付金の償還高は右構成要素中の割賦元金に當る部分なり。本條に債券の償還は抽籤を以てすべき事を規定せるは償還の方法に抽籤と買戻とあれども買戻を許すときは動もすれば投機に流るるの虞あるを以てなり」と。以上は本條の法意なり。仍ほ勸業銀行に在りては立法當時前掲年賦償還貸付金と共に同行の引受けたる農工債券の償還高をも加へた

債券償還
資源

り。右は既論の如き理由に依り引受けたる農工債券金額をも勸業債券の引當に供したるに由るなり。其の後大正九年之に北海道拓殖債券及び朝鮮殖産債券を加へ大正十二年産業債券をも加へたり。之れ亦農工債券を加へたと同一の旨趣に由るものなり。農工銀行に於ては年賦償還貸付金の債權及び其の擔保たる抵當權を擔保として勸業銀行より年賦償還の方法に依り借入を爲し(第二四條)又は不動産抵當債權を質として勸業銀行より定期償還の方法に依り借入を爲す事を得るを以て(第二四條)此等に該當するものの償還額は本條の適用を受けざるものとせり。右は最初より農工債券の引當に供せしめざるを以て本條に加ふるの必要なきに由るなり。却説本條第一項には少くとも年賦償還貸付金の償還高に應じ毎年二回以上債券を償還すべしと規定せるが此の抽籤償還に先ち契約を以て一定の据置期間を定むるを常例とす。債券の据置とは銀行に於て一定期間元本の償還を爲さざる事なるが故に所持人に於ては其の期間繼續して元本の償還請求權を拋棄する事を意味す。据置に二個の意義あり。一つは年賦償還貸付金に五年以内の据置年限を置き若くは定期償還貸付金の辨濟期限は五年以内なるに對

債券の据
置

所持人の
請求権

應して債券償還の便宜に備へたる事にして他の一つは一定期間は一般的に繼續して金利の低落ありと雖も之に應じ低利借換を爲さずして銀行及び所持人の利益を圖る事之なり。此の据置は金利の繼續的に下降しつつある時代には所持人の利益となり之に反して金利の上騰しつつある時代には銀行の利益となるものなり。据置年限は法上の定めなきに依り銀行に於て任意に之を定むべし。債券の元本は本條示すが如く銀行に於て毎年二回抽籤償還すべきものにして所持人より進んで之を請求する事の不可能なるを特色とす。換言せば債券所持人には銀行に於て償還を告知したる場合の外任意なる償還請求権を附與せざるものなり。此の原則に依り銀行は債券所持人より無秩序なる支拂の請求を受けて混亂に陥るを防止する事を得。之れ期限の定めなき要求拂の預り金及び期限の定めあるも短期なる定期預り金の具備せざる特質にして此の特質は不動産金融の特質に最も合致するものなり。年賦償還の如き長期貸付は此の如き資源あるにあらずれば到底實現し難きものなり。尙銀行は本條に拘らず發行條件に従ひ臨時償還及び買入銷却を爲す事を得。債券所持人は券面記載の利子支拂期日又は銀

臨時償還
買入銷却

元利金受
領義務

行に於て告知せる元本償還期日には之を請求する権利を有するは勿論寧ろ之を受取るべき義務を有するものとし右期日後は銀行に於て何等利子を附せず。此の原則は豫め銀行に於て此等の支拂準備を爲し置きて秩序的に支拂ひ一時に支拂請求を受けて混亂に陥るが如き事なきを保障すると同時に債券所持人に於て一般的に繼續して金利の下降しつつある場合に之を放置して利益を圖らんとするの弊を防止するものなり。債券の償還年限と貸付金の償還年限とは必ずしも一致する事を要せず。否寧ろ創業久しき大銀行に於ては貸付年限は多種多様に

償還年限

して月々償還期限は到來するものなるが故に兩者を一致せしむる事は不可能なり。故に債券の引當に適する金額あるを以て足るものとせざるべからず。此の如くにして債券の元本は毎年二回貸付金の償還高に應じ抽籤償還すべきものなるが債券面に定めたる毎期の約定償還額は縦令貸付金の償還なき場合と雖も之を償還せざるべからず。此の場合の資源には拂込資本金を充當すべきものにして本法が拂込資本金を債券の第二引當と爲せる效果茲に在り。次に本條には年賦貸付金の償還額に應じとあり此の應じとは必ずしも償還せられたる貸付金と

償還額

債券償還額とが同額なる事を要する意味に非ずと解せざるべからず。故如何とならば貸付金の資源は必ずしも債券資金のみに限らず拂込資本金積立金定期預り金等あるに由るなり。従つて之を同額と解すべき場合は債券發行額と貸付金とが同額なる場合に限るものにして貸付金現在高が債券發行額を超えて遙か上位に在る場合には其の差額は即ち債券資金以外の資金なるを以て斯かる資金を以て貸付たるものに當る償還額は何等之を以て債券の償還に當つるの要なきものなり。右は債券引當の性質上當然の道理なり。次に本條立法理由書中に償還せられたる貸付金を再び新規貸付に使用せしむるの不可なる所以を説き「年賦金は初年ほど元金の償還少きものなれば之を貸付に使用するときは貸付元金の償還額は減ずるに依り債券を當初定めたる期限内に償還する事能はざるに至るべし」と謂へり。年賦金の性質正に此の如しと雖も斯かる結果を生ずるは銀行の開業早々の事に過ぎず。云ふ迄もなく銀行業務は永續的にして貸付金は年年新規に増加しつつあり年賦年限は通例十年乃至十五年なるを以て既に開業十五年以上を經過するときは銀行の有する年賦貸付金には新舊のもの雜然として混淆存

償還金の
再貸付

定期償還
貸付金問
題

在するに因り縱今年賦償還金を直ちに再び貸付に使用したればとて債券償還豫定上左程の不都合を生ずるものにあらず。仍つて債券發行條件に定めたる毎年二回の約定償還額を下らざる償還を爲し且つ債券發行高法定制限を超えざる以上は其の餘剰を再び新規貸付に使用するを妨げずと解せざるべからず。又本條に定期償還貸付金を除外したる理由は前述の如くなるを以て大正七年各銀行の定期償還貸付金をも債券の引當に加ふる事に改めたる際同時に本條を改めて年賦償還貸付金及び定期償還貸付金の償還高に應じと改正せられざる可らざりしものなり。或は定期貸付金の資源は債券のみに非ず定期預金をも之に使用するを以て其の償還ありと雖も債券を償還するに及ばずとの説あらんも然らば農工銀行に於ては定期預金を以て年賦償還貸付金を爲し得るに非ずやと指摘すれば此の反對論は解消すべきなり。年賦償還貸付金と雖も其の資源は決して債券のみに非ず拂込資本金及び諸積立金等皆之に使用し得るものなれども債券の引當は貸付金の債權を第一次とし拂込資本金を第二次と爲す事既論の如くなるを以て債券の引當に年賦定期貸付金を充當する以上其の引當の確實性を保持するが

爲めに右貸付金の償還ありたる以上相當金額の債券を償還せざるべからざる事疑を容れざる所なり。況んや●第二十七條に於て農工銀行は少くとも年賦償還貸付金の償還高に應じ……農工債券を償還すべし但し第二十四條第四項又は第五項に依り質と爲したるものの償還高は此の限に在らずと規定せるが、本條の旨趣年賦償還貸付金の償還額のみを以て債券を償還せしむるに在らば特に第二十四條第五項に依り質と爲したるものは此の限に在らずとの規定は無用なり。何となれば右第五項は前述の如く不動産抵當債権を質として勸業銀行より定期償還の方法に依り借入を爲したるものなるを以てなり。而して農工銀行が不動産抵當債権を質として貸付を爲すは定期償還貸付に限るものとし(七三)農工銀行は此の貸付金を質として勸業銀行より借入を爲し得るものなり。故に●第二十七條は農工銀行は少くとも年賦償還貸付金及び定期償還貸付金の償還額に應じと改めざれば本條但書第二十四條第五項云々の規定は活用せられざるものなり。

●第三十六條第二項は勸業債券には償還の際割増金を附與する事を得る旨規定したり。之れ勸業銀行に對する最大なる特權にして農工債券北海道拓殖債券

割増金の性質

朝鮮殖産債券等には之を附與する事を許さず。既に本法立案者の謂へるが如く勸業兩銀行は大小の差異こそあれ其の性質同様なるに拘らず農工債券に割増金を附與せざりしは此の特權は濫りに廣く行ふべきものに非ざるのみならず農工債券は勸業銀行に於て引受くるの便あるを以てなり。北海道拓殖債券及び朝鮮殖産債券にも割増金を附與せず其の後右兩債券を勸業銀行に於て引受くるの途を開けるも亦右農工債券の場合と同一の旨趣に由るべし。爾來時に觸れ機に臨み農工債券其の他の債券に割増金を附與せんとする要望ありと雖も政府は終始一貫斷じて之を許容せざる方針なり。此の割増金に付ては立法當時より富籤に類し國民風教上害ありとしての非難あり。之に對し本法立案者は次の如く説明せり。割増金は債券の所有を獎勵するに最も有力なる方法にして債券の流通を熾ならしむるが爲めに缺くべからざるものなり。或は割増金を以て所謂富籤と一般の感を爲すものあらんも知るべからずと雖も決して然らず。夫富籤に在りては不幸にして其の籤に當らざるものは遂に掛金元利をも併せて之を失ひ或は資を傾け産を破るに至ることありと雖も茲に所謂割増金は大に之と異なりて勸

割増金の性質

業債券の元金は毎年抽籤を以て償還し利子は毎半期に拂渡すが故に債券所有者中假令割増金を受くるの幸運に遭遇せざるものあるも其の元金の償還及び一般利子の拂渡を受くることの確實なるは恰も公債證書に於けるが如し。割増金附與の方法は例へば百圓券一期分の抽籤總數を百本なりと假定せば其の内二十五本は割増金を受くべきものとし其の二十五本に配賦すべき割増金の總額を假りに百六十五圓なりとせば其の二十五本の内を更に甲乙丙丁の四級に分ち甲籤一本乙籤一本丙籤三本丁籤二十本と定め抽籤の時第一に當りたるものを甲籤として二十圓を付し其の次を乙籤として十五圓を付し其の次に當りたる三本を丙籤として各十圓合せて三十圓を付し其の次二十本を丁籤として各五圓合せて百圓を附すれば其の總額即ち百六十五圓となる。而して其の以外のもの即ち總數百本の内右二十五本を控除したる殘七十五本は各其の券面元金百圓を以て償還するに止む。今此に掲ぐる所の附與法は唯假定の例數を示すに過ぎずして實際其の金額籤數及び割合等は時々大藏大臣の認可を経て定むるものとす。と。右に百圓券とあるが如く最初割増附債券は額面百圓なりしが(舊定款)既論の如き理由

割増金額

に因り明治三十一年五十圓とし同年再び之を二十圓以上に引下げ明治四十年更に十圓以上と爲したり。割増金は最初最高五百圓(額面五)とし其の後之を三百圓とし又一千圓に引上げ再び五百圓とし又一千圓と爲し更に二千圓とし大正九年三千圓に引上げ同十一年五千圓に増額し同十二年割引債券(據置)の制新に加はるに及び之を三千圓に引下げ當り籤を比較的多數に均霑せしむるものとせり。獨逸の抵當銀行は曾つて有利なる發行價格を得んが爲めに額面價格を超え一割乃至二割の割増金附にて償還する債券を發行したる事ありしも割増附債券の發行は千八百七十一年の法律に依り刑罰を以て禁止せられたり。本條に關係を有する外國の定款例は次の如し。

外國の定款例

(一) 佛蘭西不動産銀行定款

第八十三條 當銀行ハ大藏大臣ノ認可ヲ經テ割増金附債券ニ償還ノ際支拂フ割増金ヲ附スルコトヲ得

重役會ハ割増金ノ額及分配方法ヲ定ム

(二) 西班牙不動産銀行定款

第百十五條 抽籤ニ依リ償還スベキ債券ニハ當籤金又ハ割増金ヲ附スルコトヲ得

前項ノ當籤金又ハ割増金ノ總額及分配方法ハ理事會之ヲ定ム

(三) 和蘭ウエストラント抵當銀行定款

第七十六條(第一項) 總會ハ抽籤ニ依リ割増金ヲ附與スル債券ノ發行ヲ規定スルコトヲ得

第三十六條ノ二 日本勸業銀行ハ第二十三條ニ依リ期限前ノ償還ヲ受ケタル場合ニ於テハ

大藏大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ金額ヲ限度トシ勸業債券ノ買入消却ヲ爲スコトヲ得

〔沿革〕明治三十八年三月第三十六條ノ二トシテ本條ヲ加フ

第三十六條 朝鮮殖産銀行ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ債券ノ買入銷却ヲ爲スコトヲ得

第三十六條ノ二は勸業債券の買入銷却を規定したり。明治三十八年勸業銀行の要望に依り新に設けられたるものなり。當時第三十四條には債券發行額は年賦貸付金總高及び其の引受けたる農工債券との合計額を超過すべからずとあり。年賦貸付金及び農工債券所有高と債券發行額との平均を得居る場合に借

債券買入
銷却

主より第二十三條に依り任意に年賦貸付金の期限前償還あるも銀行は之を拒絶する事を得ず。元來第二十三條は大體に於て金利の低下せる等の場合従前の金利高き時代の借入金をも期限に束縛せられて償還し得ざるものとせば借主の負擔を軽減する事を得ざるに由り借主に期限前償還の便宜を與へたるものなれども、其の貸付金の資源となれる勸業債券も亦二十年若くは三十年の償還期限を附して發行せるものなるに由り貸付金は低金利時代となれば期限前に償還せられ債券は低金利時代となるも尙元の儘存せざるべからずとせば銀行の不利益甚しきを以て、銀行にも借主に附與したると同様の便利を與へ右償還額丈け債券を買入銷却する途を開かれん事を求めたるものなり。即ち期限前貸付金の償還あるときは銀行に遊金を生ずるに因り之を以て債券を銷却し終始兩者の均衡を維持するを目的とす。銀行としては遊金なき故利益なるのみならず買入の爲め既發行債券の價格を上騰せしめ新規債券の發行に便利なり。債券所持人に於ても之を強制的に買取るにあらずして任意なるに因り不利にあらず且つ之が爲め價格上騰すべき事前陳の如くなるを以て一般的に所持人の利益となる事明かな

其の方法

りと謂ふに在り。此の買入銷却の方法には二種あり。其の一は縦令買入銷却を爲すも發行當時定めたる通數及び其の金額竝に割増金の口數金額は何等變更せざるものとす。此の方法に依れば最終償還期が買入銷却したる丈け繰上るのみにして銀行は其の繰上りたる期數に對する割増金の支拂を要せざるの利あり。債券所持人は買入銷却に當る丈けの債券が減ずる故當籤率の強度となる利益あり。其の二は買入銷却を爲したる債券も其の儘活し置き若しも買入れたる債券にして當籤するときは該割増金を銀行に於て取得するものとす。當時政府は衆議院に於て第一の方法に依るべきに因り何等債券所持人の利益を害する事なしと言明せり。然るに貴族院に於て本案を不可となし之を削除し更に第三十四條の次に第二十三條第二十五條第二十六條第二項及び第二十七條に依り期限前償還を受け前項但書の制限を超過せるときは一時國債證券を以て之を補填する事を得る旨の規定を設けんとする修正動議あり。其の理由は、第三十六條の二の削除に賛成する所以は、(一)割増金を附して償還する事を公約しながら發行者自ら額面以内を以て之を買入銷却するは不合理なる事、(二)額面金額と買入金額

貴族院の
修正説

との差額を銀行に於て不當に利益する事、(三)國債證券買入銷却の例ありと云ふも國家の利益と一銀行の利益とは同一視すべからざる事等に在り。然れども本條を削除すれば他に代るものなかるべからず。何となれば勸業銀行が豫期せざる期限前償還を受け第三十四條但書の制限を超過せる場合は之を如何にするか之に關する規定を缺如せり。勸業銀行は拂込資本額の十倍迄債券を發行する事を得れども年賦償還貸付金及び農工債券引受現在高を超過する事を得ず換言すれば勸業債券の擔保は此の二者なり。之は發行當時のみならず發行後も維持せざるべからず。然らば現行法は不備なり。政府原案第三十六條の二には「第二十三條に依り」とあるも期限前償還は獨り第二十三條のみに止らず第二十五條第二十六條第二十七條にも此の場合あり。彼より求めて返すと銀行より求むるとの相違はあれど期限前償還なる事に代りなし。仍つて第二十三第二十五第二十六條の二項第二十七條等の期限前償還を纏め一時國債證券を代用し以て第三十四條の但書に適合するやう勸業債券の擔保たる年賦貸付金の不足を補ひ徐々に年賦貸付を實行して第三十四條の本則に適はしめんとするに在り。或は直ちに

新規貸付金を以て補充せば可なるが如きも貸付には時日を要するを以て此の如く改正するの要あり。」とせり。然るに政府は右は勸業債券は貸付金を基礎とする精神を傷くるものなりとして反對したるを以て此の修正案は否決せられ政府原案たる本條の追加を見たるものなり。

農工債券
北海道拓殖債券

農工債券及び北海道拓殖債券に關しては斯かる規定なしと雖も各銀行は債券發行條件を以て之を特約し居れり。法文の形式的解釋に依れば勸業銀行法に明文あり農工銀行法及び北海道拓殖銀行法に之なき以上右兩銀行に於ては買入銷却を爲す事を得るや否やに付疑義あらんも右は債券の性質に依るものにして、勸業銀行にして若し勸業大券のみなりしならば必ずしも本條の規定を要せず發行條件に定むるを以て足るべきも割増金附債券なるが故に公益上本條の規定を要したるものと解せざるべからず。朝鮮殖産銀行令は明文を設けて之を解決せり。債券の買入銷却は既發行債券の價格額面以下に低落せるとき之を買入るときは銀行に利益あるは勿論、新規債券の發行に不利なる場合に於て之を利用するときは既發行債券の價格を上騰せしめ新規發行を好條件ならしむるの利益あり。

朝鮮殖産債券

買入銷却の利益

然れども低金利時代には高利率の債券を買入れんとするも高利率債券の價格は額面以上に上騰し居るべきに因り目的は達すべからず。又高金利時代なれば他に之を有利に運用し得るを以て必ずしも之を買入るるにも及ばざるべし。本條に關係を有する外國の立法例は次の如し。

外國の立法例

(一) 獨逸抵當銀行法

第六條(第四項) 抵當債權ノ償還若ハ其ノ他ノ理由ニ因リ規定通りノ引當ヲ缺如スルニ至リタル場合ニ於テ直ニ他ノ抵當債權ヲ以テ之ヲ補充スルコトヲ得ザルカ若ハ之ニ相當スル抵當債券ノ回收ヲ爲スコト能ハザルトキハ銀行ハ引當ノ不足セル部分ニ對シ一時國債聯邦債若ハ現金ヲ以テ之ヲ補フコトヲ得此等ノ證券ノ引當價格ハ當時ノ時價ヨリ其ノ額面價格ノ百分ノ五ヲ減ジタルモノ以下ヲ以テ之ヲ計算スルコトヲ要ス

(二) 西班牙不動産銀行及小地主獎勵金庫構成規則

第八條(第四項) 貸付金ノ期限前償還又ハ其ノ他ノ豫期セザル原因ニ因リ抹消セラレタル抵當權ニ代リ新規抵當ヲ直ニ契約スルコトヲ得ザルトキハ現金又

ハ公債ヲ以テ之ニ相當スル價額ヲ一時的且ツ補充的引當トシテ役立ツルコトヲ得右公債ハ西班牙銀行ニ質入ノ際認容セララルル價額ト同様ノ價額ニ計算スルモノトス

(三) 西班牙不動産銀行定款

第百十三條 債務者硬貨ヲ以テ期限前ニ償還ヲ爲ストキハ其ノ契約期限内ニ新規貸付ヲ爲シ若ハ他ノ新規貸付ヲ爲シ新規抵當物ニ依リテ債券ガ保證セララルニ非ザレバ同時ニ右償還額ト同額ノ既發行債券ヲ流通ヨリ回收スルコトヲ要ス

(四) 和蘭ウエストランド抵當銀行定款

第七十一條 抵當貸付ノ償還トシテ受取り更ニ之ヲ新規貸付ニ用ヒザル總テノ現金ハ債券ノ回收ニ使用ス

(五) 亞米利加合衆國聯邦農地貸付法

第二十條(第一項(既掲ニ付省略)^{三六五頁})

同條(第二項) 聯邦農地貸付管理委員會ハ本法ノ規定ニ依ル農地債券ノ償還又ハ

買入銷却ヲ爲シ得ベキ原因及方法ニ關シ規則及規程ヲ制定スベシ

●第三十七條 日本勸業銀行ハ勸業債券借換ノ爲一時第三十四條ノ制限ニ依ラス低利ノ勸業債券ヲ發行スルコトヲ得

低利ノ勸業債券ヲ發行シタルトキハ發行後一箇月以内ニ抽籤ヲ以テ其ノ發行券面金額ニ相當スル勸業債券ヲ償還スヘシ

●第二十八條 農工銀行ハ農工債券借換ノ爲一時第二十六條ノ制限ニ依ラス低利ノ農工債券ヲ發行スルコトヲ得

低利ノ農工債券ヲ發行シタルトキハ發行後一箇月以内ニ抽籤ヲ以テ其ノ發行券面金額ニ相當スル農工債券ヲ償還スヘシ

●第十五條 北海道拓殖銀行ハ債券借換ノ爲一時第十二條ノ制限ニ依ラス低利ノ債券ヲ發行スルコトヲ得

低利ノ債券ヲ發行シタルトキハ發行後一箇月以内ニ抽籤ヲ以テ其ノ發行券面金額ニ相當スル舊債券ヲ償還スヘシ

●第三十五條 朝鮮殖産銀行ハ債券借換ノ爲一時第三十條ノ制限ニ依ラス低利ノ債券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ債券ヲ發行シタル場合ニ於テハ發行後一月内ニ其ノ發行券面金額ニ相當スル舊債券ヲ償還スヘシ

高利債券
借換

本條は銀行に高利債券借換の便法を附與したり。債券發行額は年賦定期貸付金等を超過すべからざる事上來屢論ずるが如くなりとす。然れども金融緩漫にして新規債券低利に發行し得るに於ては既發行高利債券を借換へ資金のコストを低下して貸付金利率を低減せしめざるべからず。斯かる必要ある場合には一時發行制限を越えて低利債券を發行する事を許容したり。然れども之れ一時の權道なり速かに舊債券を償還せざれば無引當債券多く流通するの危険あるに依り此の償還は普通の場合の如く毎年二回以上と云ふが如く寛大なるを得ざるなり。之れ本條第二項に於て其の償還期限を發行後一個月以内に短縮せる所以なり。然れども實際上各銀行に於て多額の債券發行餘力を有する場合は本條の適用を受くる事稀なるべし。發行餘力の範圍内に於て低利債券を發行するときは借換を目的とする場合と雖も本條の適用なし其の何れの日償還するも銀行の任意なり。此の低利借換の爲め發行する債券にも据置期限を附するを通例とす

舊債券償
還期限

借換債券
の据置

れども若しも既往債券を悉く据置期限附にて借換ふるときは貸付金の償還ありて債券發行總額を減少するの要ある場合に於て之に相當する債券償還不能となる事態を生ずべきに依り注意せざるべからず。

第三十八條 勸業債券ノ利子ハ毎年二回定款ニ定メタル時期ニ於テ之ヲ仕拂フヘシ但シ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ六箇月毎ニ複利ノ計算ヲ爲シ一定ノ年數毎ニ又ハ元金償還ノ時迄据置キ之ヲ仕拂フコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ元金償還ノ時迄利子据置ノ方法ヲ以テ發行スル勸業債券ニハ利札ヲ附セサルコトヲ得

【最初】勸業債券ノ利子ハ毎年二回定款ニ定メタル時期ニ於テ之ヲ仕拂フヘシ

【沿革】一、明治四十年四月本條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ六箇月毎ニ複利ノ計算ヲ爲シ一定ノ年數毎ニ之ヲ仕拂フコトヲ得
二、大正十二年三月但書中ニ一定ノ年數毎ニ下ニ又ハ元金償還ノ時迄据置キ之ヲ加ヘ第二項トシテ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ規定ニ依リ元金償還ノ時迄利子据置ノ方法ヲ以テ發行スル勸業債券ニハ利札ヲ附セサルコトヲ得

●第二十九條 農工債券ノ利子ハ毎年二回定款ニ定メタル時期ニ於テ之ヲ仕拂フヘシ

利子支拂期

右各條は利子の支拂時期及び其の方法を規定したり。然れども利子の支拂時期は發行條件に規定し豫め應募者の承諾を得るものなるに依り別段法律に規定するの要なきが如し。勸農兩銀行設立後制定せられたる北海道拓殖銀行法及び朝鮮殖産銀行令には斯かる規定存せざるなり。本條に債券の利子は毎年二回支拂ふべしと規定せるは銀行に於て貸付金の償還時期を毎年二回と定むるに對應するものなるべしと雖も貸付金の償還時期に付ては本法に何等の規定なきに徴しても債券利子の支拂時期を規定するの要なきが如し。其れは兎に角明治四十年勸業債券の額面金額を二十圓より十圓に引下ぐるに際し斯かる零碎なる元本の利子を毎年二回支拂ふに於ては煩雜なる手数を要し不利益なるは勿論債券所持人に於ては利札少額なるに依り其の支拂時期を忘失し若くは之を記憶するも手數なりとして放置するもの多く額面二十圓債券時代にも斯かる利札の金額は約六十萬圓に達したり。右は勸業銀行に於て決して不當に之を取得するものに非ざれども時効完了すれば所持人の權利は喪失するものなるを以て此の缺點

利子支拂方法

据置債券

を補ふ爲め一年二回の利子拂の原則は依然として現在の儘とし唯六個月毎に一定の割合(分年五)を以て複利計算を爲し一定年數毎(目三年)に額面記載の月に於て之を支拂ふものとする方法を勸業銀行に於て考案し之が爲めに本條の改正を見たるものなり。此の方法に依れば例へば十圓券にして年利三分六厘なるときは三年目毎に受取る利子は一圓十四錢(複利計算)なり。但し三年目に達せざる内に定期抽籤に依り元金を償還する利子は六個月分一個年分一年六個月分等半年毎に差等を附して計算するものとせり。此の制度は一見甚だ合理的にして且つ雙方に便利なるが如きも利子を三年間据置くときは毎半年拂よりも却つて失念し易く且つ利子の受領の永引く事は多額に債券を所有する者の歓迎せざる所なるのみならず前述の如く三年目に達せざる内に償還に當るときは添附利札(三年目)より利子の差引計算を爲さざるべからざる煩雜あり折角の新案も不成績に終りたり。仍つて其の後は依然として年二回拂の利札を附し居たるが此の利札は少額なるを以て前論の如き弊害あるに因り勸業銀行に於て更に考案を凝らし既論の如き割引債券を考案したり。此の割引債券は即ち利子据置債券なり。例へば昭

割引債券

和四年十月額面二十圓の債券を十圓に割引きて賣出し此の債券は昭和五年一月三十一日迄据置き以後毎年抽籤に依り償還し昭和二十三年一月を以て最終償還を爲す場合に於て之を十圓にて買入れたるものが五回目(昭和九年八月)に當籤償還を受くるときは其の利子は金十圓にして年一割五分一厘二毛に當り最終に償還を受くるときも亦其の利子は十圓にして年三分八厘三毛に當るものとす。政府は此の要望を容れ大正十二年本條を改め利子は元金償還の時まで据置き之を支拂ふ事を得前項の規定に依り元金償還の時まで利子据置の方法を以て發行する勸業債券には利札を附せざる事を得と規定したり。農工債券北海道拓殖債券朝鮮殖産債券には利子据置の制なし。蓋し此等の債券は少額に適せず現在最低額面五十圓とせるが五十圓なるときは毎年二回利子を附せざれば貯蓄の目的に合致せざるに由るなり。本條に關係を有する外國の立法例は次の如し。

外國の立法例

- (一) 獨逸バイエルン抵當手形銀行抵當部規則
- 第三十條(第六項) 現在債券ノ利子ハ一部ハ四分一部ハ三分五厘ニシテ債券ニハ年二期拂ノ利札ヲ附ス

(二) 佛蘭西不動産銀行定款

第七十九條 債券ニハ利子ヲ附ス其ノ割合支拂時期及方法ハ重役會ノ定ムル所ニ依ル

年賦金拂込ノ時期ト債券利子支拂ノ時期トノ間ハ少クトモ三箇月ヲ隔ツルコトヲ要ス

第三項省略

(三) 西班牙不動産銀行定款

第一百五條 債券ハ記名式又ハ無記名式トス無記名式債券ニハ半期拂ノ利札及合符ヲ附ス

(四) 下埃地利州抵當銀行定款

第十四條(第三項) 利子ノ支拂ハ其ノ債券ガ一年拂又ハ半年拂ノ利札ヲ有スルヤ否ヤニ從ヒ一年後又ハ半年後ニ支拂フモノトス(以下省略)

(五) 亞米利加合衆國聯邦農地貸付法

第二十條(第一項後段) 各債券ニハ半年毎ニ支拂フベキ利札ヲ附ス(以下省略)

第三十九條 日本勸業銀行ハ年賦償還貸付金ノ償還延滞シテ豫期ノ金額ニ達セサルトキ及
 其ノ引受ケタル農工債券北海道拓殖債券産業債券又ハ朝鮮殖産銀行ノ發行シタル債券ニ
 シテ之ヲ發行シタル農工銀行北海道拓殖銀行産業組合中央金庫又ハ朝鮮殖産銀行解散ノ
 爲ニ全額ノ償還ヲ得ルコト能ハサルトキハ第三十六條ノ償還ト同時期ニ抽籤ヲ以テ其ノ
 延滞金額又ハ償還ヲ得サル農工債券北海道拓殖債券産業債券又ハ朝鮮殖産銀行ノ發行シ
 タル債券面金額ニ相當スル勸業債券ヲ償還スヘシ

【最初】日本勸業銀行ハ年賦償還貸付金ノ償還延滞シテ豫期ノ金額ニ達セサルトキ及其ノ引受ケ
 タル農工債券ニシテ之ヲ發行シタル農工銀行解散ノ爲ニ全額ノ償還ヲ得ルコト能ハサルトキ
 ハ第三十六條ノ償還ト同時期ニ抽籤ヲ以テ其ノ延滞金額又ハ償還ヲ得サル農工債券面金額ニ
 相當スル勸業債券ヲ償還スヘシ

【沿革】一、大正九年八月本條中「農工債券」ノ下ニ「北海道拓殖債券又ハ朝鮮殖産銀行ノ發行シ
 タル債券」ヲ「農工銀行」ノ下ニ「北海道拓殖銀行又ハ朝鮮殖産銀行」ヲ加ヘ「農工債券面金額」ヲ
 「農工債券北海道拓殖債券又ハ朝鮮殖産銀行ノ發行シタル債券面金額」ニ改ム
 二、大正十二年四月本條中「北海道拓殖債券」ノ下ニ「産業債券」ヲ「北海道拓殖銀行」ノ下ニ
 「産業組合中央金庫」ヲ加フ

第三十條 農工銀行ハ年賦償還貸付金ノ償還延滞シテ豫期ノ金額ニ達セサルトキハ第二十
 七條ノ償還ト同時期ニ抽籤ヲ以テ其ノ延滞金額ニ相當スル農工債券ヲ償還スヘシ

第十四條 北海道拓殖銀行ハ年賦償還貸付金ノ償還延滞シテ豫期ノ金額ニ達セサルトキハ
 前條ト同時期ニ抽籤ヲ以テ延滞金額ニ相當スル債券ヲ償還スヘシ

【最初】北海道拓殖銀行ハ第七條第一號ニ依ル貸付金ノ償還延滞シテ豫期ノ金額ニ達セサルトキ
 ハ前條ト同時期ニ抽籤ヲ以テ延滞金額ニ相當スル債券ヲ償還スヘシ
 【沿革】 明治四十二年三月第七條第一號ニ依ル貸付金ヲ年賦償還貸付金ニ改ム

債券臨時
償還

本條は第三十六條第三十七條及び第二十七條第二十八條第十三條第十
 五條のみにては盡くさざる所を補ひ飽くまで債券流通高と貸付金現在高との平
 均を保持せしめんとしたるものなり。右各條は通常の場合を規定し本條は非常
 の場合を規定したり。勸業關係條文の理由書に曰く「年賦貸付元金の償還延滞し
 爲めに償還せらるべき額が其の償還せらるべき時期に拂込まれざる事なしとせ
 ず。此の還納の延滞は必ず損失となるべきものに非ずと雖も其の内には損失に
 歸するものもあるべし。銀行に於て之を缺損に立つるは到底徴收の途なきとき

年賦貸付
金の延滞

にして其れまでは滞貸として處理するの外なし。此の如く確實を缺ける貸付をして債券の擔保ならしむるは不可なり。故に本條は嚴重なる規定を設け償還せらるべき期日に償還せらるべき金額入り來らざるときは後日收入せらるべきと終に缺損に歸すべきとを問はず直ちに其の不足額に相當する債券を償還せしむるなり。」と。然れども實際問題としては本條の適用あるは債券發行高と年賦償還貸付金現在高とが平均を保てる場合なりと解せざるべからず。何となれば貸付金現在高が債券發行高を超過せるときは其の超過部分に當る金額は債券以外の資金を以て貸付けたるものなるに依り、斯かる場合には本條の延滞額を放置するも尙債券は他の確實なる貸付金を以て充分に保障せられつつあるが故なり。但し右延滞額が前掲超過額よりも多きときは其の多き部分は次回債券抽籤償還時期に於て之に相當する債券を償還せざるべからず。此の超過部分には確實なる引當なしと觀るべきものなるが故なり。●第三十九條中には最初農工債券のみ規定したるが大正九年北海道拓殖債券又は朝鮮殖産債券を引受くるに及びて之を加へ更に大正十二年産業債券をも加へたり。尙本條に關し多少の私見を附

引受債券
の回收不
能

拂込延滞
期間

加するの要あり。本條理由書に所謂豫定の拂込日に貸付金の拂込なき場合と雖も永く之を延滞する者は少く大概數日乃至一月内に拂込むもの多きを以て拂込期日に拂込なきを理由として債券の償還を強制するは潔癖に過ぎて實情に副はざるものなり。且つ拂込期日に延滞せるものを目して悉く不確實なる貸付と斷定する事も亦輕率なりと謂はざるべからず。蓋し銀行の貸付金の最大部分は不動産抵當なるが其の抵當物は前論の如く永續すべき確實なる収益の見込あるものにして貸付金額は其の鑑定價格の三分の二以内とす。故に縱令延滞ありと雖も之を競賣に付するときは充分元利金を回收し得るを以て延滞を理由として直ちに債券の償還を爲さしむるの要なきものなり。然らば延滞多くして債券の定期的元利金支拂に困難を生じたるとき如何との説あらんも斯かる場合には銀行は拂込資本金を以て債券發行條件に従ひ元利金の支拂を爲し得べし。拂込資本金を債券の第二引當と爲したる效果玆に在り。拂込資本金を以て償還し難き程の延滞あるときは銀行は自衛上之を放置せず着々競賣に付すべきを以て拂込資本金にても尙不足を生ずるが如き延滞を想像する事を得ざるなり。然れども本

條を有意義ならしめんとせば不動産抵當貸付金にして延滞二年に達したるとき又は無抵當貸付金にして延滞一年程度に達したるときは之に相當する金額の債券を償還せしむるを可とすべし。然れども此の場合に前論の如く貸付金現在高が債券發行高に超過し其の超過額が右延滞元金より多きときは債券の引當は充分なるを以て別段償還を爲すの要なきものとせざるべからず。不動産抵當貸付金延滞二年未滿を仍ほ確實なるものと認めたるは抵當物を競賣する場合には民法第三百七十四條に依り二年分の利子を優先配當せらるるに依り、又無抵當貸付は公共團體及び各種組合なるを以て延滞一年未滿のものは未だ不確實なる貸付と認むべきにあらざるに由るなり。故に本條の所謂償還延滞して豫期の金額に達せざるときとは斯かる程度に寛大に解するを以て實情に適ふものと謂ふべし。尙本條に於て年賦償還貸付金の延滞額のみに着眼せるは従前債券の引當は年賦償還貸付金のみなりし時代に設けられたるに由るものなるに依り既に定期償還貸付金をも債券引當に加へられたる今日に於ては本條に尙定期償還貸付金の延滞せる場合をも加ふべきものなるべし。

定期償還
貸付金の
延滞

● 第四十條 勸業債券ノ所有者其ノ元金又ハ利子ヲ要求セサルトキハ元金ハ十五箇年利子ハ五箇年ニシテ其ノ要求ノ權ヲ失フモノトス

● 第三十一條 農工債券ノ所有者其ノ元金又ハ利子ヲ要求セサルトキハ元金ハ十五箇年利子ハ五箇年ニシテ其ノ要求ノ權ヲ失フモノトス

● 第十五條ノ二 北海道拓殖債券ノ所有者其ノ元金又ハ利子ヲ要求セサルトキハ元金ハ十五箇年利子ハ五箇年ニシテ其ノ要求ノ權ヲ失フモノトス

【沿革】大正九年八月本條ヲ加フ

● 第三十七條 債券ノ元金ノ請求權ハ十五年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

免責時効

本條は元利支拂に關する免責時効を定めたり。もと本條は出訴期限規則に従へば時効は五年にして商法の規定に依れば六年なれども債券は無記名にして廣く流通すべきものなるを以て僅かに五年若くは六年にして時効に罹らしむるは債券所持人の利益を保護する所以にあらず。債券所持人保護の爲め公債證書と同じく十五年を以て元金に關する時効とし利子に於ては事態輕きものあるを以て之亦公債證書の例に依り(整理公債條)其の時効を五年と定めたるものなり。現

商法の時 行商法に依れば債権の時効は五年にして(五八)民法に従へば十年なり(七六)。現
民法の時 行國債に關する法律に依れば時効は元金は十箇年、利子は五箇年、割引の方法を以
國債の時 効 て發行したる國債は五箇年なり(九條)。朝鮮殖産銀行令は大正七年の制定なるが
債劵利子の時効五年なるに於ては商法の原則に従ふに過ぎざるものなるに依り
別段本法に明文を要せずと爲し特例の分に對してのみ元金の時効を十五年と規
定したり。北海道拓殖銀行法に於ては元之れなく大正九年の追加なるが右は勸
農兩銀行の規定を其の儘踏襲せるものに過ぎず。本條に關係を有する外國の定
款例次の如し。

外國の定
款例

(一) 西班牙不動産銀行定款

第二百十條 利札及償還額ノ支拂ニシテ其ノ支拂期日又ハ償還期日後三年間
請求ナキモノハ之ヲ請求シ得ベカラザルモノトス

(二) 下埃地利州抵當銀行定款

第二十一條 抽籤濟又ハ解約告知濟ノ抵當債券又ハ公共債券ヲ滿期日ヨリ起
算シテ三十箇年以内ニ償還ヲ受クル爲メ提出セザルトキハ其ノ償還請求權ハ消

滅シ當該債券ノ償還準備資金ハ當銀行ニ歸屬ス

利札ハ滿期日ヨリ起算シテ六年後ニ時効ニ因リ消滅ス
時効ニ罹レル利札ハ之ヲ以テ償還ヲ受クルコトヲ得ズ

(三) 和蘭ウエストランド抵當銀行定款

第七十四條 償還請求ヲ爲シ得ルニ至リタル後利札ニ付テハ五箇年以内債券
ニ付テハ三十箇年以内ニ償還請求ノ申出ナキトキハ右利札及債券ハ時効ニ因
リテ當銀行ニ歸屬ス

● 第四十一條 勸業債券ノ模造ニ關シテハ通貨及證券模造取締法ヲ準用ス

【最初】勸業債券ヲ偽造又ハ變造シテ行使シタル者ハ刑法第二百四條ノ例ニ依リ處罰ス其ノ模造
ニ關シテハ明治二十八年法律第二十八號通貨及證券模造取締法ニ依リ處分ス

【沿革】明治四十四年三月現行條文ノ如ク改ム

● 第三十二條 農工債券ノ模造ニ關シテハ通貨及證券模造取締法ヲ準用ス

【最初】農工債券ヲ偽造又ハ變造シテ行使シタル者ハ刑法第二百四條ノ例ニ依リ處罰ス其ノ模造
ニ關シテハ明治二十八年法律第二十八號通貨及證券模造取締法ニ依リ處分ス

【沿革】明治四十四年三月現行條文ノ如ク改ム

〔拓〕第二十九條 北海道拓殖銀行ノ發行スル債券ノ模造ニ關シテハ通貨及證券模造取締法ヲ準用ス

【最初】北海道拓殖銀行ノ發行スル債券ヲ偽造又ハ變造シテ行使シタル者ハ刑法第二百四條ノ例ニ依リ處罰ス其ノ模造ニ關シテハ明治二十八年法律第二十八號通貨及證券模造取締法ニ依リ處分ス

【沿革】明治四十四年三月現行條文ノ如ク改ム

〔結〕第三十八條 債券ノ模造ニ關シテハ通貨及模造取締法ヲ準用ス

偽造變造
模造取締

本條は債券の真正を保障し信用を厚くし其の取引の安全を保護する爲め模造者に重刑を課し之を防止せんとするに在り。もと本條は債券を偽造又は變造して行使したる者は刑法(舊)第二百四條の例に依り處罰すと規定せるも明治四十年刑法の改正あり有價證券偽造罪を規定し第六十二條に行使の目的を以て有價證券を偽造又は變造したる者は三月以上十年以下の懲役に處す行使の目的を以て有價證券に虚偽の記入を爲したる者亦同じと規定し第六十三條を以て偽造變造又は虚偽の記入を爲したる有價證券を行使し又は行使の目的を以て之を人

有價證券
偽造罪

模造販賣
罪

に交付し若くは輸入したる者は三月以上十年以下の懲役に處す前項の未遂罪は之を罰すと規定したり。債券は有價證券なる事論なきを以て最早本條に別段の規定を要せざるに依り明治四十四年他の條文改正の際之を削除したるものなり。尙本條にはもと「明治二十八年法律第二十八號」とありしも之亦無用の文字なれば前記と同時に之を削り現行條文の如く改めたるものなり。債券に紛はしき外觀を有するものを製造し又は販賣したる者は一月以上三年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加せらるるものとす(通貨及證券模造取締法一條二條)

(一) 舊刑法第二百四條 公債證書地券其他官吏ノ公證シタル文書ヲ偽造シ又ハ増減變換シテ行使シタル者ハ輕懲役ニ處ス
若シ無記名ノ公債證書ニ係ル時ハ一等ヲ加フ

外國の立
法例

本條に關係を有する外國の立法例次の如し。

(一) 亞爾然丁國立不動産銀行基本法

第三十一條 國立不動産銀行ノ債券ヲ偽造スル者ハ亞爾然丁國貨幣贋造ト同

一ノ罪科ニ處セララルモノトス

(二) 亞米利加合衆國聯邦農地貸付法

第三十一條(第二項) 現ニ又ハ將來特許ヲ得テ合衆國法律ノ下ニ成立スベキ土地銀行又ハ國民農地金融組合ノ發行ニ係ル債券若ハ利札ニ類似シ若ハ類似セシムル目的ヲ以テ債券利札若ハ印刷物ヲ偽造シ又ハ偽造セントシタル者情ヲ知リテ其ノ偽造ヲ幫助シタル者偽造ノ事實ヲ知リテ前段ノ銀行若ハ組合ノ發行シタルモノト爲サントスル者偽造ノ債券利札若ハ印刷物ヲ讓渡又ハ行使シ若ハ行使セントシタル者前段ノ銀行又ハ組合ノ發行シタルモノト爲サント企圖セル債券利札若ハ印刷物ヲ變造シ又ハ變造セントシタル者又ハ情ヲ知リテ其ノ變造ヲ幫助シタル者竝ニ其ノ變造シタル債券利札若ハ印刷物ヲ真正ナルモノトシテ讓渡又ハ行使シタル者ハ五千弗以下ノ罰金若ハ五年以下ノ禁錮ニ處シ又ハ之ヲ併科ス

●第四十二條 割増金附無記名勸業債券又ハ其ノ利札ヲ喪失シタル者ハ擔保ヲ提供シ又ハ確實ナル保證人ヲ立テ其ノ元金割増金又ハ利子ノ仕拂ヲ請求スルコトヲ得
 【最初】勸業債券ニ關シ此ノ法律ニ規定セサル事項ハ明治二十三年法律第六十號ヲ適用ス

【沿革】一、明治四十四年三月本條ヲ削ル

二、大正九年八月本條ヲ現行條文ノ如ク定ム

債券利札
喪失救済
方法

本條は割増附債券所持人に特別の便宜を與へたり。從來勸業債券又は其の利札を喪失したる者は公示催告の方法に依り救済を受くる事を得たるも僅少なる金額の利札を失ひたる場合にも仍ほ公示催告の方法に依らしむるときは比較的多大の費用を要するは勿論少額債券所持人は公示催告に注意を爲さざるに依り善意の所持人にして動もすれば自己の知らざる間に權利を喪失する者もあり。彼此原因を爲して債券の普及を妨ぐるに因り勸業銀行は公示催告以外に國債證券の例に倣ひ割増附無記名勸業債券又は其の利札を喪失したる者は擔保を提供し又は確實なる保證人を立テ其の元金割増金又は利子の支拂を請求する事を得る途を開かれん事を要望し大正九年本條の規定を見たるものなり。

(二) 國債ニ關スル法律第六條 無記名國債證券又ハ其ノ利札ヲ滅失又ハ紛失シタル者ハ其ノ證券又ハ利札ノ持參人カ償還又ハ仕拂ヲ受ケタル場合ニハ其ノ金額及其ノ仕拂ノ日以後ノ利子を辨償スヘキ旨ヲ約シテ擔保ヲ提供シ其ノ元金ノ償還又ハ利子ノ仕拂ヲ請求スルコトヲ得但シ取扱銀行確實ト認メタル保證人ヲ立テ擔保ノ提供ニ代フルコトヲ得擔保ヲ提供シタル者カ債務ノ履

公示催告
手續

行ヲ爲ササルトキハ擔保ヲ以テ之ニ充テ過剩額アルトキハ之ヲ還付ス

尙前掲公示催告の手續左の如し。無記名債券又は利札を盜取せられ又は紛失若くは滅失したる者(最終の所持人)は民事訴訟法第七百七十七條以下數條の規定に依り債券發行地の管轄區裁判所に公示催告手續を申立つる事を得。公示催告申請書には(一)催告の目的、(二)申立の理由、(三)證據方法を記載せざるべからず。之を受理したる裁判所は右催告の公告を裁判所の掲示板に掲示し且つ官報又は公報に掲載し及び新聞紙に三回掲載す。公告の要旨は、(イ)申立人の表示、(ロ)公示催告期日(公告を官報又は公報に掲載すべき日よ)、(ハ)までに權利を裁判所に届出で且つ債券を提出すべき旨を債券所持人に催告する事、(ニ)失權として債券の無効宣告を爲すべき事之なり。而して催告期日に申立人は除權判決を仰ぐ旨の申立を爲す事、(三)除權判決に於ては該債券を無効なりと宣告する事、(ホ)除權判決の重要な旨趣は官報又は公報を以て之を公告するものとす。斯くて申立人は除權判決の謄本を添附して銀行に再渡債券を請求すべきなり。然れども此の公示催告の公告は官報又は公報及び新聞に掲載せらるるも日常注意する者少なく従つて之を見落す

再渡債券
の請求

債券記番
號登錄

場合は真正の所持人にして不知の間に損害を被むる事あるを免れず。例せば喪失債券の記番號を誤り申立てたる者ある場合又は盜難債券を善意無過失に購入せる場合の如き之なり。此等の缺陷を防止する方法として債券發行銀行又は債券を賣買する證券業者に於て所持人の請求に因り債券銘柄記番號等を登録し常に注意を怠らず若しも該債券に對し當籤又は公示催告等の起りたる場合には直ちに所持人に之を通知して注意を喚起する制度を設け實行しつゝあり。

舊條文說
明

右は現行條文なるが舊條文は前掲の如く債券に關し此の法律に規定せざる事項は明治二十三年法律第六十號を適用すと規定せり。右は「商法に依り株式會社の發行する債券に關する件」と稱する法律にして既に改正商法施行の日より廢止せられたるものが其の儘と爲り居たるものなれば明治四十四年之を削りたり。

第三十三條 削除

【最初】農工債券ニ關シ此ノ法律ニ規定セサル事項ハ明治二十三年法律第六十號ヲ適用ス

【沿革】明治四十四年三月本條ヲ削ル

削除の理
由

本條は明治四十四年削除したり。其の事情は既に第四十二條の舊條文の削除に付て述べたる所に同じ。

第六章 準備金

四一四

④ 第四十三條 日本勸業銀行ハ毎年準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益ノ百分ノ八以上ヲ積立テ及利益配當ノ平均ヲ得セシムル爲利益ノ百分ノ二以上ヲ積立ツヘシ

⑤ 第三十四條 農工銀行ハ毎年準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益ノ百分ノ八以上ヲ積立テ及利益配當ノ平均ヲ得セシムル爲利益ノ百分ノ二以上ヲ積立ツヘシ

⑥ 第十六條 北海道拓殖銀行ハ每營業年度準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益ノ百分ノ八以上ヲ積立テ及利益配當ノ平均ヲ得セシムル爲利益ノ百分ノ二以上ヲ積立ツヘシ

⑦ 第三十九條 朝鮮殖産銀行ハ每營業年度準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益ノ百分ノ八以上及利益配當ノ平均ヲ得セシムル爲利益ノ百分ノ二以上ヲ積立ツヘシ

準備金

本條は準備金に關し商法の特例を規定したり。商法に従へば準備金の積立を要するは準備金が資本の四分の一に達する迄なりと雖も本法は之を無限とせり。又年年の積立割合は商法に依れば利益の二十分の一以上なれども(四九)本條は資本の缺損を補ふ爲めの準備金と利益配當の平均を保持する爲めの準備金とを合

せて年年利益の十分の一以上を積立てしむるものとせり。銀行は巨額の債券を發行するものなるを以て之に對する引當を充實し銀行の基礎を鞏固ならしむる事極めて必要なるに由るなり。本條に關係を有する外國の定款例左の如し。

外國の定款例

(一) マイニンゲン獨逸抵當銀行定款

第二十二條 純益金ハ之ヲ左ノ如ク分配ス

一 純益金ノ百分ノ五以上ヲ法定積立金トス但シ如何ナル場合ト雖資本金ノ十分ノ一ヲ超ユベカラズ右積立金ハ貸借對照表ヨリ生ズル損失補填ニ之ヲ當ツルモノトス

二 優先株主ハ前號ノ殘餘ヨリ拂込株式ノ百分ノ六以下ヲ受ケ之以上ノ利益分配ニ與ラズ拂込ヲ遅延セル優先株主ニハ配當ヲ行ハズ

三 次ニ通常株主ハ拂込株式ノ百分ノ四以下ヲ受ク

四 次ニ新勘定繰越ニ定メラレタル額又ハ行員ノ爲メ其ノ福利施設ニ委ネラルベキ額若ハ其ノ他ノ目的ニ豫メ用ヒラルベキ額ヲ含ム特別積立金ヲ控除ス

四一五

五 次ニ定款ノ定ムル監査役ノ利益配當分ヲ支拂フ
六 殘餘ハ之ヲ通常株主ノ配當トス

(二) 佛蘭西不動産銀行定款

第八十九條 利益金ヨリ毎年左ノモノヲ控除ス

(イ) 各株主ニ配當スル爲メノ拂込株金額百分ノ五ニ當ル金額

(ロ) 法定積立金ニ當ツル爲メ重役會ノ定ムル割合ニ於テ百分ノ五以上百分ノ

二十以下ニ當ル金額

又當銀行ハ株主總會ノ決議ニ基キ重役會ノ定ムル割合ニ依リ任意ノ積立ヲ爲
スコトヲ得

前二項ニ依リ控除シタル殘額ハ之ヲ株主ニ配當スルモノトス(以下省略)

第九十一條 法定積立金ハ第八十九條第一項ニ依ル資金ヲ以テ之ヲ組織スル
モノトス

法定積立金ニシテ拂込資本金ノ半額ヲ超エタルトキハ積立金ノ爲メノ控除ヲ
止ム其ノ額ヲ減ジタルトキハ更ニ積立ヲ爲ス此ノ法定積立金ハ不時ノ損失ヲ

填補スルモノトス

各年度ノ利益金ガ各株式ニ付五分ノ配當ヲ爲スヲ得ザルトキハ其ノ不足額ハ

法定積立金ヨリ控除スルコトヲ得

法定積立金及特別積立金ニ屬スル資金ノ運用ハ重役會ノ定ムル所ニ依ル

(三) 西班牙不動産銀行定款

第三百三十一條 利益ノ年配當ハ左ノ方法ニ依ル

利益金總額ヨリ會社ノ利益ニ課セララルル直接賦課ノ總額ヲ控除スベシ

次ニ左ノ如キ控除ヲ爲ス

一 拂込資本金ニ對スル利子百分ノ六ヲ株主ニ支拂フ爲メ必要ナル金額

二 法定積立金トシテ利益ノ百分ノ五以上百分ノ二十以下ノ金額

三 理事會ノ申出ニ依リ總會ノ決定ニ係ル銀行所定ノ特別及任意積立金

(以下省略)

(四) 和蘭ウエストランド抵當銀行定款

第五十二條 利益トハ承認ヲ得タル前年度ノ損益計算書ノ利益殘高ヲ謂フ

利益ハ次ノ如ク之ヲ分配ス

第一ニ株主ハ拂込資本金ノ四分五厘ヲ受ク

總會ハ殘額ヨリ特別準備金トシテ記帳スベキ金額ヲ定ム

更ニ殘存スル金額又ハ前項ニ認メラレタル權能ガ用ヒラレザリシトキハ拂込資本金ニ對スル四分五厘以下ノ利益ヨリ一割ハ常任監査役ニ屬セザル監査役九分ハ常任監査役一割七分ハ取締役一割五分ハ第五十三條規定ノ金庫四割五分ハ株主四分ハ發起人ニ歸スルモノトス(以下省略)

第五十三條 損失資金トシテ設立ツベキ準備金ヲ設ク

前項ノ現金ハ前條ニ規定セル利益ノ分配高ヲ貸方ニ記入ス(以下省略)

(五) 亞爾然丁國立不動産銀行基本法施行規則

第四條 銀行ハ毎年其ノ利益ノ百分ノ五十ヲ積立金ニ當ツベキモノニシテ右

積立金ヲ國債又ハ當銀行ノ債券ニ放資スルコトヲ得

殘餘ノ百分ノ五十ハ現金ニテ貸付ニ當ツルコトヲ得

(六) 亞米利加合衆國聯邦農地貸付法

第二十三條 聯邦土地銀行及株式土地銀行ハ準備金トシテ資本金現在高ノ二割ニ達スル迄半箇年毎ニ純益ノ二割五分ヲ積立ツルコトヲ要ス右ノ準備金ニ減額ヲ生ジタルトキハ其ノ準備金ガ資本金ノ二割ニ回復スル迄ハ配當ヲ爲スコトヲ得ズ右ノ準備金ガ資本金現在高ノ二割ニ達シタル後ハ純益ノ五分ヲ毎
年之ニ繰入ルベシ抵當權設定者又ハ其ノ保證人ガ第一抵當債權ニ對スル利子割賦償還金若ハ其ノ元本ノ支拂ヲ履行セザルトキハ其ノ不履行ノ日ヨリ二箇年間ハ不履行トナレル該金額ヲ未整理勘定トシテ繰越スベシ二箇年ノ指定期間ノ末期マデニ之ヲ徵收スルコトヲ得ザルトキハ準備金ヲ以テ之ヲ補填スベシ

聯邦土地銀行若ハ株式土地銀行ハ其ノ純益中ヨリ準備金ニ繰入ルルコトヲ命ゼラレタル二割五分又ハ五分ヲ控除シタル殘額ノ全部若ハ一部ヲ株主ニ配當スルコトヲ得土地銀行ノ準備金ハ聯邦農地貸付管理委員會ノ定ムル規則及規程ニ從ヒ之ヲ投資スベシ

第七章 政府の監督及び補助

- 第四十四條 大藏大臣ハ日本勸業銀行ノ業務ヲ監督ス
- 第三十五條 大藏大臣ハ農工銀行ノ業務ヲ監督ス
- 第十七條 政府ハ北海道拓殖銀行ノ業務ヲ監督ス
- 第四十條 朝鮮總督ハ朝鮮殖産銀行ノ業務ヲ監督ス

政府の監督

此等の銀行は幾多の特権を有し其の業務は他の事業と異なり公共の利益に關する所甚だ多し。斯かる公共的利益を維持せんが爲めには國權の發動に俟たざるべからざる事に就ては何人も異論なし。之に依り各銀行をして總て國家の監督に服せしむ。監督は銀行の營業全部に及び株主資金需要者債券所持人預金者其の他の債權者債務者等の爲めに一般的に行はるるものとす。勸農兩銀行法の原案には主務大臣とありしも當時兩銀行は農商務省内務省にも業務上の關係を有するが故に此等の大臣も亦銀行を監督するかの疑を生ずべしとして衆議院に

外國の立法例

於て之を大藏大臣と修正せるものなり。本條に關係ある外國の立法例次の如し。

- (一) 獨逸抵當銀行法
 - 第三條 不動産抵當銀行ハ國家ノ監督ヲ受ク此ノ監督權ハ銀行所在ノ各聯邦ニ屬ス監督權ハ銀行ノ營業全部ニ及び且ツ銀行解散後清算ノ終了マデ繼續スルモノトス
- (二) 佛蘭西不動産信用社團令
 - 第四十三條(第一項) 不動産信用社團ハ内務大臣農務大臣及財務大臣之ヲ監督ス

(三) 下塊地利州抵當銀行定款

第五十四條(第一項) 下塊太利州政府ハ第一ニ監視官廳第二ニ裁定官廳第三ニ監督官廳トシテノ權限ヲ有ス

(四) 亞米利加合衆國聯邦農地貸付法

第十七條 聯邦農地貸付管理委員會ハ次ノ權限ヲ有ス(第一號乃至第八號)及第一〇號省略
 九 本法ニ規定スル聯邦土地銀行國民農地金融組合及株式土地銀行ニ對シ一

般的ノ監督權ヲ行使スルコト

第四十五條 日本勸業銀行ハ其ノ定款ヲ變更セムトスルトキハ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第三十六條 農工銀行ノ定款ハ大藏大臣ノ認可ヲ要ス之ヲ變更セムトスルトキモ亦同シ

第十八條 北海道拓殖銀行ハ其ノ定款ヲ變更セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第四十一條 定款ノ變更ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

定款の變更

定款は會社の組織及び活動に關する根本的準則にして業務執行の基礎を爲すものなり。故に最初定款を定むるに當りても認可を受くる事を要し(勸六〇農四九 拓三一旅五三)其の後の變更も亦其の都度認可を受くる事を要するものとせり。之れ銀行の業務をして法令に反し公益を害する事なからしめんとする旨趣に出でたるものなり。各銀行定款に認可を與ふる者は内地に於ては大藏大臣朝鮮に於ては朝鮮總督なり。定款變更の商業登記を受くるには認可ありたる事を證明せざるべからず。本條に關係ある外國の立法例次の如し。

(一) 獨逸抵當銀行法

第一條(第三項) 定款ノ變更ハ第一項若ハ第二項ノ規定ニ從ヒ聯邦參議院又ハ

外國の立法例

聯邦政府ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

(二) 佛蘭西不動産銀行定款

第九十二條(第一項) 株主總會ハ重役會ノ決議シタル事項ニシテ總裁ノ提案ニ係ルトキハ定款ヲ變更スルコトヲ得但シ大藏大臣ノ認可ヲ要ス

(三) 下墮地利州抵當銀行定款

第五十六條(第一項) 定款ノ變更竝ニ銀行ノ解散ハ聯邦政府ノ認可ノ下ニ下墮太利州議會ノ決議ニ依リ行フモノトス

(四) 英吉利農業金融法

第二條(第二項) 會社ノ定款及業務規定ノ作成及變更ニ付テハ主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス(以下省略)

第四十六條 日本勸業銀行ニ於テ支店又ハ代理店ヲ設置セムトスルトキハ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ又大藏大臣ニ於テ支店若ハ代理店ヲ要ナリトスルトキハ日本勸業銀行ニ命シテ之ヲ設置セシムルコトアルヘシ

第三十七條 農工銀行ニ於テ支店又ハ代理店ヲ設置セムトスルトキハ大藏大臣ノ認可ヲ受

クヘシ又大藏大臣ニ於テ支店若ハ代理店ヲ要用ナリトスルトキハ農工銀行ニ命シテ之ヲ設置セシムルコトアルヘシ

⑤第二十一條ノ二 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ北海道拓殖銀行ニ對シ支店代理店ノ設置ヲ命スルコトヲ得

【沿革】大正五年三月本條ヲ加フ

⑥第四十二條 朝鮮殖産銀行カ支店又ハ代理店ヲ設置セムトスルトキハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クヘシ

朝鮮總督ハ必要アリト認ムルトキハ朝鮮殖産銀行ニ命シ支店又ハ代理店ヲ設置セシムルコトヲ得

支店代理店設置

本條は支店又は代理店設置に付公衆と銀行との利益を計るの要あるに基きたるものなり。最初北海道拓殖銀行法には之に關する規定なかりしも同地の普通銀行の支店は何れも函館小樽札幌等の都會地に集注し其の他の地方には支店なく金融の圓滑を缺きしに因り北海道開發の使命を有する拓殖銀行に各地に支店設置を命ずる爲め大正五年本條を加へたるものなり。

⑦第四十七條 日本勸業銀行ハ大藏大臣ノ認可ヲ經ルニ非サレハ株主ニ配當金ノ分配ヲ爲スコトヲ得ス

⑧第三十八條 農工銀行ハ大藏大臣ノ認可ヲ經ルニ非サレハ株主ニ配當金ノ分配ヲ爲スコトヲ得ス

⑨第十九條 北海道拓殖銀行ハ株主ニ配當金ノ分配ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

⑩第四十三條 朝鮮殖産銀行ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クルニ非サレハ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ得ス

配當認可

配當金消滅時效

本條は不適當なる配當を爲すが如き憂なからしめん爲め規定したるものなり。尙此の機會に配當金の消滅時效に關說する必要あり。株主の利益配當請求權は商行爲に因りて生じたる債權にあらざるが故に一般債權の消滅時效に關する規定(民法一六七條)の適用あり十年間之を行はざるに因り消滅するものとす。

⑪第四十八條 大藏大臣ハ日本勸業銀行ノ營業上法律命令又ハ定款ニ背戾シ若ハ公益ヲ害スル事件アリト認ムルトキハ之ヲ制止スヘシ

●第三十九條 大藏大臣ハ農工銀行ノ營業上法律命令又ハ定款ニ背戾シ若ハ公益ヲ害スル事件アリト認ムルトキハ之ヲ制止スヘシ

●第二十一條 主務大臣ハ北海道拓殖銀行ノ營業上法律命令又ハ定款ニ背戾シ若ハ公益ヲ害スル事件アリト認ムルトキハ之ヲ制止スヘシ

違反行為
制止

●第四十四條 朝鮮總督ハ朝鮮殖産銀行ノ業務ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
本條は監督上最後に必要なる強制權を規定したり。之れ銀行の業務をして法令竝に公益に背かざらしめんが爲めなり。此の監督は一面銀行自體の利益なる事論を俟たず。其の方法は事前事後に於て爲さるる事あるべし。本條に關係を有する外國の立法例次の如し。

外國の立
法例

獨逸抵當銀行法

第四條(第一項) 監督官廳ハ銀行ノ營業ヲシテ法律定款其ノ他銀行ノ遵守スベ

キ規則ニ適合セシムル爲メ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

監督官廳ハ特ニ左ノ事項ヲ爲スノ權限ヲ有ス

第一號乃至第三號省略

四 法律定款其ノ他銀行ガ遵守スベキ規則ニ違背スル決議又ハ處務規定ノ執行ヲ禁止スルコト(以下省略)

●第四十九條 日本勸業銀行ハ大藏大臣ノ命令ニ從ヒ其ノ營業ニ關スル諸般ノ景況及計算報告書ヲ差出スヘシ

●第四十條 農工銀行ハ大藏大臣ノ命令ニ從ヒ其ノ營業ニ關スル諸般ノ景況及計算報告書ヲ差出スヘシ

●第二十二條 北海道拓殖銀行ハ主務大臣ノ命令ニ從ヒ其ノ營業ニ關スル諸般ノ景況及計算報告書ヲ差出スヘシ

業況報告

前條と同じく監督上の必要に出でしものなり。朝鮮殖産銀行令は之に關する條文を缺くも前條即ち●第四十四條に依り同様の目的を達する事を得るものとす。本條に關係を有する外國の立法例次の如し。

外國の立
法例

(一) 獨逸抵當銀行法

第四條(第二項) 監督官廳ハ特ニ左ノ事項ヲ爲スノ權限ヲ有ス(第一號省略)

二 銀行ノ業務執行機關ヨリ業務ニ關スル各種ノ報告ヲ爲サシムルコト

(二) 下埭地利州抵當銀行定款

第五十五條 最高監視ハ下埭地利州議會自ラ之ヲ行フ
下埭地利州政府ハ銀行ノ業務狀況ニ付毎年州議會ニ報告ヲ爲スコトヲ要シ且
ツ抵當債券及取得シタル抵當權竝公共債券及取得シタル貸付及準備資金ノ狀
態ニ關シ報告ヲ爲スコトヲ要ス

(三) 亞爾然丁國立不動產銀行基本法

第十五條 理事會ハ毎月銀行ノ貸借對照表ヲ公表シ年末毎ニ貸借對照表ヲ營
業細說書ト共ニ政府ニ提出スベシ

第五十條 大藏大臣ハ必要ナリト認ムルトキハ日本勸業銀行ノ貸付割引ノ金額及方法ヲ制
限スルコトヲ得

【最初】大藏大臣ハ必要ナリト認ムルトキハ日本勸業銀行ノ貸付金額及方法ヲ制限スルコトヲ得
【沿革】明治四十四年三月「貸付」ノ下ニ「割引」ヲ加フ

第四十一條 大藏大臣ハ必要ナリト認ムルトキハ農工銀行ノ貸付割引ノ金額及方法ヲ制限
スルコトヲ得

本條も亦銀行の利益と公衆の利益とを一致せしめんとする旨趣に外ならず。

貸付割引
制限

貸付金額が本法規定する所の鑑定價格の三分の二以内なりと雖も其の鑑定價格
の不適當なるとき貸付を濫用するとき若くは不動産の投機を助成するとき又は
貸付が市街地若くは農地又は各組合に偏傾せるとき等に於て行政監督の作用を
以て之を順正適切ならしめんとしたるものなり。勸業銀行に於ては明治四十三
年預り金又は營業上の餘裕金を以て手形割引を爲し得るに至りしを以て同四十
四年本條に「割引の金額」を加へたり。朝鮮殖産銀行令に於ては其の第四十四條
に依り此の目的を達する事を得。

第五十一條 日本勸業銀行貸付金ノ利子ノ最高歩合ハ每營業年度ノ初ニ於テ大藏大臣ノ認
可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ其ノ營業年度内ニ於テ之ヲ變更セムトスルトキモ亦同シ

第四十二條 農工銀行貸付金ノ利子ノ最高歩合ハ每營業年度ノ初ニ於テ大藏大臣ノ認可ヲ
經テ之ヲ定ムヘシ其ノ營業年度内ニ於テ變更セムトスルトキモ亦同シ

第二十條 北海道拓殖銀行ハ年賦償還貸付金利子ニ付每營業年度ノ初ニ於テ主務大臣ノ認
可ヲ經テ其ノ最高歩合ヲ定ムヘシ其ノ營業年度内ニ於テ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ
【最初】北海道拓殖銀行ハ第七條第一號ニ依ル貸付金利子ニ付每營業年度ノ初ニ於テ主務大臣ノ

認可ヲ經テ其ノ最高歩合ヲ定ムヘシ其ノ營業年度内ニ於テ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ
 【沿革】明治四十二年三月「第七條第一號ニ依ル貸付金」ヲ「年賦償還貸付金」ニ改ム

最高利子
歩合認可

本條は年賦貸付金及び定期貸付金(年賦の銀行は)の利率を定むる場合を規定したり。此等の銀行をして或は獨占權を濫用して不當の利益を貪るが如き事なからしむる爲め毎期の貸付利率を制限せんとする旨趣に出でたるものなり。毎營業年度の初めに必ず認可を經て之を定むべしと規定したる所以は若し變更の場合にのみ認可を要するものとせば銀行が利子を增加せんとする場合には銀行に於て發動する故之を監督するを得べしと雖も利子を低減せしめんとする場合には銀行の發意あらざれば之を實行するの機なきに由るなり。従つて本條は認可の效力を營業年度限りとし各年度の始めに行政監督上或は從來の儘据置き又或は之を引上げ引下ぐる等の命令を爲し得るものとせり。然れども尙本條を以てしては一營業年度内に於て貸付利率を低減せしむる事を得ざれども實際上銀行は一營業年度内に於ても貸付資金のコスト著しく低減したるときは之に應じて相當利率を引下げ一般の利益を圖りつつあり。之を實行利率と名づく。本條に關

實行利率

外國の立
法例

係を有する外國の立法例は次の如し。

(一) 佛蘭西不動産銀行定款

第五十八條 貸付利子歩合ハ重役會之ヲ定ム但シ發行債券ノ原價ヨリ六厘ヲ超ユルコトヲ得ズ

(二) 西班牙不動産銀行及小地主獎勵金庫構成規則

第九條(第一項) 貸付金利率ハ其ノ貸付ノ爲ニ發行スル債券ノ利率ト常ニ同率ナルコトヲ要ス手数料及費用トシテ銀行ハ其ノ債務者ヨリ毎年百ベセーダスニ付六十センチモス以上ヲ請求スベカラズ但シ政府ハ銀行ノ請求ニ依リ正當ナル理由アルトキハ國務會議ニ諮リ右手手数料ノ増額ヲ許可スルコトヲ得

(三) 下埃地利州抵當銀行定款

第二條(第四項) 預金通帳ニ記入セラレタル預金銀行手形當座預金當銀行ヨリ解約ヲ爲シ得ル貸付金ニ對スル利率貸付額ニ依ル利率ノ差等竝各貸付額ニ對スル雙方ヨリノ解約告知期間ハ利率整理ト國民經濟ヲ顧慮シテ監督會ニ於テ之ヲ定ム(以下省略)

(四) 亞米利加合衆國聯邦農地貸付法

第十七條 聯邦農地貸付管理委員會ハ次ノ權限ヲ有ス(第一號及第三號乃)

二 聯邦土地銀行ガ本法ノ規定ニ依リ貸付ヲ爲ス場合ニ其ノ貸付利率ヲ出來得ル限リ統一センガ爲メ之ヲ調査シ且ツ其ノ裁量ヲ以テ利子歩合ヲ變更スルコト

第五十二條 日本勸業銀行ニ於テ勸業債券ヲ發行セムトスルトキハ直接ニ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第三十二條 朝鮮殖産銀行ハ債券ヲ發行セムトスル場合ニ於テハ毎回其ノ金額條件並發行及償還ノ方法ヲ定メ朝鮮總督ノ認可ヲ受クヘシ

債券發行
認可
勸業債券
朝鮮殖産
債券

右各條は勸業債券又は朝鮮殖産債券を發行せんとするときは豫め認可を受くべき事を規定したり。蓋し其の理由二あり次の如し。債券の發行は事公益に關するを以て既論の如く年賦償還貸付金及び定期償還貸付金等を第一引當とし拂込資本金を第二引當として發行せしめ其の發行額を常に一定の制限内に置かしむる必要ある事其の一なり。各銀行が同時に債券を發行し若くは國債地方債等

農工債券

と同時に發行するときは互に不利益なるを以て發行の時機を調節せんとする事其の二なり。然るに農工債券に對しては最初より認可に關する規定なきを以て之を要せざりしもの如きも決して然らず寧ろ勸業銀行に本條の規定あるが立法當時に於ては特例なりしものなり。當時一般法として債券に關しては明治二十三年法律第六十號商法に依り株式會社の發行する債券に關する件あり。第四十二條 第三十三條に於て勸業債券又は農工債券に關し本法に規定せざる事項は明治二十三年法律第六十號を適用すと規定したり。而して此の債券條例第三條に依れば債券を發行せんとするときは地方長官を經由して主務省の認可を受くる事を要す。然れども勸業銀行は大藏大臣直轄の下に立つを以て債券の發行に付ても亦直接認可を受けざるべからずとして本條の規定を見たるものなり。左れば農工銀行と北海道拓殖銀行とは共に債券條例に依り地方長官を經由して大藏大臣の認可を要するものなりしが此の債券條例は明治四十四年商法施行と同時に廢止せられ新商法は一般的に社債發行に關し主務大臣の認可を要せざるものとしたるを以て實は明治四十四年 第四十二條及び 第三十三條を削除し

たるとき同時に農工債券を發行せんとする場合は大藏大臣の認可を受くべしとの規定を加ふべきものなりしに或は之を忘失したるもの歟。將又農工銀行規程に債券發行の場合には認可を受くべき規定あるに依り法律上の明文を不要としたるもの歟。何れにせよ之に關する規定を缺きたりと雖も此の如き重大事項は法文に規定せざるべからざるものと思料す。其れは兎に角從來農工銀行規程に依り農工債券を發行せんとするときは監理官を経て大藏大臣の認可を受くるの定めなりしが此の如き手續を取るに於ては時日を要し發行時期を逸するの不利ありしに因り昭和四年農工銀行規程を改め右申請書は直接大藏大臣に申請し其の申請書の寫を遲滞なく監理官に提出するを以て足る事に改められたり。北海道拓殖銀行法に於ても亦同様なるべし。本條に關係を有する外國の立法例次の如し。

北海道拓殖債券發

外國の立法例

(一) 下墾地利州抵當銀行定款

第五十四條(第一項) 監督官廳トシテ下墾地利州政府ハ (イ) 抵當債券若ハ公共債券ヲ發行スル爲メ政府委員ノ一人ヲ任命スルコトヲ要ス右委員ハ其ノ行

ヘル調査及得タル確信ニ從ヒ各抵當債券及公共債券ニ署名ヲ附シテ此等ノ債券ハ定款ニ從ヒ保障セラレ居ル旨ヲ是認スルコトヲ要ス(以下省略)

(二) 亞爾然丁國立不動產銀行基本法

第三條(第三項) 一切ノ新券發行ハ五千萬ノ數字番號ヲ附シタル連續ニ依リテ爲サルルモノニシテ其ノ發行ハ理事會員全部ノ投票ノ三分ノ二ニ依リテ決議セラレ行政部令ヲ以テ認可セラルベキモノトシ其ノ償還期日ハ銀行之ヲ定ム

(三) 亞米利加合衆國聯邦農地貸付法

第十七條 聯邦農地貸付管理委員會ハ次ノ權限ヲ有ス(第一號第二號及第四號以下省略)

三 聯邦土地銀行又ハ株式土地銀行ガ特別ニ農地債券ヲ發行セントスル場合ニ之ヲ認可シ又ハ拒否スルコト

第五十三條 大藏大臣ハ特ニ日本勸業銀行監理官ヲ置キ日本勸業銀行ノ業務ヲ監視セシム

大藏大臣ハ農工銀行ノ存在セサル府縣ニ日本勸業銀行地方監理官ヲ置キ當該府縣内ニ於ケル日本勸業銀行ノ業務ヲ監視セシム

【最初】大藏大臣ハ特ニ日本勸業銀行監理官ヲ置キ日本勸業銀行ノ業務ヲ監視セシム

【沿革】大正十年四月第二項ヲ加フ

●第四十三條 政府ハ特ニ北海道廳府縣高等官中ヨリ農工銀行監理官ヲ命シ大藏大臣ノ指揮ヲ承ケテ農工銀行ノ業務ヲ監視セシム

●第二十三條 政府ハ北海道拓殖銀行監理官ヲ置キ主務大臣ノ指揮ヲ承ケテ北海道拓殖銀行ノ業務ヲ監視セシム

●第四十五條 朝鮮總督ハ朝鮮殖産銀行監理官ヲ置キ朝鮮殖産銀行ノ業務ヲ監視セシム

監理官設置

此等の銀行業務は政府に於て常に監視するの要あるは論を俟たざる所なり。勸業銀行監理官は大藏省高等官中より任命せられ農工銀行監理官及び北海道拓殖銀行監理官は道府縣高等官中より大藏大臣之を任命す。後者は本來直接大藏大臣の指揮命令を承くるものに非ざるが故に特に大藏大臣の命を承けて業務を監視すと規定したるものなり。朝鮮殖産銀行監理官は朝鮮總督府高等官中より同總督之を任命す。尙大正十年以來農工銀行の合併して勸業銀行支店となれる府縣に於ては同行地方監理官を置き該支店の業務を監視せしむるものとせり。右は農工銀行監理官と同様のものなり。本條に關係を有する外國の立法例は次

の如し。

外國の立法例

(一) 獨逸抵當銀行法

第四條(第三項) 監督官廳ハ監理官ヲ任命シ之ヲ指揮シテ其ノ監督權ヲ行使セシムルコトヲ得(以下省略)

第二十九條 抵當銀行ニ管理人 (Treasurer) 及其ノ代理人ヲ置ク

管理人及代理人ハ銀行ニ諮詢シタル後監督官廳之ヲ任命ス監督官廳ハ何時ニテモ其ノ任命ヲ取消スコトヲ得

第三十條 管理人ハ抵當債券ニ對シ適法ノ引當存スルヤ否ヤヲ常ニ注意スベキ義務ヲ有ス但シ貸付ケタル土地ノ價格ガ監督官廳ノ認可シタル鑑定規則ニ從ヒ決定セラレタルモノニ限り管理人ハ其ノ價格ガ實際ニ適合スルヤ否ヤヲ調査スル義務ナシ

管理人ハ抵當債券ノ引當ニ供セラレタル抵當債權若ハ有價證券ガ第二十二條第一項ノ規定ニ從ヒ登録簿ニ登録サレシヤ否ヤヲ注意スル義務ヲ有ス

管理人ハ抵當債券ノ發行前債券上ニ其ノ債券ニハ適法ノ引當ノ存スルコト及

此ノ引當ハ登録簿ニ登録済ノモノナルコトヲ證明スベキ義務ヲ有ス
 抵當債權登録簿ニ登録シタル抵當債權及有價證券ノ抹消ハ管理人ノ同意ヲ以
 テノミ之ヲ爲スコトヲ得管理人ノ同意ハ一定ノ方式ヲ以テスルコトヲ要ス即
 チ管理人自ラ登録簿ノ抹消欄ニ署名シテ之ヲ爲スモノトス
 第三十一條 管理人ハ抵當債權登録簿ニ登録シタル抵當債權ニ關スル證書竝
 登録簿ニ登録シタル有價證券及第六條第四項ノ規定ニ依リ抵當債券ノ引當ニ
 供セラレタル現金ヲ銀行ト共同ニテ保管ス管理人ハ本法ノ規定ニ依ルニ非ザ
 レバ以上ノ物件ヲ引出スコトヲ得ズ

抵當債權登録簿ニ登録セラレタル他ノ抵當債權及有價證券ニテ抵當債券ノ引
 當充分ナルトキ又ハ銀行ガ他ニ適法ノ引當ヲ供シタルトキハ管理人ハ銀行ノ
 請求ニ因リ抵當債權證書有價證券竝現金ヲ返還シ登録簿ノ抹消ニ協力スル義
 務ヲ有ス銀行ガ債務者ニ對シ抵當債權證書ヲ返還スル義務ヲ有スルトキ又ハ
 民法第千四百四十五條ノ規定シタル行爲ヲ爲スベキ義務ヲ有スルトキ又ハ民法
 第千四百四十五條ノ規定シタル行爲ヲ爲スベキ義務ヲ有スルトキハ右ノ要件ヲ

具備セザル場合ト雖管理人ハ證書ヲ返還スルコトヲ要ス抵當債權ノ辨濟ガ民
 法第千四百四十五條ニ規定セル場合ナルトキハ銀行ハ第一項ノ規定ニ從ヒ其ノ
 辨濟セラレタル現金ヲ管理人ニ交付スベキモノトス
 銀行ガ單ニ一時使用スル爲メ抵當債權證書ヲ必要トスルトキハ管理人ハ他ニ
 引當ヲ供セシメズシテ之ヲ交付スル義務ヲ有ス
 第三十二條 管理人ハ抵當債券ニ關スル事項及抵當債權登録簿ニ登録セラレ
 タル抵當債權ニ關スル事項ニ付テハ何時ニテモ銀行ノ帳簿及書類ヲ検査スル
 權利ヲ有ス

銀行ハ登録簿ニ登録セラレタル抵當債權ノ償還及此等ノ抵當債權ニ關スル其
 ノ他ノ變更ニシテ抵當債券ノ所有者ニ重大ナル影響ヲ及ボスベキモノニ付テ
 ハ管理人ニ對シ繼續的ニ報告ヲ爲ス義務ヲ有ス

第三十三條 管理人ト抵當銀行トノ間ニ爭アルトキハ監督官廳之ヲ裁決ス

第三十四條 管理人ハ其ノ職務ニ對シ一定ノ報酬ヲ銀行ニ請求スルコトヲ得
 契約ニ依リ其ノ額ヲ定メタルトキハ之ヲ監督官廳ニ届出ヅベシ契約ナキトキ

ハ監督官廳之ヲ定ム

(二) 下墾地利州抵當銀行定款

第五十四條(第一項)(既掲ニ付省略)

(三) 亞米利加合衆國聯邦農地貸付法

第二十八條(第一項)聯邦農地貸付管理委員會ハ本法ニ依リ業務ヲ營ムコトヲ許サレタル銀行並組合ヲ精密ニ検査スル爲メ其ノ裁量ヲ以テ適當人員ノ土地銀行検査官ヲ任命スヘシ

第三條(第七項) 聯邦農地貸付管理委員會ハ農地債券發行ノ申請ヲ受理シ其ノ他本法規定ノ事務ヲ執行スル爲メ各土地銀行管區ニ各一人ノ農地貸付管理官(Farm loan registrar)ヲ任命スベシ又農地貸付管理官止ムヲ得ズ缺席又ハ無能力トナリタル場合ニ於テ其ノ職務ヲ代行スベキ代理人ヲ任命スルコトヲ得(以下省略)

第十三條 聯邦土地銀行ハ本法ノ規定スル制限及條件ニ從ヒ次ノ權限ヲ有ス(第一號第二號省略)

第三 本法第十二條ノ規定ニ適應スル農地ノ第一抵當債權ヲ受領シ之ヲ農地

債券發行ノ引當トシテ農地貸付管理官ニ供託スルコト(以下省略)

第十八條 聯邦土地銀行若ハ株式土地銀行ガ本法ニ依リ農地債券發行ノ議決ヲ爲シタルトキハ之ガ發行ノ承認ヲ得ル爲メ該管區ノ農地貸付管理官ヲ經由シテ農地貸付管理委員會ニ文書ニ依ル申請書ヲ提出スベシ該土地銀行ハ右ノ申請書ト共ニ本法第十二條第十五條又ハ第十六條ノ規定ニ適合セル農地ニ對スル第一抵當債權若ハ發行豫定總額ヨリ少カラザル額ノ合衆國公債ヲ引當トシテ該管區ノ農地貸付管理官ニ提出スベシ(以下省略)

農地貸付管理官ニ於テ右ノ申請書ヲ受領シタルトキハ該摘要表ヲ確認シタル上更ニ自己ノ所見ヲ附シテ該申請書並摘要表ヲ聯邦農地貸付管理委員會ニ移牒スベシ(以下省略)

聯邦農地貸付管理委員會ハ農地債券發行ヲ申請セル土地銀行並該管區農地貸付管理官ニ對シ遲滯ナク其ノ發行ニ關スル決定ヲ通知スベシ該管理官ハ聯邦農地貸付管理委員會ノ要求アルトキハ何時ニテモ農地債券發行ニ關スル報告書ヲ提出スベシ

(第四項)
省略)

第十九條 農地貸付管理官が聯邦農地貸付管理委員會ヨリ第十八條ノ規定ニ依リ農地債券發行承認ノ通知ヲ受ケタルトキハ該債券ヲ迅速ニ調製シ發行ヲ申請シタル土地銀行ニ確實ニ交付スル爲メ本法ノ規定ニ依リ必要ナル手續ヲ實行スベシ

聯邦農地貸付管理委員會ガ農地債券發行ノ申請ノ全部ヲ拒否シタルトキハ農地貸付管理官ハ之ガ引當トシテ提供セラレタル第一抵當債權及證券類ヲ該土地銀行ニ返戻スベシ

聯邦農地貸付管理委員會ガ農地債券ノ發行ヲ承認シタルトキハ農地貸付管理官ハ債券發行ノ引當トシテ提供セラレタル第一抵當債權及證券類ヲ引續キ保管シ引當トシテ保管スル必要ナキ部分ハ之ヲ該土地銀行ニ返戻スベシ右ノ農地債券ヲ發行スベキ土地銀行ハ管理官ガ引當トシテ保管スベキ一切ノ第一抵當債權及證券類ヲ信託ニ依ル寄託證書ヲ以テ該管理官ニ引渡スベシ(中略)發行ノ引當タル第一抵當債權及證券類ハ聯邦農地貸付管理委員會ノ認可セル供託

金庫若ハ銀行ニ供託シ管理官之ヲ管理ス管理ハ農地債券發行銀行及該債券ノ將來ノ所持人ノ受託者トシテ管理官自己ノ名義ヲ以テ爲スモノトス
農地貸付管理官ハ第十二條第十五條及第十六條ニ適合スル第一抵當債權以外ノ抵當物ノ本來ノ提供タルト交換提供タルトヲ問ハズ農地債券發行ノ引當トシテ土地銀行ヨリ受領スルコトヲ得ズ
各農地貸付管理官ハ自己ノ交付セル農地債券及其ノ流通總額ガ提供セラレタル引當總額ヲ超過セザルベキコトヲ監視スル責任ヲ有ス管理官ハ自己ノ裁量ヲ以テ債券ノ引當タル抵當物ヲ返還シ其ノ代リトシテ臨時ニ合衆國公債又ハ現金ヲ受領スルコトヲ得

(第六項)
省略)

第二十條(第三項) 農地債券ハ之ガ發行ヲ申請セル銀行管區ノ管理官ヲ經由シテ交付スルモノトス

第二十二條 聯邦土地銀行若ハ株式土地銀行ガ農地債券發行ノ引當ニ供シタル第一抵當債權若ハ公債ノ利子割賦償還金若ハ其ノ他ノ支拂ヲ受ケタルトキ

ハ直ニ其ノ受取リタル項目ヲ區別シ之ヲ管理官ニ報告スベシ該管理官ハ此ノ支拂金ヲ當然充當スベキ抵當債務ニ對シ確實ニ之ヲ充當スル手續ヲ爲サシムルモノトス右ノ抵當債務全部辨濟トナリタルトキハ管理官ハ該抵當債務ヲ抹消シ之ヲ寄託者タル土地銀行ニ返還スベシ(以下省略)

農地貸付管理官ハ聯邦土地銀行若ハ株式土地銀行ガ文書ヲ以テ本法ニ依リ引當トシテ提供シタル第一抵當債權若ハ公債ヲ取戻シ他ノ同等ニシテ同額以上ノ抵當物若ハ合衆國政府公債ト交換センコトヲ申出タルトキハ其ノ裁量ヲ以テ之ヲ許可スルコトヲ得

(第三項省略)

土地銀行ガ該農地貸付管理官ニ對シ任意ノ組ニ屬スル農地債券ノ廢棄セラレタルモノ又ハ然ラザルモノヲ提供スルトキハ該土地銀行ハ其ノ提供シタル農地債券ト同額同一組ノ農地債券ニ對シ引當トシテ提供セラレタル第一抵當債權若ハ公債ヲ取戻スコトヲ得ル權利ヲ有シ管理官ハ該銀行ニ屬スル該第一抵當債權及公債ノ引渡ヲ許可指令スルノ義務ヲ有ス

(第五項第六項省略)

農地債券發行ノ引當トシテ農地貸付管理官ノ保管ニ係ル第一抵當債權ノ割賦償還元金其ノ他ノ支拂金ハ之ヲ受領セル聯邦土地銀行若ハ株式土地銀行ノ手許ニ於ケル信託金ヲ構成スルモノトス(以下省略)

農地貸付管理官ノ受託保管スル引當物件ノ元本ノ一部償還アリタルトキハ其ノ代リノ引當トシテ農地債券第一抵當債權合衆國政府公債若ハ前記ノ信託金ヲ構成スル現金ヲ直ニ該管理官ニ寄託スベシ

聯邦土地銀行若ハ株式土地銀行ハ農地債券發行ノ引當トシテ提供セラレタル抵當債權ノ元本償還ノ爲メノ拂込金ノ狀況ヲ農地貸付管理官ニ報告スベシ農地貸付管理官ハ其ノ裁量ヲ以テ右拂込金若ハ之ヨリ生ジタル收入ガ預金タルト若ハ他ニ投資セラレタルト問ハズ直ニ之ヲ受託者トシテ管理官自己ノ勘定ニ移轉スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第五十四條 日本勸業銀行監理官及日本勸業銀行地方監理官ハ何時ニテモ日本勸業銀行ノ金庫、券書庫、帳簿及諸般ノ文書ヲ検査スルコトヲ得

日本勸業銀行監理官及日本勸業銀行地方監理官ハ監視上必要ナリト認ムルトキハ何時ニテモ日本勸業銀行ニ命シテ營業上諸般ノ計算及景況ヲ報告セシムルコトヲ得
日本勸業銀行監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得但シ議決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

【最初】日本勸業銀行監理官ハ何時ニテモ日本勸業銀行ノ金庫、券書庫、帳簿及諸般ノ文書ヲ検査スルコトヲ得

日本勸業銀行監理官ハ監視上必要ナリト認ムルトキハ何時ニテモ日本勸業銀行ニ命シテ營業上諸般ノ計算及景況ヲ報告セシムルコトヲ得

日本勸業銀行監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得但シ議決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

【沿革】大正十年四月本條第一項第二項中「日本勸業銀行監理官」ノ下ニ「及日本勸業銀行地方監理官」ヲ加フ

●第四十四條 農工銀行監理官ハ何時ニテモ農工銀行ノ金庫、券書庫、帳簿及諸般ノ文書ヲ検査スルコトヲ得

農工銀行監理官ハ監視上必要ナリト認ムルトキハ何時ニテモ農工銀行ニ命シテ營業上諸般ノ計算及景況ヲ報告セシムルコトヲ得

農工銀行監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得但シ議決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

●第二十四條 北海道拓殖銀行監理官ハ何時ニテモ北海道拓殖銀行ノ金庫、券書庫、帳簿及諸般ノ文書ヲ検査スルコトヲ得

北海道拓殖銀行監理官ハ監視上必要ナリト認ムルトキハ何時ニテモ北海道拓殖銀行ニ命シテ營業ニ關スル諸般ノ景況及計算報告書ヲ差出サシムルコトヲ得

●第四十六條 朝鮮殖産銀行監理官ハ何時ニテモ朝鮮殖産銀行ノ金庫、帳簿及文書ヲ検査スルコトヲ得

朝鮮殖産銀行監理官ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ朝鮮殖産銀行ニ命シテ營業上ノ計算及景況ヲ報告セシムルコトヲ得

朝鮮殖産銀行監理官ハ株主總會其ノ他ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

本條は監理官をして其の職權を行はしむるに必要なる事項を規定したり。第三項に於て議決の數に加はらしめざる所以は銀行の監督者と被監督者とを區別せんが爲めなり。北海道拓殖銀行法及び朝鮮殖産銀行令に但し議決の數に加は

監理官の
職權

る事を得ず」の文字なきは事の性質上當然なるに由るべし。本條に關係を有する外國の立法例は次の如し。

外國の立法例

(一) 獨逸抵當銀行法

第四條(第二項) 監督官廳ハ特ニ左ノ事項ヲ爲ス權限ヲ有ス

一 何時ニテモ銀行ノ帳簿書類金庫ノ現在金額及有價證券ノ現在額ヲ検査スルコト

三 總會及重役會ニ監督官廳ノ代表者ヲ臨席セシムルコト及總會ノ招集重役會期日ノ決定並決定事項ノ報告ヲ爲サシムルコト若シ此ノ要求ニ應ゼザルトキハ銀行ノ費用ヲ以テ監督官廳自ラ總會ノ招集期日ノ決定並ニ報告ヲ爲スコト

(二) 下埃地利州抵當銀行定款

第五十四條(第一項) 州政府ハ現金有高及當銀行ノ各部門ニ於ケル業務狀況

ニ關シ毎月報告ヲ徴シ銀行ノ帳簿及金庫特ニ規定ニ從ヘル抵當債券及公共債券ノ發行及償還ニ關シ何時ニテモ其ノ裁量ニ從ヒ調査照合ヲ爲シ其ノ調査ノ

結果ニ付調書ヲ作成スルコトヲ要ス

(三) 亞米利加合衆國聯邦農地貸付法

第二十八條(第二項) 右ノ検査官ハ國立銀行検査官ガ國立銀行條例聯邦準備條例及其ノ他ノ法律規定ニ依リ受クルト同一ノ命令責任及罰則ヲ受クルモノトス聯邦農地貸付管理委員會ノ命令アルトキハ該検査官ハ國民農地金融組合ノ狀況ヲ検査シ之ヲ農地貸付委員長ニ報告スベシ検査官ハ每年少クトモ二回各聯邦土地銀行及株式土地銀行ノ狀況ヲ検査シ之ヲ報告スベシ

第十七條 聯邦農地貸付管理委員會ハ次ノ權限ヲ有ス(第一號乃至第四號及第六號以下)

五 本法ノ規定ニ依リ業務ヲ營ム一切ノ銀行及組合ヨリ其ノ狀況ニ關スル報告及説明書ヲ提出セシメ且ツ之ヲ検査スルコト

第五十五條 日本勸業銀行ノ配當金年百分ノ五ニ達セサルトキハ政府ハ創立初季ヨリ十箇年間ヲ限り之ニ達セシムヘキ金額ヲ補給スヘシ其ノ額ハ如何ナル場合ト雖拂込資本金ノ百分ノ五ヲ超過スルコトヲ得ス

利益金補助

本條は國家の補助を規定したり。既に銀行業務は公益を主眼とし營利のみに

偏倚すべからずとして種種の義務を負担せしむる上は多少國庫より補助する所なかるべからず。殊に創業の際數年間は其の必要も大なるべしと雖も補助契約の如きは他日之を更新する事あるも初より無限に締約するは得策に非ずとして其の年限を十年と定めたり。然れども創業以來勸業銀行は順調なる發展を遂げ本條に依る補助を受けたるは僅か三期間に過ぎざりしものなり。

●第四十五條 農工銀行營業補助ノ方法ハ別ニ之ヲ定ム

農工銀行に補助金を交付する理由は勸業銀行法第五十五條に付説明せし所に同じと雖も農工銀行は各地方に散在し其の數も少からざるを以て補助の方法も亦多少之と異ならざるを得ず。別に農工銀行補助法を設け其の方法は之に譲りたり。農工銀行補助法は次の如きものなり。

●第一條 農工銀行法ニ依り設立スル農工銀行ノ營業ヲ補助スル爲政府ハ豫算ニ定ムル所

ニ從ヒ其ノ營業區域ヲ管轄スル府縣(沖繩縣ヲ除ク)ニ其ノ株式引受資金ヲ交付ス

前項ノ交付金額ハ該府縣ノ宅地鑛泉地池沼ヲ除キ有租地段別百町ニ付七十圓以内トス但シ如何ナル場合ニ於テモ一府縣ニ交付スル總額三十萬圓ヲ超過シ又ハ農工銀行拂込資本

株式引受
資金補助

金ノ三分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

本條は農工銀行設立の目的を達するに必要な補助金の出所交付方法及び算出の標準を規定したり。先づ第一項は毎年豫算に依り國庫より資金を支出したる上之を府縣に交付し府縣は之を以て其の地方の農工銀行の株式を引受くる事を明かにせり。北海道沖繩縣に關しては次條の規定あり。此の如く府縣をして株式を引受けしむるは府縣をして農工銀行の業務に關し利害關係を有せしめ府縣をして銀行の業務を公共的に導き且つ監督の任務を完全に盡さしむると同時に銀行補助の目的を達せんとするに在り。然らば何が故に勸業銀行に對しては利益の補助を爲し農工銀行には株式引受を補助するやと云ふに直接利益を補助する場合には一々銀行の損益を検査するの煩勞あるに因り各地方に散在せる多數の農工銀行に對しては不適當なるに由るなり。而して第二項百町歩に付七十圓としたるは國庫の支出總額を一千萬圓以内と定めたる結果なり。即ち一千萬圓の資金を有租地段別一千三百四十餘萬町歩に配分すれば百町歩に付七十有餘圓の割合なり。茲に宅地鑛泉地池沼を除きたるは此等は夫れ農工銀行の抵當と

して取るに適せざる地目なるに依り又三十萬圓を限度と爲せるは國庫の負擔際限なき事を避けしめんが爲めにして引受額を資本の三分の一と爲せるは交付金のみに倚頼するの弊を矯めんとせしものに外ならず。此の如くにして補助金は株金拂込の都度其の割合に依り交付せられ明治四十一年には沖繩縣を除き他は全部交付済となれり。沖繩縣には次條に依り毎年五千圓を二期に分ち交付せるが明治四十四年別に株式引受資金十萬圓の交付ありしを以て同年末に於て一切の補助金の交付を結了し其の金額は八百二十七萬八千六百二十圓に達したり。北海道に於ては北海道拓殖銀行設立の趣旨に於て説述せるが如き事情ありて本法の適用を受けざるものとなれり。

●**第二條** 北海道及沖繩縣ニ設立スル農工銀行ノ營業ヲ補助スル爲創立初季ヨリ二十箇年ヲ限り政府ハ豫算ニ定ムル所ニ從ヒ北海道ノ農工銀行ニ二萬五千圓以内沖繩縣ノ農工銀行ニ五千圓以内ヲ毎年交付ス但シ農工銀行ノ拂込資本金額ニ對シ一箇年百分ノ五ノ割合ヲ超過スルコトヲ得ス

【沿革】一、最初右補助年限、十箇年トアリシヲ明治三十三年三月、十五箇年ニ改ム

二、明治三十九年四月、十五箇年ヲ二十箇年ニ改ム

利益金補助

本條は北海道及び沖繩縣に對する特例を規定したり。蓋し右兩地方は當時未だ地方制度整備せざりしに因り他の府縣と同一ならしめ難きものあり已むを得ず國庫より直接に總額を以て銀行を補助する方法を採用せり。北海道の二萬五千圓は五十萬圓の利子沖繩縣の五千圓は十萬圓の利子に該當し五十萬圓若しくは十萬圓は凡そ内地に於ける割當金額の最大最小なるものを標準として概算せるものなり。但書を以て拂込資本金額に對し年五分以内に止めたるは國庫補助のみに倚頼して計畫を爲すが如き事を避けしめんが爲めなり。本條補助年限は第四條の期限延長と同時に更に兩度之を延長せられたり。然るに北海道の事情は前述の如く沖繩縣に於ては明治四十二年府縣制の實施ありしを以て明治四十四年沖繩縣農工銀行補助に關する法律を公布し同年株式引受資金十萬圓を交付し此の交付金に關しては農工銀行補助法第三條以下の規定を準用するものとしたり。

●**第三條** 府縣ハ第一條ノ交付金ヲ農工銀行ノ株式引受ニ供スルノ外他ニ使用スルコトヲ

得ス

株式引受
資金使途
制限

本條は別段説明の要なかるべし。

●補 第四條 此ノ法律ニ依リ府縣ノ引受ケタル株式ニ對シテハ農工銀行ハ其ノ創立初季ヨリ十五箇年間ハ利益配當ヲ爲スコトヲ要セス

前項ノ期限經過後仍五箇年間ハ農工銀行ハ前項府縣引受ノ株式ニ對スル配當金ヲ悉皆準備金ニ繰入ルヘシ

【沿革】一、最初第一項中「五箇年」トアリシヲ明治三十三年三月「十箇年」ニ改ム

二、明治三十九年四月第一項中「十箇年」ヲ「十五箇年」ニ改ム

配當及積
立金補助

本條第一項は當初五年間府縣引受株に對する配當金を銀行の利益に加へしめ府縣以外の一般株主に對する配當金の割合を多からしめんが爲めに設けたるものなり。第二項は目的に於ては第一項と同様にして府縣引受株に對する配當金を準備金に繰入れしめ勉めて之が増殖を圖り銀行の信用基礎を鞏固ならしむると同時に準備金は公債買入に用ふる等多少利殖の途なきに非ざるを以て幾分か一般株主に對する配當を補足することを得べしとして設けたるものなり。然るに實際上農工銀行の業務は其の貸付の目的及び貸付金の使途に嚴格なる制限あ

り且つ農工債券に割増金なき爲め其の發行容易ならざるに因り成績豫期の如くあらざりしを以て明治三十三年本條の期間を十箇年と改め明治三十九年更に十五箇年に改めたり。

●補 第五條 農工銀行ハ前條ノ期限ヲ經過シタル後ハ此ノ法律ニ依リ府縣ノ引受ケタル株式

ニ對シ他ノ株式ト同一ノ利益配當ヲ爲スヘシ

前項ノ配當金ハ府縣ノ收入ニ繰入ルモノトス

本條は別段説明の要なかるべし。

府縣持株
の配當

●補 第六條 府縣ハ此ノ法律ニ依リ其ノ引受ケタル農工銀行ノ株式ヲ離權スルコトヲ得ス但シ第七條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

府縣持株
離權禁止

本條は府縣持株に對する處分の制限規定なり。府縣引受株は少くとも第四條補助年限の間は必ず該府縣に於て之を所有する事を要す。若しも此の期間内に府縣以外の所有に歸するときは銀行は之に利益配當を爲さざるべからざるに因り銀行補助の目的を達する事を得ざるべし。尙農工銀行の業務をして公共的に有益ならしめんと欲せば府縣に於て銀行株主として其の業務に關與するの權を

有するを可とし次條に掲ぐる場合の外濫りに離權する事を得ざるものと規定したり。

●第七條 農工銀行創立初季ヨリ二十箇年經過ノ後府縣知事ハ府縣會ノ議決ヲ經内務大臣及大藏大臣ノ認可ヲ得テ此ノ法律ニ依リ引受ケタル農工銀行ノ株式ヲ市町村ニ交付スルコトヲ得

市町村ハ前項ニ依リ交付セラレタル農工銀行ノ株式ヲ基本財産ト爲スヘシ

【沿革】一、最初「十箇年」トアリシヲ明治三十三年三月「十五箇年」ニ改ム

二、明治三十九年四月「十五箇年」ヲ「二十箇年」ニ改ム

府縣持株交付

既に補助年限を經過せる上は銀行補助の目的も達し得られたるものなるが故に或は地方長官及び府縣會に於て其の株式を市町村に移讓するを必要とせば公共團體をして株主たらしむるの主旨に反する事なきものなれば之を許容したり。然れども市町村は其の交付を受けたる株式を基本財産と爲す外他に使用する事を得ず。之れ市町村を株主として銀行を公共的に導くの要あるに因るのみならず又自治團體の資金増殖を圖るの要あるに由るものなり。

市町村基本財産

●第八條 前二條ノ規定ハ日本勸業銀行及農工銀行ノ合併ニ因リ府縣カ此ノ法律ニ依リ引

受ケタル農工銀行ノ株式ニ對シ交付ヲ受ケタル日本勸業銀行ノ株式ニ付之ヲ準用ス

前項ノ合併ノ場合ニ於テ生シタル端數株ノ代金ハ之ヲ府縣ノ基本財産ニ繰入ルヘシ

【沿革】大正十年四月本條ヲ加フ

勸業株式に準用

大正十年勸業任意合併法の公布と同時に本條を設け從來府縣若くは市町村に於て所有せる農工銀行株式にして合併の結果勸業銀行株式となれるものも叙上の傳統に因り依然として離權を許さざるものとせり。

●第二十五條 政府ハ百萬圓ヲ限度トシ北海道拓殖銀行ノ株式ヲ引受クヘシ

政府の株式引受

前既に説明したるが如く農工銀行補助法第二條に依れば北海道農工銀行設立せられたるときは創立初季より十五年間毎年二萬五千圓の利益補助を受くべきものなりしが明治三十二年別に北海道拓殖銀行を設立する事となれるを以て政府は同銀行法に本條を規定し府縣農工銀行の如く同銀行の株式を引受くるものとせり。

●第二十六條 前條ニ依リ政府ノ引受ケタル株式ニ對シテハ北海道拓殖銀行ハ其ノ創立初期

ノ末日ヨリ十箇年間ハ利益配當ヲ爲スコトヲ要セス
前項ノ期限經過後仍五箇年間ハ北海道拓殖銀行ハ前條政府ノ引受ケタル株式ニ對スル配
當金ヲ悉皆準備金ニ繰入ルヘシ

【沿革】明治四十二年三月第二項ヲ加フ

利益金補助

本條は農工銀行補助法第四條と同趣旨なり。明治四十二年第二項を加へたる
は將來一層銀行の基礎を鞏固ならしめんが爲めに外ならず。

第六十九條 朝鮮殖産銀行ハ政府所有ノ株式ニ對シテハ朝鮮總督ノ指定スル期間利益ノ配
當ヲ爲ササルコトヲ得

朝鮮殖産銀行設立命令三

朝鮮殖産銀行令第六十九條ニ依リ政府所有ニ屬スル株式ニ對シ

利益ノ配當ヲ爲スコトヲ要セサル期間ハ設立初期ヨリ十五年トス但シ最後ノ五年間ハ其
ノ配當ニ相當スル金額ヲ缺損補填準備金ニ繰入ルルモノトス

利益金補助

本條も亦利益金の補助を規定したり。銀行創立當時の政府の所有株式は舊農
工銀行株式を引繼ぎたるものにして其の數六千五百九十八株なり。之に對し設
立初期より十五年間利益配當を爲す事を要せざるものとせり。但し最後の五年

間の配當に相當する金額を準備金に繰入れ銀行の基礎を鞏固ならしめんとする
等勸業銀行の例に依る。

朝鮮殖産銀行設立命令二

朝鮮殖産銀行每營業期ニ於テ定款ノ定ムル所ニ依リ株主ニ配當

スヘキ利益金カ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込資本額ニ對シ年百分ノ七ノ割合ニ違
セサルトキハ設立初期ノ末日ヨリ五年ヲ限り之ニ違スル金額ヲ政府ヨリ補給スヘシ但シ
其ノ補給金額ハ如何ナル場合ト雖政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込資本額ニ對シ百分
ノ七ノ割合ヲ超過スルコトヲ得ス

配當金補助

本條は銀行の設立を容易ならしむる爲め配當金の補助を定めたり。
然れども業務順調に發展し本條の補助を受けたるは設立當初の二期に過ぎざり
しものなり。前各條に關係を有する外國の立法例は次の如し。

外國の立法例

(一) 瑞西ゲオー不動産銀行定款

第二十三條 國家ハ株主ニ對シ年々最少限度四分ノ利益配當ヲ保證ス國家ガ
請求ニ依リ保證金ノ支拂ヲ爲シタルトキハ其ノ支出額ハ當銀行ガ將來取得ス
ベキ利益金ヨリ徵收スル方法ニ依リ返済スルモノトス

(二) 西班牙不動産銀行及小地主獎勵金庫構成規則

第十四條(第一項) 不動産銀行が享有スル特權ノ繼續スル間國家ハ左ノ標準ニ依リテ其ノ利益分配ヲ受クルモノトス利益ガ資本金ノ百分ノ十ヲ超エザルトキハ國家ハ何等ノ額ヲモ受ケザルモノトス利益ガ百分ノ十乃至百分ノ十一ナルトキハ其ノ超過額ノ百分ノ五、百分ノ十一乃至百分ノ十二ナルトキハ百分ノ十、百分ノ十二乃至百分ノ十三ナルトキハ百分ノ十五、百分ノ十三乃至百分ノ十四ナルトキハ百分ノ二十、百分ノ十四乃至百分ノ十五ナルトキハ百分ノ二十五、百分ノ十五乃至百分ノ十六ナルトキハ百分ノ三十、百分ノ十六乃至百分ノ十七ナルトキハ百分ノ三十五、百分ノ十七乃至百分ノ十八ナルトキハ百分ノ四十、百分ノ十八乃至百分ノ十九ナルトキハ百分ノ四十五、百分ノ十九乃至百分ノ二十ナルトキハ百分ノ五十、百分ノ二十ヲ超ユルトキハ百分ノ五十二ヲ受クルモノトス

(三) 英吉利農業金融法

第一條(第一項後段) 農務大臣ハ本法ニ依リ設立シタル會社ノ行フ貸付ノ條件ヲ

借主ニ有利ナラシムル爲メ大藏大臣ノ承認ヲ得テ左ノ如キ補助ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

一 會社ノ保證基金トシテ總額七十五萬磅以内ニシテ會社ノ拂込資本金ヲ超エザル範圍内ニ於テ資金ヲ貸付クルコト

(イ)本貸付金ハ分割シテ之ヲ交付ス但シ其ノ累計ハ左ノ金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

創立當初	二五〇、〇〇〇磅
千九百二十九年四月三十日迄	五〇〇、〇〇〇磅
千九百三十年四月三十日迄	七五〇、〇〇〇磅

(ロ)本貸付金ハ創立後六十箇年無利息トシ以後政府ノ投資金ノ平均利廻ヲ超エザル範圍内ニ於テ其ノ都度大藏大臣ノ定ムル利率ニ依リ利子ヲ附スルモノトス

二 會社ノ經營費トシテ創立後十箇年ヲ限り毎年一萬磅ヲ補給スルコト

(四) 亞米利加合衆國聯邦農地貸付法

第五條(第四項) 政府ノ所有スル聯邦土地銀行株式ニ對シテハ配當ヲ爲サズ其
ノ他ノ株式ニ對シテハ平等ニ配當ヲ爲スモノトス(以下省略)

第八章 罰則

第五十六條 日本勸業銀行ニ於テ左ノ事犯アルトキハ總裁若ハ總裁ノ職務ヲ行ヒ又ハ代理
スル副總裁ヲ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス其ノ事犯副總裁又ハ理事ノ分擔業務ニ係ル
トキハ副總裁理事ヲ過料ニ處スルコト亦同シ

- 一 第十四條第十四條ノ二又ハ第十五條ノ二ノ規程ニ反シ貸付ヲ爲シタルトキ
- 二 第十六條ノ規程ニ反シ第一抵當ニ非サルモノニ對シテ貸付ヲ爲シタルトキ
- 三 第三十一條ノ四但書ノ規定ニ反シ預リ金ヲ爲シ又ハ第三十二條ノ規定ニ反シ預リ金
若ハ營業上ノ餘裕金ヲ使用シタルトキ
- 四 第三十三條ノ規程ニ反シ此ノ法律ニ記載セサル業務ヲ營ミタルトキ
- 五 第三十四條又ハ第三十五條ノ三ノ規程ニ反シ勸業債券ヲ發行シタルトキ但シ第三十
七條第一項ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 六 第三十六條第一項第三十七條第二項及第三十九條ノ規程ニ反シ勸業債券ノ償還ヲ爲
ササルトキ

七 第四十三條ノ規程ニ反シ利益金ヲ處分シタルトキ

【初】日本勸業銀行ニ於テ左ノ事犯アルトキハ總裁若ハ總裁ノ職務ヲ行ヒ又ハ代理スル副總裁ヲ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス其ノ事犯副總裁又ハ理事ノ分擔業務ニ係ルトキハ副總裁理事ヲ過料ニ處スルコト亦同シ

- 一 第十四條ノ規程ニ反シ貸付ヲ爲シタルトキ
- 二 第十六條ノ規程ニ反シ第一抵當ニ非サルモノニ對シテ貸付ヲ爲シタルトキ
- 三 第三十二條第二項ノ規程ニ反シ營業上ノ餘裕金ヲ使用シタルトキ
- 四 第三十三條ノ規程ニ反シ此ノ法律ニ記載セサル業務ヲ營ミタルトキ
- 五 第三十四條ノ規程ニ反シ勸業債券ヲ發行シタルトキ但シ第三十七條第一項ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 六 第三十六條第一項第三十七條第二項及第三十九條ノ規程ニ反シ勸業債券ノ償還ヲ爲ササルトキ
- 七 第四十三條ノ規程ニ反シ利益金ヲ處分シタルトキ

【沿革】一、明治四十三年四月第三號ヲ左ノ如ク改ム

- 三 第三十一條ノ二但書ノ規定ニ反シ預リ金ヲ爲シ又ハ第三十二條ノ規定ニ反シ預リ金若ハ營業上ノ餘裕金ヲ使用シタルトキ

- 二、明治四十四年三月第一號中「第十四條」ノ下ニ「又ハ第十四條ノ二」ヲ加フ
- 三、明治四十五年四月第五號中「第三十四條」ノ下ニ「又ハ第三十五條ノ三」ヲ加フ
- 四、大正十年四月第一號中「又ハ第十四條ノ二」ヲ「第十四條ノ二又ハ第十五條ノ二」ニ改ム
- 五、昭和六年三月第三號中「第三十一條ノ二」ヲ「第三十一條ノ四」ニ改ム

● 第四十六條 農工銀行ニ於テ左ノ事犯アルトキハ取締役ヲ五十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

- 一 第六條第六條ノ二第七條又ハ第七條ノ六ノ規程ニ反シ貸付ヲ爲シタルトキ
- 二 第八條ノ規程ニ反シ第一抵當ニ非サルモノニ對シテ貸付ヲ爲シタルトキ
- 三 第二十二條但書ノ規定ニ反シ預リ金ヲ爲シ又ハ第二十三條ノ規定ニ反シ預リ金若ハ營業上ノ餘裕金ヲ使用シタルトキ
- 四 第二十五條ノ規程ニ反シ此ノ法律ニ記載セサル業務ヲ營ミタルトキ
- 五 第二十六條又ハ第二十六條ノ三ノ規程ニ反シ農工債券ヲ發行シタルトキ但シ第二十八條第一項ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 六 第二十七條第二十八條第二項及第三十條ノ規程ニ反シ農工債券ノ償還ヲ爲ササルトキ

七 第三十四條ノ規程ニ反シ利益金ヲ處分シタルトキ

【最初】農工銀行ニ於テ左ノ事犯アルトキハ取締役ヲ五十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

- 一 第六條ノ規程ニ反シ貸付ヲ爲シタルトキ
- 二 第八條ノ規程ニ反シ第一抵當ニ非サルモノニ對シ貸付ヲ爲シタルトキ
- 三 第二十三條第二項ノ規程ニ反シ營業上ノ餘裕金ヲ使用シタルトキ
- 四 第二十五條ノ規程ニ反シ此ノ法律ニ記載セサル業務ヲ營ミタルトキ
- 五 第二十六條ノ規程ニ反シ農工債券ヲ發行シタルトキ但シ第二十八條第一項ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 六 第二十七條第二十八條第二項及第三十條ノ規程ニ反シ農工債券ノ償還ヲ爲ササルトキ
- 七 第三十四條ノ規程ニ反シ利益金ヲ處分シタルトキ

【沿革】一、明治四十三年四月第三號ヲ左ノ如ク改ム

- 三 第二十二條但書ノ規定ニ反シ預リ金ヲ爲シ又ハ第二十三條ノ規定ニ反シ預リ金若ハ營業上ノ餘裕金ヲ使用シタルトキ
- 二、明治四十四年三月第一號中「第六條」ノ下ニ「第六條ノ二及第七條」ヲ加フ
- 三、明治四十五年四月第五號中「第二十六條」ノ下ニ「又ハ第二十六條ノ三」ヲ加フ
- 四、大正十年四月第一號中「第六條ノ二及第七條」ヲ「第六條ノ二第七條又ハ第七條ノ四」ニ改

ム

五、昭和六年三月第一號中「第七條ノ四」ヲ「第七條ノ六」ニ改ム

④ 第二十七條 北海道拓殖銀行ニ於テ左ノ事犯アルトキハ取締役ヲ百圓以上千圓以下ノ過料

ニ處ス

- 一 第八條ノ三ノ規定ニ違反シタルトキ
- 二 第十條ノ規定ニ反シ此ノ法律ニ記載セサル業務ヲ營ミタルトキ
- 三 第十二條又ハ第十二條ノ三ノ規定ニ反シ債券ヲ發行シタルトキ但シ第十五條第一項ニ依レルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 四 第十三條第十四條及第十五條第二項ノ規定ニ反シ債券ノ償還ヲ爲ササルトキ
- 五 本法ニ於テ認可ヲ受クヘキ場合ニ其ノ認可ヲ受ケサルトキ

【最初】北海道拓殖銀行ニ於テ左ノ事犯アルトキハ取締役ヲ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

- 一 第十條ノ規定ニ反シ此ノ法律ニ記載セサル業務ヲ營ミタルトキ
- 二 第十二條ノ規定ニ反シ債券ヲ發行シタルトキ但シ第十五條第一項ニ依レルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 三 第十三條第十四條及第十五條第二項ノ規定ニ反シ債券ノ償還ヲ爲ササルトキ

四 本法ニ於テ認可ヲ受クヘキ場合ニ其ノ認可ヲ受ケサルトキ

【沿革】一、明治四十四年三月左ノ一號ヲ加ヘ以下順次繰下グ

- 一 第七條第四項及第八條ノ二但書ノ規定ニ違反シタルトキ
- 二、明治四十五年四月第一項第三號中「第十二條」ノ下ニ「又ハ第十二條ノ三」ヲ加フ
- 三、大正五年三月第一號ヲ左ノ如ク改ム
- 一 第八條ノ三ノ規定ニ違反シタルトキ

⑤ 第四十七條 左ノ場合ニ於テハ朝鮮殖産銀行ノ頭取又ハ頭取ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル理事ヲ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス理事ノ分擔業務ニ係ルトキハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同シ

- 一 認可ヲ受クヘキ事項ニ關シ認可ヲ受ケサルトキ
- 二 第十條又ハ第十二條第二項ノ規定ニ違反シ株主總會ヲ招集セサルトキ
- 三 第十六條第十八條乃至第二十條ノ規定ニ違反シ貸付又ハ割引ヲ爲シタルトキ
- 四 第十七條第二項ノ規定ニ違反シ預リ金ヲ使用シタルトキ
- 五 第二十六條ノ規定ニ違反シ營業上ノ餘裕金ヲ使用シタルトキ
- 六 第二十九條ノ規定ニ違反シ本令ニ規定セサル業務ヲ營ミタルトキ

監督上の強制方法

ば制裁を蒙るや左に之を一目了解し易く表示すべし。

- 七 第三十條第一項第三十三條第一項第三項又ハ第三十四條ノ規定ニ違反シ債券ヲ發行シタルトキ
 - 八 第三十五條第二項ノ規定ニ違反シ債券ノ償還ヲ爲ササルトキ
 - 九 第三十九條ノ規定ニ違反シ積立金ヲ爲ササルトキ
 - 十 第四十二條第二項ノ命令又ハ第四十四條ノ命令ニ違反シタルトキ
- 本條は監督上の強制方法を規定したり。此等の銀行に於て如何なる行爲あらば制裁を蒙るや左に之を一目了解し易く表示すべし。

●日本勸業銀行

一 不動産(債権、債権質、債権譲渡、債権譲渡の権利) 抵當五十年以内の年賦償還貸付、同上(漁業債等)五年以内の定期貸付を爲す事に違反せるとき、定期償還貸付金額及び不動産抵當附債權(抵當權)を質とする五年以内定期償還貸付金額の制限に違反せるとき、市街地貸付制限に違反せるとき、割増附債券資金使途制限に違反せるとき。

●農工銀行

同上(貸付は許さず)。

●北海道拓殖銀行

普通銀行業務に使用する金額は不動産銀行業務に使用する金額を超過すべからずとする規定に違反せるとき。

●朝鮮殖産銀行

不動産若しくは不動産上の權利又は財團擔保五十年以内の年賦又は五年以内の定期償還貸付、漁業權擔保五年以内定期償還貸付、農工業者十人連帶無抵當五年以内定期償還貸付、公共團體無抵當年賦貸付、金融組合、漁業組合其の他營利を目的とせざる產業法人無抵當年賦貸付、朝鮮產物其の他の貨物質貸付、國債證券其の他有價證券質貸付、國爲替爲替、社債券の應募又は引受、擔保附社債信託業務を營む事等の規定に反して貸付又は割引を爲したるとき。

二 第一抵當(前外)に非ざる物に貸付を爲したるとき。	同上。		同上。
三 制限外の預り金を爲し又は制限外に預り金及び餘裕金を運用したるとき。	同上。		預り金を制限に反して使用したるとき又は制限外の餘裕金運用を爲したるとき。
四 本法に規定せざる業務を営みたるとき。	同上。		同上。
五 制限外の債券を發行し又は賣出債券の要項を公告せずして發行したるとき。	同上。		同上。尙債券に法定要項を記載せずして發行したるとき。
六 毎年二回の債券償還、低利借換債券發行の場合に於ける舊債券の一月内償還、年賦金延滞等に因る債券償還等の規定に反し償還せざるとき。	同上。		低利借換債券發行の場合一月内に舊債券を償還せざるとき。
七 法定の準備金及び利益配當平均積立金を爲さずして利益金を處分したるとき。	同上。		同上。
八		本法に依り認可を受くべき場合に之を受けざるとき	定款に定めたる時期又は監事若しくは株主の請求あるも株主總會を招集せざるとき。
九			同上。

四七〇

過料

一〇			鑑定價格三分の二以内の貸付を爲すことの規定に反して貸付を爲したるとき。
一一			支店代理店設置の命令又は監督上の命令に違反したるとき。

此等の事犯ありたるときは勸業銀行に於ては總裁又は總裁の職務を行ひ又は代理する副總裁を百圓以上千圓以下の過料に處す。其の事犯副總裁又は理事の分擔業務に係るときは副總裁理事を過料に處する事亦同じ。農工銀行に於ては取締役を五十圓以上五百圓以下の過料に處す。右過料を勸業銀行の半額と爲せるは營業上の範圍狭少なるを以て其の事犯輕減すべき事情あるに因るとせり。北海道拓殖銀行及び朝鮮殖産銀行に於ては勸業銀行と同じく百圓以上千圓以下の過料なり。然れども其の過料に處せらるる者は北海道拓殖銀行に於ては取締役なるに反して朝鮮殖産銀行に於ては頭取又は頭取の職務を行ひ若くは代理する理事とす。理事の分擔業務に係るときは理事を過料に處する事亦同じ。之れ既論の如く朝鮮殖産銀行の役員は北海道拓殖銀行農工銀行等の役員と其の性質

銀行法違反

を異にせるに由るものなり。尙此の外商法の規定に反するときは商法罰則の適用あり且つ農工銀行及び北海道拓殖銀行に對しては銀行法の適用あるに依り銀行法違反あるときは同法の處分を免れざる事論を俟たざるなり。本條に關係ある外國の立法例は省略す。

●第五十七條 日本勸業銀行ノ總裁副總裁及理事第八條ノ規程ヲ犯シタルトキハ二十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス

●第二十八條 北海道拓殖銀行ノ取締役第六條ノ規定ヲ犯シタルトキハ二十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス

●第四十八條 朝鮮殖産銀行ノ頭取又ハ理事第九條ノ規定ニ違反シタルトキハ二十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス

役員個人の罰則

此等の銀行の役員(監事監査役を除く)は在任中大藏大臣の認可を得ずして他の職務又は商業(拓殖銀行に於ては營業を目的とする職務は認可せず)に従事するときは本條の制裁あり。農工銀行に本條の如き規定なきは設立當時之を一人一業とするときは適當なる役員を得られざりしに因るなり。

●第五十八條 削除

【最初】前二條ニ掲ケタル過料ハ裁判所ノ命令ヲ以テ之ヲ科ス但シ其ノ命令ニ對シ十四日以内ニ抗告ヲ爲スコトヲ得

【沿革】明治四十四年三月本條ヲ削ル

●第四十七條 削除

【最初】前條ニ掲ケタル過料ハ裁判所ノ命令ヲ以テ之ヲ科ス但シ其ノ命令ニ對シ十四日以内ニ抗告ヲ爲スコトヲ得
過料ノ辨納ニ付キテハ取締役連帶シテ其ノ責任ヲ負フ

【沿革】明治四十四年三月本條ヲ削ル

削除の理由

本條はもと前掲の如き規定ありしが銀行業者が法律違反の爲め過料に處せらるる場合の手續に付ては明治三十二年法律第五十三號銀行に關する法律に定めたる過料に關する件あるを以て本法に何等の規定なきも當然之を適用せらるるに付不必要なりとして明治四十四年之を削除したり。即ち之に依り非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條の規定を準用せられ本法に於て定めたる過料に付ては過料に處せらるべき者の住所地の地方裁判所之を管轄し其の裁判は當事

過料處分手續率則

者の陳述を聴き、検事の意見を求めたる後、理由を附したる決定を以て之を爲すものとし、當事者及び検事は之に對し即時抗告を爲す事を得ざるものとす。

●第四十九條 前二條ノ過料ニ關シテハ非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ヲ準用ス

過料處分
手續準則

本條は過料に關する準則を定めたるものなり。前條の記述參照。

附則

附則は總て最初の銀行設立に關する規定なるに依り省略するも尙一二説明を要するものあり次の如し。

●第五十二條 農工銀行ニ關シ此ノ法律ニ規定セサル事項ハ銀行法ヲ適用ス

【最初】 農工銀行ニ關シ此ノ法律ニ規定セサル事項ハ明治二十三年法律第七十二號銀行條例ヲ適用ス

【沿革】 昭和二年三月明治二十三年法律第七十二號銀行條例ヲ「銀行法」ニ改ム

●第三十四條 北海道拓殖銀行ニ關シ此ノ法律ニ規定セサル事項ハ銀行法ヲ適用ス

【最初】 北海道拓殖銀行ニ關シ此ノ法律ニ規定セサル事項ハ明治二十三年法律第七十二號銀行條例ヲ適用ス

銀行法の
適用

【沿革】 昭和二年三月明治二十三年法律第七十二號銀行條例ヲ「銀行法」ニ改ム

本條は農工銀行及び北海道拓殖銀行に銀行法の適用あることを定めたり。最初は銀行條例の適用ある旨を規定しありたるが昭和二年銀行條例を廢止し銀行法を公布せられたると同時に本條の改正ありしものなり。北海道拓殖銀行は普通銀行業務をも營むが故に最初より銀行條例の適用あり。農工銀行に於ても既論の通り最初より貸付と預り金とを併せ爲すが故に銀行條例に稱する銀行業務を營むものなるに由り本法に規定せざる事は銀行條例の規定に従ふべしと定めたるものなり。之に反して勸業銀行は農工銀行と異なり最初は貸付金を爲すも其の資源は唯一の債券のみにして預り金を爲す事を得ざりしが故に當時の銀行條例に依る銀行業務を營むものと云ふを得ざりしものなり。従つて最初より銀行條例の適用なし。現在に於ても亦銀行法の適用なきものとす。朝鮮殖産銀行にも銀行令の適用なきは朝鮮殖産銀行令に之を適用する明文なきを以て明かなりとす。

(一) 舊銀行條例第一條 公に開きたる店舗に於て證券の割引を爲し又は爲替事業を爲し又は諸預

附
録

り金及貸付を併せ爲す者は何等の名稱を用ゐるに拘らず總て銀行とす。

日本勸業銀行法

(明治二十九年四月二十日
法律第八十二號)

第一章 總 則

- 第一條 日本勸業銀行ハ株式會社トシ其ノ本店ヲ東京ニ置ク
- 第二條 日本勸業銀行ノ資本金ハ一千萬圓トス但シ株主總會ノ決議ニ依リ政府ノ認可ヲ經テ資本金ヲ增加スルコトヲ得
- 第三條 日本勸業銀行ノ各株式ノ金額ハ五十圓トス
- 第四條 日本勸業銀行ノ存立時期ハ設立免許ノ日ヨリ百箇年トス但シ株主總會ノ決議ニ依リ政府ノ認可ヲ經テ存立時期ヲ延長スルコトヲ得

第二章 重 役

- 第五條 日本勸業銀行ニ總裁副總裁各一人理事監査役各三人以上ヲ置ク
前項ニ規定スルモノノ外農工銀行ノ存在セサル府縣毎ニ地方顧問二人以内ヲ置クコトヲ得
- 第六條 總裁ハ日本勸業銀行ヲ代表シ其ノ事務ヲ總理ス
- 副總裁ハ總裁事故アルトキ其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキ其ノ職務ヲ行フ
- 副總裁及理事ハ總裁ヲ補助シ定款ノ定ムル所ニ從ヒ日本勸業銀行ノ業務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與ス
- 監査役ハ日本勸業銀行ノ業務ヲ監査ス
- 地方顧問ハ定款ノ定ムル所ニ依リ當該府縣内ニ於ケル日本勸業銀行ノ業務ニ關シ總裁ノ諮問ニ應ス

第七條 總裁副總裁ハ四百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ政府之ヲ命シ其ノ任期ヲ五箇年トス但シ其ノ任期滿限ノ後再任ヲ命スルコトヲ得

理事ハ二百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命シ任期ヲ五箇年トス但シ其ノ任期滿限ノ後本條ノ手續ニ依リ再任ヲ命スルコトヲ得

監査役ハ百二十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選定シ其ノ任期ヲ三箇年トス但シ其ノ任期滿限ノ後再選スルコトヲ得

地方顧問ハ當該府縣内ニ住所ヲ有シ百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ政府之ヲ命シ其ノ任期ヲ三箇年トス但シ其ノ任期滿限ノ後再任ヲ命スルコトヲ得

第八條 總裁副總裁及日本勸業銀行ノ業務ヲ分掌スル理事ハ在任中何等ノ名稱ニ拘ラス他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ス但シ大藏大臣ノ認可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三章 株主總會

第九條 通常株主總會ハ毎年二回定款ニ定メタル時期ニ於テ總裁之ヲ招集ス

第十條 臨時株主總會ハ臨時ノ事項ヲ議スル爲何時ニテモ總裁之ヲ招集スルコトヲ得

第十一條 監査役又ハ總株金ノ五分ノ一以上ニ當ル株主ハ會議ノ目的ヲ示シテ臨時株主總會ノ招集ヲ總裁ニ請求スルコトヲ得 總裁前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ臨時株主總會ヲ招集スヘシ

第十二條 株主總會ニ於テハ株主ハ議決權ヲ有スル株主ノ外代理ヲ委託スルコトヲ得ス但シ法定代理人ハ此ノ限ニ在ラス

日本勸業銀行ノ役員及使用人ハ株主總會ニ於テ株主ノ代理人タルコトヲ得ス
第十三條 削除

第四章 營業

第十四條 日本勸業銀行ハ五十箇年以内ニ於テ年賦償還ノ方法ニ依リ不動産ヲ抵當トシテ貸付ヲ爲スモノトス

日本勸業銀行ハ不動産ヲ抵當トシ五箇年以内ノ定期償還貸付ヲ爲スコトヲ得但シ水産業ノ爲貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ漁業權ヲ抵當トスルコトヲ得

前項ノ貸付金額及第三十一條ノ二ノ貸付金額ハ拂込資本金及積立金總高ノ二倍ヲ超過スルコトヲ得ス
鐵道財團及軌道財團ハ本法ノ適用ニ付キテハ之ヲ不動産ト看做ス

第十四條ノ二 工場財團及工場ニ屬スル敷地又ハ建物ヲ除クノ外市制施行地及勅令ヲ以テ指定スル市街地ニ存在スル宅地若ハ建物ヲ抵當トシ又ハ之ヲ抵當トスル債權(抵當證券ヲ含ム)ヲ質トスル貸付金額並第十五條第五項ノ貸付金額ハ拂込資本金額及勸業債券發行額ノ二分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

第十五條 日本勸業銀行ハ府縣市町村其ノ他法律ヲ以テ組織セル公共團體ニ貸付ヲ爲ス場合ニ於テ抵當ヲ徵セサルコトヲ得
耕地整理法ニ依リ耕地整理ヲ施行スル場合ニ於テ耕地整理組合若ハ其ノ聯合會ヨリ借用ヲ申出タルトキ又ハ共同施行者カ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ抵當ヲ徵セスシテ定期償還貸付又ハ年賦償還貸付ヲ爲スコトヲ得
産業組合、生絲共同施設組合、工業組合、漁業組合、森林組合、畜産組合、住宅組合又ハ其ノ聯合會ニハ抵當ヲ徵セスシテ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付ヲ爲スコトヲ得

農工銀行ノ存在セサル府縣内ニ於テ八十人以上ノ農業者、工業者又ハ漁業者申合セ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ其ノ信用ノ確實ナルモノニ限り五箇年以内ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ又ハ十箇年以内ニ於テ年賦償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコトヲ得

都市計畫法ニ依リ土地區劃整理ヲ施行スル場合ニ於テ土地區劃整理組合若ハ其ノ聯合會ヨリ借用ヲ申出タルトキ又ハ共同施行者カ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ抵當ヲ徵セスシテ定期償還貸付又ハ年賦償還貸付ヲ爲スコトヲ得

第十五條ノ二 日本勸業銀行ハ割増金附勸業債券ノ發行ニ依リテ得タル資金ハ田、畑、鹽田、山林、牧場若ハ養魚池ヲ抵當トシ又ハ之ヲ抵當トスル債權(抵當證券ヲ含ム)ヲ質トスル貸付、漁業權ヲ抵當トスル貸付、前條第一項乃至第四項ノ貸付及農工債券又ハ産業債券ノ引受ノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ大藏大臣ノ認可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十六條 日本勸業銀行ニ於テ抵當ヲ徵スルトキハ總テ第一抵當ナルコトヲ要ス但シ舊債アル場合ニ於テ日本勸業銀行ヨリ借入スル新債ヲ以テ舊債ヲ償還スル效果ニ依リ新債ノ第一抵當トナルコトヲ得ヘキトキ又ハ先順位ノ抵當權者カ日本勸業銀行ニシテ舊貸付金額及新貸付金額カ第十八條ノ制限ヲ超エサルトキハ此ノ限ニ在ラス

日本勸業銀行ニ於テ漁業權ヲ抵當トシテ貸付スル場合ニハ有價證券又ハ不動産ヲ添擔保ニ徵スルコトヲ得

第十七條 日本勸業銀行ニ於テ抵當トシテ徵スル土地ハ永續スヘキ確實ナル收益ノ見込アルモノニ限ル

日本勸業銀行ニ於テ抵當トシテ徵スル建物ハ保險付ノモノニ限ル但シ抵當物ノ外ニ貸付金高二倍以上ノ價格ヲ有スル動産又ハ不動産ヲ添抵當ト爲ス場合ニ於テハ保險ニ付セサルコトヲ得

第十八條 不動産ヲ抵當トシテ貸付タル金額ハ日本勸業銀行ニ於テ鑑定シタル價格ノ三分ノ二以内トス漁業權ヲ抵當トスルトキ亦

同シ

第十九條 年賦金ハ元金ト利子トヲ併セテ之ヲ計算シ各年ヲ通シテ一定平等ノ償還額ヲ定ムヘシ

前項ノ償還額ハ之ヲ變更スルコトヲ得ス但シ貸付金ノ一部償還ノ場合ニ於テ其ノ額ヲ更定スルハ此ノ限ニ在ラス

第二十條 削除

第二十一條 貸付金ノ年賦償還ニ付キテハ五箇年以内ニ於テ据置年限ヲ定ムヘシ但シ其ノ年限間ノ利子ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ据置年限ハ相手方ノ希望ニ因リ之ヲ定メサルコトヲ得

第二十二條ノ二 年賦償還期限前天然事變其ノ他避クヘカラサル事故アリタルトキハ五箇年以内ニ於テ更ニ据置年限ヲ定ムルコトヲ得

第二十二條 債務者年賦金、定期償還金又ハ利子ノ拂込ヲ遅延シタルトキハ拂込期日ノ翌日ヨリ其ノ金額ニ對シ利子ヲ仕拂フノ義務ヲ負フ

第二十三條 年賦償還ノ方法ヲ以テ借入ヲ爲シタル債務者ハ償還期限前ニ借用金ノ全部若ハ一部ヲ償還スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ日本勸業銀行ハ定款ニ於テ定ムル所ノ率ニ依リ相當ノ手数料ヲ要求スルコトヲ得

第二十四條 債務者ハ借用金ノ五分ノ一以上ヲ償還シタルトキハ其ノ割合ニ應ジ抵當物一部ノ解除ヲ要求スルコトヲ得其ノ殘額ニ對シテモ亦同シ

第二十五條 日本勸業銀行ハ年賦金ノ拂込ヲ遅延スル債務者ニ對シ償還期限前ト雖貸付金全部ノ償還ヲ要求スルコトヲ得

第二十六條 日本勸業銀行ハ抵當物ノ價格減少シ貸付金償還殘額ニ對シ第十八條ノ割合ニ不足ヲ生シタルトキハ増抵當ヲ要求シ若

ハ其ノ不足ニ相當スル貸付金額ノ償還ヲ要求スルコトヲ得

債務者前項ノ要求ニ應セサルトキハ日本勸業銀行ハ償還期限前ト雖貸付金全部ノ償還ヲ要求スルコトヲ得

第二十七條 抵當不動産ノ全部若ハ一部カ土地收用法ニ依リ收用セラルル場合ニ於テ日本勸業銀行ハ償還期限前ト雖貸付金ノ償還ヲ要求スルコトヲ得但シ債務者ニ於テ收用補償金ヲ供託シ又ハ相當ノ不動産ヲ以テ増抵當トスルトキハ此ノ限ニ在ラス其ノ收用一部ニ止マルトキハ償還ノ要求モ其ノ割合ニ應スヘキモノトス

第二十八條 無抵當ニテ借入ヲ爲シタル府縣市町村其ノ他法律ヲ以テ組織セル公共團體ニ於テ年賦金、定期償還金又ハ利子ノ拂込期日ヲ過キ之ヲ拂込マサルトキ又ハ期限前ノ償還要求ニ對シ其ノ拂込ヲ爲ササルトキハ日本勸業銀行ハ監督官廳ニ其ノ處分ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ日本勸業銀行ハ府縣ニ對シテハ内務大臣ニ市町村其ノ他法律ヲ以テ組織セル公共團體ニ對シテハ第一次監督官廳ニ其ノ請求ヲ爲スヘシ

監督官廳請求ヲ受ケタルトキハ府縣市町村其ノ他法律ヲ以テ組織セル公共團體ニ命令シテ延滞金及第二十二條ノ利子ヲ拂込マシムヘシ

第二十九條 日本勸業銀行ハ農工債券、北海道拓殖債券、産業債券又ハ朝鮮殖産銀行ノ發行スル債券ヲ引受クルコトヲ得

第三十條 日本勸業銀行ハ農工債券、北海道拓殖債券、産業債券又ハ朝鮮殖産銀行ノ發行スル債券ヲ引受ケムトスル場合ニ於テ農工銀行、北海道拓殖銀行、産業組合中央金庫又ハ朝鮮殖産銀行ノ業務及財産ノ實況ヲ調査スルコトヲ得

第三十一條 日本勸業銀行ハ農工銀行ノ年賦償還貸付金ノ債權及其ノ擔保タル抵當權ヲ擔保トシテ年賦償還ノ方法ニ依リ貸付金ヲ

爲スコトヲ得

第三十一條ノ二 日本勸業銀行ハ不動産ヲ抵當トスル債權(抵當證券ヲ含ム)ヲ質トシテ五箇年以内ノ定期償還貸付ヲ爲スコトヲ得
第十六條第一項、第十七條、第十八條、第二十六條及第二十七條ノ規定ハ前項ノ貸付ノ擔保タル債權ニ附随スル抵當權及其ノ目的タル不動産ニ之ヲ準用ス

第三十一條ノ三 日本勸業銀行ハ抵當證券ノ賣買ヲ爲スコトヲ得

本法中貸付ニ關スル規定ハ抵當證券ノ買入ニ關シ之ヲ準用ス

第三十一條ノ四 日本勸業銀行ハ預リ金ヲ爲シ又ハ地金銀有價證券ノ保護預リヲ爲スコトヲ得但シ定期預リ金及第三十二條ノ二ニ依リ取扱ヒタル金銭ニシテ運用ヲ許サレタル公金預リ金以外ノ預リ金ノ總額ハ拂込資本金額ヲ超過スルコトヲ得ス

第三十二條 日本勸業銀行ハ左ノ方法ニ依ルノ外前條ノ預リ金又ハ營業上ノ餘裕金ヲ使用スルコトヲ得ス

一 預リ金四分ノ一以上ハ國債證券若ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ヲ買入レ又ハ大藏省預金部若ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル銀行ニ預入ルルコト

二 前號ノ證券又ハ農産物、水産物、工業製造品ヲ擔保トスル手形ノ割引又ハ短期貸付ヲ爲スコト

三 産業組合、生絲共同施設組合、工業組合、漁業組合又ハ其ノ聯合會ニ對シ手形ノ割引又ハ當座預金貸越ヲ爲スコト

四 農工銀行ノ存在セサル府縣内ニ於テ十人以上ノ農業者、工業者又ハ漁業者申合セ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ其ノ信用ノ確實ナルモノニ限り無擔保ニテ短期貸付ヲ爲スコト

五 公共團體ニ對シ短期貸付ヲ爲スコト

定期預リ金ハ前項ノ外第十四條第二項及第三十一條ノ二ノ定期償還貸付ニ之ヲ使用スルコトヲ得

第三十二條ノ二 日本勸業銀行ハ府縣市ノ爲ニ其ノ金銭出納ノ取扱ヲ爲スコトヲ得

第三十二條ノ三 日本勸業銀行ハ其ノ發行スル債券ニシテ政府ノ所有又ハ保管ニ係ルモノヲ日本銀行ノ爲ニ管理スルコトヲ得

第三十三條 日本勸業銀行ハ此ノ法律ニ記載セサル業務ヲ營ムコトヲ得ス

第五章 勸業債券

第三十四條 日本勸業銀行ハ資本金四分ノ一以上ノ拂込アリタルトキハ拂込金額ノ十五倍ヲ限リ勸業債券ヲ發行スルコトヲ得但シ年賦償還貸付金總高、定期償還貸付金總高並其ノ引受ケタル農工債券、北海道拓殖債券、産業債券及朝鮮殖産銀行ノ發行シタル債券現在高ヲ超過スルコトヲ得ス

勸業債券ヲ發行スル場合ニハ商法第九十九條及第二百條ノ二ノ規定ヲ適用セス

勸業債券ヲ發行スル場合ニ於テ應募總額カ社債申込證ニ記載シタル社債總額ニ達セサルトキト雖社債ヲ成立セシムル旨ヲ社債申込證ニ記載シタルトキハ其ノ應募總額ヲ以テ社債總額トス

第三十五條 勸業債券ハ券面金額ヲ十圓以上トシ無記名利札附トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名ト爲スコトヲ得

第三十五條ノ二 日本勸業銀行ハ券面金額二十圓以下ノ勸業債券ヲ發行スル場合ニ於テハ賣出ノ方法ニ依ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ賣出期間ヲ定ムルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ社債申込證ヲ作ルコトヲ要セス

第一項ノ規定ニ依リ發行スル勸業債券ニハ商號及商法第七十三條第二號、第四號乃至第六號ニ掲ケタル事項ヲ記載スルコトヲ

要ス

商法第二百四條ノ三第一項ノ期間ハ勸業債券ノ賣出期間満了ノ日ヨリ之ヲ起算シ其ノ登記スヘキ事項ハ賣出期間内ニ於ケル勸業債券ノ賣上總額及商法第七十三條第四號乃至第六號ニ掲ケタル事項トス

賣出ノ方法ニ依リ勸業債券ヲ發行シタル場合ニ於ケル社債ノ登記ノ申請書ニハ賣出期間内ニ於ケル勸業債券ノ賣上總額ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第三十五條ノ三 日本勸業銀行ハ賣出ノ方法ニ依リ勸業債券ヲ發行セムトスルトキハ賣出期間及商法第二百三條第二項第一號乃至

第三號ニ掲ケタル事項ヲ公告スヘシ

第三十五條ノ四 勸業債券ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得

第三十六條 日本勸業銀行ハ少クトモ年賦償還貸付金並其ノ引受ケタル農工債券、北海道拓殖債券、産業債券及朝鮮殖産銀行ノ發行シタル債券ノ償還高ニ應シ毎年二回以上抽籤ヲ以テ勸業債券ヲ償還スヘシ

日本勸業銀行ニ於テ勸業債券ヲ償還スル場合ニ於テハ割増金ヲ附與スルコトヲ得但シ其ノ方法及金額ハ大藏大臣ノ認可ヲ受タヘシ

第三十六條ノ二 日本勸業銀行ハ第二十三條ニ依リ期限前ノ償還ヲ受ケタル場合ニ於テハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ金額ヲ限度トシ勸業債券ノ買入消却ヲ爲スコトヲ得

第三十七條 日本勸業銀行ハ勸業債券借換ノ爲一時第三十四條ノ制限ニ依ラス低利ノ勸業債券ヲ發行スルコトヲ得

低利ノ勸業債券ヲ發行シタルトキハ發行後一箇月以内ニ抽籤ヲ以テ其ノ發行券面金額ニ相當スル舊勸業債券ヲ償還スヘシ

第三十八條 勸業債券ノ利子ハ毎年二回定款ニ定メタル時期ニ於テ之ヲ仕拂フヘシ但シ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ六箇月毎ニ複利ノ計算ヲ爲シ一定ノ年數毎ニ又ハ元金償還ノ時迄据置キ之ヲ仕拂フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ元金償還ノ時迄利子据置ノ方法ヲ以テ發行スル勸業債券ニハ利札ヲ附セサルコトヲ得

第三十九條 日本勸業銀行ハ年賦償還貸付金ノ償還延滞シテ豫期ノ金額ニ達セサルトキ及其ノ引受ケタル農工債券、北海道拓殖債券、産業債券又ハ朝鮮殖産銀行ノ發行シタル債券ニシテ之ヲ發行シタル農工銀行、北海道拓殖銀行、産業組合中央金庫又ハ朝鮮殖産銀行解散ノ爲ニ全額ノ償還ヲ得ルコト能ハサルトキハ第三十六條ノ償還ト同時期ニ抽籤ヲ以テ其ノ延滞金額又ハ償還ヲ得サル農工債券、北海道拓殖債券、産業債券又ハ朝鮮殖産銀行ノ發行シタル債券面金額ニ相當スル勸業債券ヲ償還スヘシ

第四十條 勸業債券ノ所有者其ノ元金又ハ利子ヲ要求セサルトキハ元金ハ十五箇年利子ハ五箇年ニシテ其ノ要求ノ權ヲ失フモノトス

第四十一條 勸業債券ノ模造ニ關シテハ通貨及證券模造取締法ヲ準用ス

第四十二條 割増金附無記名勸業債券又ハ其ノ利札ヲ喪失シタル者ハ擔保ヲ提供シ又ハ確實ナル保證人ヲ立テ其ノ元金、割増金又ハ利子ノ仕拂ヲ請求スルコトヲ得

第六章 準備金

第四十三條 日本勸業銀行ハ毎年準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益ノ百分ノ八以上ヲ積立テ及利益配當ノ平均ヲ得セシムル爲利益ノ百分ノ二以上ヲ積立ツヘシ

第七章 政府ノ監督及補助

第四十四條 大藏大臣ハ日本勸業銀行ノ業務ヲ監督ス

第四十五條 日本勸業銀行ハ其ノ定款ヲ變更セムトスルトキハ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第四十六條 日本勸業銀行ニ於テ支店又ハ代理店ヲ設置セムトスルトキハ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ又大藏大臣ニ於テ支店若ハ代理店ヲ要ナリトスルトキハ日本勸業銀行ニ命シテ之ヲ設置セシムルコトアルヘシ

第四十七條 日本勸業銀行ハ大藏大臣ノ認可ヲ經ルニ非サレハ株主ニ配當金ノ分配ヲ爲スコトヲ得ス

第四十八條 大藏大臣ハ日本勸業銀行ノ營業上法律命令又ハ定款ニ背戾シ若ハ公益ヲ害スル事件アリト認ムルトキハ之ヲ制止スヘシ

第四十九條 日本勸業銀行ハ大藏大臣ノ命令ニ從ヒ其ノ營業ニ關スル諸般ノ景況及計算報告書ヲ差出スヘシ

第五十條 大藏大臣ハ必要ナリト認ムルトキハ日本勸業銀行ノ貸付割引ノ金額及方法ヲ制限スルコトヲ得

第五十一條 日本勸業銀行貸付金ノ利子ノ最高歩合ハ每營業年度ノ初ニ於テ大藏大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ其ノ營業年度内ニ於テ之ヲ變更セムトスルトキモ亦同シ

第五十二條 日本勸業銀行ニ於テ勸業債券ヲ發行セムトスルトキハ直接ニ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第五十三條 大藏大臣ハ特ニ日本勸業銀行監督官ヲ置キ日本勸業銀行ノ業務ヲ監視セシム

大藏大臣ハ農工銀行ノ存在セサル府縣ニ日本勸業銀行地方監督官ヲ置キ當該府縣内ニ於ケル日本勸業銀行ノ業務ヲ監視セシム

第五十四條 日本勸業銀行監督官及日本勸業銀行地方監督官ハ何時ニテモ日本勸業銀行ノ金庫、券書庫、帳簿及諸般ノ文書ヲ検査スルコトヲ得

日本勸業銀行監理官及日本勸業銀行地方監理官ハ監視上必要ナリト認ムルトキハ何時ニテモ日本勸業銀行ニ命シテ營業上諸般ノ計算及景況ヲ報告セシムルコトヲ得

日本勸業銀行監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得但シ議決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

第五十五條 日本勸業銀行ノ配當金年百分ノ五ニ達セサルトキハ政府ハ創立初季ヨリ十箇年間ヲ限り之ニ達セシムヘキ金額ヲ補給スヘシ其ノ額ハ如何ナル場合ト雖拂込資本金ノ百分ノ五ヲ超過スルコトヲ得ス

第八章 罰 則

第五十六條 日本勸業銀行ニ於テ左ノ事犯アルトキハ總裁若ハ總裁ノ職務ヲ行ヒ又ハ代理スル副總裁ヲ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス其ノ事犯副總裁又ハ理事ノ分擔業務ニ係ルトキハ副總裁理事ヲ過料ニ處スルコト亦同シ

一 第十四條第十四條ノ二又ハ第十五條ノ二ノ規程ニ反シ貸付ヲ爲シタルトキ

二 第十六條ノ規程ニ反シ第一抵當ニ非サルモノニ對シテ貸付ヲ爲シタルトキ

三 第三十一條ノ四但書ノ規定ニ反シ預リ金ヲ爲シ又ハ第三十二條ノ規定ニ反シ預リ金若ハ營業上ノ餘裕金ヲ使用シタルトキ

四 第三十三條ノ規程ニ反シ此ノ法律ニ記載セサル業務ヲ營ミタルトキ

五 第三十四條又ハ第三十五條ノ三ノ規程ニ反シ勸業債券ヲ發行シタルトキ但シ第三十七條第一項ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラス

六 第三十六條第一項第三十七條第二項及第三十九條ノ規程ニ反シ勸業債券ノ償還ヲ爲ササルトキ

七 第四十三條ノ規程ニ反シ利益金ヲ處分シタルトキ

第五十七條 日本勸業銀行ノ總裁副總裁及理事第八條ノ規程ヲ犯シタルトキハ二十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス

第五十八條 削除

附 則

第五十九條 政府ハ設立委員ヲ置キ日本勸業銀行設立ノ免許ヲ與フルマテ其ノ發起ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第六十條 設立委員ハ定款ヲ作り政府ノ認可ヲ得タル後株主ヲ募集ス

第六十一條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込簿ヲ政府ニ差出シ銀行設立ノ免許ヲ稟請スヘシ

第六十二條 設立委員前條ノ免許ヲ得タルトキハ其ノ事務ヲ日本勸業銀行總裁ニ引渡スヘシ

第六十三條 設立初度ノ總裁副總裁理事及監査役ノ第七條ニ依リ所有スヘキ株數ノ時期ニ付テハ同條第四項ヲ適用スルノ限ニ在ラス

第六十四條 設立初度ノ總裁副總裁及理事ノ任期ハ三箇年トス

設立初度ノ理事及監査役ハ株主中ヨリ政府之ヲ命ス

農工銀行法 (明治二十九年四月二十日 法律第八十三號)

第一章 總 則

第一條 農工銀行ハ株式會社ニシテ其ノ資本金ヲ二十萬圓以上トシ各株式ノ金額ハ二十圓トス

前項ノ株式金額ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ五十圓迄ニ上スコトヲ得

第二條 農工銀行ハ北海道又ハ一府縣ヲ以テ一營業區域トス但シ土地ノ情況ニ依リ勅令ヲ以テ北海道又ハ一府縣ヲ二箇以上ノ營業區域ニ分割スルコトヲ得

第三條 農工銀行ノ設立ハ一營業區域内ニ一行ヲ以テ限トス

第四條 農工銀行ノ取締役及監査役ハ農工銀行ノ營業區域内ニ住所ヲ有スルコトヲ要ス

第五條 農工銀行ノ營業區域内ノ府縣市町村及市制第六條ノ規定ニ依リ指定セラレタル市ノ區モ亦其ノ株主タルコトヲ得

第二章 營業

第六條 農工銀行ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス

- 一 五十箇年以内ニ於テ年賦償還ノ方法ニ依リ不動産ヲ抵當トシテ貸付ヲ爲スコト
- 二 拂込資本金及積立金總高ノ二倍ニ相當スル金額ヲ限り不動産ヲ抵當トシテ五箇年以内ノ定期償還貸付ヲ爲スコト
- 三 府縣市町村又ハ法律ヲ以テ組織セル公共團體ニ對シ無抵當ニテ本條第一號第二號ノ貸付ヲ爲スコト
- 四 耕地整理法ニ依リ耕地整理ヲ施行スル場合ニ於テ耕地整理組合若ハ其ノ聯合會ヨリ借用ヲ申出タルトキ又ハ共同施行者カ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ無抵當ニテ本條第一號、第二號ノ貸付ヲ爲スコト
- 五 十人以上ノ農業者、工業者又ハ漁業者申合セ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ其ノ信用ノ確實ナルモノニ限り五箇年以内ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ又ハ十箇年以内ニ於テ年賦償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコト
- 六 都市計畫法ニ依リ土地區調整ヲ施行スル場合ニ於テ土地區調整組合若ハ其ノ聯合會ヨリ借用ヲ申出タルトキ又ハ共同施行者カ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ無抵當ニテ本條第一號、第二號ノ貸付ヲ爲スコト

第六條ノ二 工場財團及工場ニ屬スル敷地又ハ建物ヲ除クノ外市制施行地及勅令ヲ以テ指定スル市街地ニ存在スル宅地若ハ建物ヲ抵當トシ又ハ之ヲ抵當トスル債權(抵當證券ヲ含ム)ヲ質トスル貸付金額並前條第六號ノ貸付金額ハ拂込資本金額及農工債券發行額ノ四分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

第七條 前條ノ貸付ハ勅令ヲ以テ指定スル地方ニ限り拂込資本金額及農工債券發行額迄之ヲ増加スルコトヲ得

第七條ノ二 農工銀行ハ第六條第二號ノ制限内ニ於テ漁業權ヲ抵當トシ五箇年以内ノ定期償還貸付ヲ爲スコトヲ得

第七條ノ三 農工銀行ハ第六條第二號ノ制限内ニ於テ不動産ヲ抵當トスル債權(抵當證券ヲ含ム)ヲ質トシ五箇年以内ノ定期償還貸付ヲ爲スコトヲ得

第八條 第一項、第九條、第十條、第十八條及第十九條ノ規定ハ前項ノ貸付ノ擔保タル債權ニ附隨スル抵當權及其ノ目的タル不動産ニ之ヲ準用ス

第七條ノ四 農工銀行ハ抵當證券ノ賣買ヲ爲スコトヲ得

本法中貸付ニ關スル規定ハ抵當證券ノ買入ニ關シ之ヲ準用ス

第七條ノ五 産業組合、生絲共同施設組合、工業組合、漁業組合、森林組合、畜産組合、住宅組合又ハ其ノ聯合會ニハ無抵當ニテ第六條第一號又ハ第二號ノ貸付ヲ爲スコトヲ得

第七條ノ六 農工銀行ハ日本勸業銀行カ割増金附勸業債券ノ發行ニ依リテ得タル資金ヲ以テ引受ケタル農工債券ニ依ル資金ヲ田、畑、鹽田、山林、牧場若ハ養魚池ヲ抵當トシ又ハ之ヲ抵當トスル債權(抵當證券ヲ含ム)ヲ質トスル貸付、漁業權ヲ抵當トスル貸付並第六條第三號乃至第五號、第七條ノ二及第七條ノ五ノ貸付ノ外使用スルコトヲ得ス但シ大藏大臣ノ認可ヲ得タルトキハ此ノ

限ニ在ラス

第八條 農工銀行ニ於テ抵當ヲ徵スルトキハ總テ第一抵當ナルコトヲ要ス但シ舊債アル場合ニ於テ農工銀行ヨリ借入スル新債ヲ以テ其ノ舊債ヲ償還スル效果ニ依リ新債ノ第一抵當トナルコトヲ得ヘキトキ又ハ先順位ノ抵當權者カ農工銀行ニシテ舊貸付金額及新貸付金額カ第十條ノ制限ヲ超エサルトキハ此ノ限ニ在ラス

農工銀行ニ於テ漁業權ヲ抵當トシテ貸付クル場合ニハ有價證券又ハ不動産ヲ添擔保ニ徵スルコトヲ得

第九條 農工銀行ニ於テ抵當トシテ徵スル土地ハ永續スヘキ確實ナル收益ノ見込アルモノニ限ル

農工銀行ニ於テ抵當トシテ徵スル建物ハ保險付ノモノニ限ル但シ抵當物ノ外ニ貸付金高二倍以上ノ價格ヲ有スル動産又ハ不動産ヲ添抵當ト爲ス場合ニ於テハ保險ニ付セサルコトヲ得

第十條 不動産ヲ抵當トシテ貸付クル金額ハ農工銀行ニ於テ鑑定シタル價格ノ三分ノ二以内トス漁業權ヲ抵當トスルトキ亦同シ

第十一條 年賦金ハ元金ト利子トヲ併セテ之ヲ計算シ各年ヲ通シテ一定平等ノ償還額ヲ定ムヘシ

前項ノ償還額ハ之ヲ變更スルコトヲ得ス但シ貸付金ノ一部償還ノ場合ニ於テ其ノ額ヲ更定スルハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 削除

第十三條 貸付金ノ年賦償還ニ付キテハ五箇年以内ニ於テ据置年限ヲ定ムヘシ但シ其ノ年限間ノ利子ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ据置年限ハ相手方ノ希望ニ依リ之ヲ定メサルコトヲ得

第十三條ノ二 年賦償還期限前大災事變其ノ他避クヘカラサル事故アリタルトキハ五箇年以内ニ於テ更ニ据置年限ヲ定ムルコトヲ得

第十四條 債務者年賦金定期償還金又ハ利子ノ拂込ヲ遅延シタルトキハ拂込期日ノ翌日ヨリ其ノ金額ニ對シ利子ヲ仕拂フノ義務ヲ負フ

第十五條 年賦償還ノ方法ヲ以テ借入ヲ爲シタル債務者ハ償還期限前ニ借入金ノ全部若ハ一部ヲ償還スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ農工銀行ハ定款ニ於テ定ムル所ノ率ニ依リ相當ノ手数料ヲ要求スルコトヲ得

第十六條 債務者ハ借入金ノ五分ノ一以上ヲ償還シタルトキハ其ノ割合ニ應ジ抵當物一部ノ解除ヲ要求スルコトヲ得其ノ殘額ニ對シテモ亦同シ

第十七條 農工銀行ハ年賦金ノ拂込ヲ遅延スル債務者ニ對シ償還期限前ト雖貸付金全部ノ償還ヲ要求スルコトヲ得

第十八條 農工銀行ハ抵當物ノ價格減少シ貸付金償還殘額ニ對シ第十條ノ割合ニ不足ヲ生シタルトキハ増抵當ヲ要求シ若ハ其ノ不足ニ相當スル貸付金額ノ償還ヲ要求スルコトヲ得

債務者前項ノ要求ニ應セサルトキハ農工銀行ハ償還期限前ト雖貸付金全部ノ償還ヲ要求スルコトヲ得

第十九條 抵當不動産ノ全部若ハ一部カ土地收用法ニ依リ收用セラルル場合ニ於テ農工銀行ハ償還期限前ト雖貸付金ノ償還ヲ要求スルコトヲ得但シ債務者ニ於テ收用ノ補償金ヲ供託シ又ハ相當ノ不動産ヲ以テ増抵當トスルトキハ此ノ限ニ在ラス

其ノ收用一部ニ止マルトキハ償還ノ要求モ其ノ割合ニ應スヘキモノトス

第二十條 無抵當ニテ借入ヲ爲シタル府縣市町村其ノ他法律ヲ以テ組織セル公共團體ニ於テ年賦金、定期償還金又ハ利子ノ拂込期日ヲ過キ其ノ拂込ヲ爲ササルトキ又ハ期限内ノ償還要求ニ對シ其ノ拂込ヲ爲ササルトキハ農工銀行ハ監督官廳ニ其ノ處分ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ農工銀行ハ府縣ニ對シテハ内務大臣ニ、市町村其ノ他法律ヲ以テ組織セル公共團體ニ對シテハ第一次監督官廳ニ其ノ請求ヲ爲スヘシ

監督官廳請求ヲ受ケタルトキハ府縣市町村其ノ他法律ヲ以テ組織セル公共團體ニ命令シテ延滞金及第十四條ノ利子ヲ拂込マシムヘシ

第二十一條 削除

第二十二條 農工銀行ハ預リ金ヲ爲シ又ハ地金銀有價證券ノ保護預リヲ爲スコトヲ得但シ定期預リ金及第二十四條第二項ニ依リ取扱ヒタル金銭ニシテ運用ヲ許サレタル公金預リ金以外ノ預リ金ノ總額ハ拂込資本金額ヲ超過スルコトヲ得ス

第二十三條 農工銀行ハ左ノ方法ニ依ルノ外前條ノ預リ金又ハ營業上ノ餘裕金ヲ使用スルコトヲ得ス

一 預リ金四分ノ一以上ハ國債證券若ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ヲ買入レ又ハ大藏省預金部若ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル銀行ニ預入ルルコト

二 前號ノ證券又ハ農産物、水産物、工業製造品ヲ擔保トスル手形ノ割引又ハ短期貸付ヲ爲スコト但シ定期預リ金ハ第六條及第七條ノ三ノ貸付ニ使用スルコトヲ得

三 産業組合、生絲共同施設組合、工業組合、漁業組合又ハ其ノ聯合會ニ對シ手形ノ割引又ハ當座預金貸越ヲ爲スコト

四 十人以上ノ農業者、工業者又ハ漁業者申合セ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ其ノ信用ノ確實ナルモノニ限り無擔保ニテ短期貸付ヲ爲スコト

五 公共團體ニ對シ短期貸付ヲ爲スコト

第二十四條 農工銀行ハ日本勸業銀行又ハ他ノ農工銀行ノ代理店タルコトヲ得

農工銀行ハ府縣市ノ爲ニ其ノ金銭出納ノ取扱ヲ爲スコトヲ得

農工銀行ハ日本勸業銀行ノ貸付ヲ代理シタル場合ニ於テハ日本勸業銀行ニ對シ債務者ノ爲ニ債務ノ保證ヲ爲スコトヲ得

農工銀行ハ年賦償還貸付金ノ債權及其ノ擔保タル抵當權ヲ擔保トシテ日本勸業銀行ヨリ年賦償還ノ方法ニ依リ借入金ヲ爲スコトヲ得

農工銀行ハ不動産ヲ抵當トスル債權(抵當證券ヲ含ム)ヲ質トシテ日本勸業銀行ヨリ定期償還ノ方法ニ依リ借入金ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 農工銀行ハ此ノ法律ニ記載セサル業務ヲ營ムコトヲ得ス

第三章 農工債券

第二十六條 農工銀行ハ資本金四分ノ一以上ノ拂込アリタルトキハ拂込金額ノ十五倍ヲ限り農工債券ヲ發行スルコトヲ得但シ年賦償還貸付金總高及定期償還貸付金總高ヨリ第二十四條第四項及第五項ニ依リ質ト爲シタルモノヲ控除シタル金額ヲ超過スルコトヲ得ス

農工債券ハ券面金額ヲ十圓以上トシ無記名札付トス但シ應募者若ハ所有者ノ請求ニ依リ記名ト爲スコトヲ得

農工債券ヲ發行スル場合ニハ商法第百九十九條及第二百條ノ二ノ規定ヲ適用セス

農工債券ヲ發行スル場合ニ於テ應募總額カ社債申込證ニ記載シタル社債總額ニ達セサルトキト雖社債ヲ成立セシムル旨ヲ社債申込證ニ記載シタルトキハ其ノ應募總額ヲ以テ社債總額トス

第二十六條ノ二 農工銀行ハ券面金額二十圓以下ノ農工債券ヲ發行スル場合ニ於テハ賣出ノ方法ニ依ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ

賣出期間ヲ定ムルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ社債申込證ヲ作ルコトヲ要セス

第一項ノ規定ニ依リ發行スル農工債券ニハ商號及商法第七十三條第二號、第四號乃至第六號ニ掲ケタル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

商法第二百四條ノ三第一項ノ期間ハ農工債券ノ賣出期間満了ノ日ヨリ之ヲ起算シ其ノ登記スヘキ事項ハ賣出期間内ニ於ケル農工債券ノ賣上總額及商法第七十三條第四號乃至第六號ニ掲ケタル事項トス

賣出ノ方法ニ依リ農工債券ヲ發行シタル場合ニ於ケル社債ノ登記ノ申請書ニハ賣出期間内ニ於ケル農工債券ノ賣上總額ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第二十六條ノ三 農工銀行ハ賣出ノ方法ニ依リ農工債券ヲ發行セムトスルトキハ賣出期間及商法第二百三條第二項第一號乃至第三號ニ掲ケタル事項ヲ公告スヘシ

第二十七條 農工銀行ハ少クトモ年賦償還貸付金ノ償還高ニ應ジ毎年二回以上抽籤ヲ以テ農工債券ヲ償還スヘシ但シ第二十四條第四項又ハ第五項ニ依リ質ト爲シタルモノノ償還高ハ此ノ限ニ在ラス

第二十八條 農工銀行ハ農工債券借換ノ爲一時第二十六條ノ制限ニ依ラス低利ノ農工債券ヲ發行スルコトヲ得

低利ノ農工債券ヲ發行シタルトキハ發行後一箇月以内ニ抽籤ヲ以テ其ノ發行券面金額ニ相當スル舊農工債券ヲ償還スヘシ

第二十九條 農工債券ノ利子ハ毎年二回定款ニ定メタル時期ニ於テ之ヲ仕拂フヘシ

第三十條 農工銀行ハ年賦償還貸付金ノ償還延滞シテ豫期ノ金額ニ達セサルトキハ第二十七條ノ償還ト同時期ニ抽籤ヲ以テ其ノ延

滞金額ニ相當スル農工債券ヲ償還スヘシ

第三十一條 農工債券ノ所有者其ノ元金又ハ利子ヲ要求セサルトキハ元金ハ十五箇年利子ハ五箇年ニシテ其ノ要求ノ權ヲ失フモノトス

第三十二條 農工債券ノ模造ニ關シテハ通貨及證券模造取締法ヲ準用ス

第三十三條 削除

第四章 準備金

第三十四條 農工銀行ハ毎年準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益ノ百分ノ八以上ヲ積立テ及利益配當ノ平均ヲ得セシムル爲利益ノ百分ノ二以上ヲ積立ツヘシ

第五章 政府ノ監督及補助

第三十五條 大藏大臣ハ農工銀行ノ業務ヲ監督ス

第三十六條 農工銀行ノ定款ハ大藏大臣ノ認可ヲ要ス之ヲ變更セムトスルトキモ亦同シ

第三十七條 農工銀行ニ於テ支店又ハ代理店ヲ設置セムトスルトキハ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ又大藏大臣ニ於テ支店若ハ代理店ヲ要用ナリトスルトキハ農工銀行ニ命シテ之ヲ設置セシムルコトアルヘシ

第三十八條 農工銀行ハ大藏大臣ノ認可ヲ經ルニ非サレハ株主ニ配當金ノ分配ヲ爲スコトヲ得ス

第三十九條 大藏大臣ハ農工銀行ノ營業上法律命令又ハ定款ニ背戾シ若ハ公益ヲ害スル事件アリト認ムルトキハ之ヲ制止スヘシ

第四十條 農工銀行ハ大藏大臣ノ命令ニ從ヒ其ノ營業ニ關スル諸般ノ景況及計算報告書ヲ差出スヘシ

第四十一條 大藏大臣ハ必要ナリト認ムルトキハ農工銀行ノ貸付割引ノ金額及方法ヲ制限スルコトヲ得
第四十二條 農工銀行貸付金ノ利子ノ最高歩合ハ每營業年度ノ初ニ於テ大藏大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ其ノ營業年度内ニ於テ變更セムトスルトキモ亦同シ

第四十三條 政府ハ特ニ北海道廳府縣高等官中ヨリ農工銀行監理官ヲ命シ大藏大臣ノ指揮ヲ承ケテ農工銀行ノ業務ヲ監視セシム
第四十四條 農工銀行監理官ハ何時ニテモ農工銀行ノ金庫、券書庫、帳簿及諸般ノ文書ヲ検査スルコトヲ得

農工銀行監理官ハ監視上必要ナリト認ムルトキハ何時ニテモ農工銀行ニ命シテ營業上諸般ノ計算及景況ヲ報告セシムルコトヲ得
農工銀行監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得但シ議決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

第四十五條 農工銀行營業補助ノ方法ハ別ニ之ヲ定ム

第六章 罰 則

第四十六條 農工銀行ニ於テ左ノ事犯アルトキハ取締役ヲ五十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

- 一 第六條第六條ノ二第七條又ハ第七條ノ六ノ規程ニ反シ貸付ヲ爲シタルトキ
- 二 第八條ノ規程ニ反シ第一抵當ニ非サルモノニ對シ貸付ヲ爲シタルトキ
- 三 第二十二條但書ノ規定ニ反シ預リ金ヲ爲シ又ハ第二十三條ノ規定ニ反シ預リ金若ハ營業上ノ餘裕金ヲ使用シタルトキ
- 四 第二十五條ノ規程ニ反シ此ノ法律ニ記載セサル業務ヲ營ミタルトキ
- 五 第二十六條又ハ第二十六條ノ三ノ規程ニ反シ農工債券ヲ發行シタルトキ但シ第二十八條第一項ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラス

- 六 第二十七條第二十八條第二項及第三十條ノ規程ニ反シ農工債券ノ償還ヲ爲ササルトキ
- 七 第三十四條ノ規程ニ反シ利益金ヲ處分シタルトキ

第四十七條 削除

附 則

第四十八條 北海道廳長官及府縣知事ハ大藏大臣ノ認可ヲ經テ設立委員ヲ置キ農工銀行設立ノ免許ヲ得ルマテ其ノ發起ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第四十九條 設立委員ハ定款ヲ作り政府ノ認可ヲ得タル後株主ヲ募集ス

第五十條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込簿ヲ政府ニ差出シ銀行設立ノ免許ヲ稟請スヘシ

第五十一條 設立委員前條ノ免許ヲ得タルトキハ其ノ事務ヲ農工銀行取締役ニ引渡スヘシ

第五十二條 農工銀行ニ關シ此ノ法律ニ規定セサル事項ハ銀行法ヲ適用ス

農工銀行補助法 (明治二十九年四月二十日法律第八十四號)

第一條 農工銀行法ニ依リ設立スル農工銀行ノ營業ヲ補助スル爲政府ハ豫算ニ定ムル所ニ從ヒ其ノ營業區域ヲ管轄スル府縣(沖繩縣ヲ除ク)ニ其ノ株式引受資金ヲ交付ス

前項ノ交付金額ハ該府縣ノ宅地鑛泉地池沼ヲ除キ有租地段別百町ニ付七十圓以内トス但シ如何ナル場合ニ於テモ一府縣ニ交付スル總額三十萬圓ヲ超過シ又ハ農工銀行拂込資本金ノ三分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

第二條 北海道及沖繩縣ニ設立スル農工銀行ノ營業ヲ補助スル爲其ノ創立初季ヨリ二十箇年ヲ限リ政府ハ豫算ニ定ムル所ニ從ヒ北海道ノ農工銀行ニ二萬五千圓以內沖繩縣ノ農工銀行ニ五千圓以內ヲ毎年交付ス但シ農工銀行ノ拂込資本金額ニ對シ一箇年百分ノ五ノ割合ヲ超過スルコトヲ得ス

第三條 府縣ハ第一條ノ交付金ヲ農工銀行ノ株式引受ニ供スルノ外他ニ使用スルコトヲ得ス

第四條 此ノ法律ニ依リ府縣ノ引受ケタル株式ニ對シテハ農工銀行ハ其ノ創立初季ヨリ十五箇年間ハ利益配當ヲ爲スコトヲ要セス前項ノ期限經過後仍五箇年間ハ農工銀行ハ前項府縣引受ノ株式ニ對スル配當金ヲ悉皆準備金ニ繰入ルヘシ

第五條 農工銀行ハ前條ノ期限ヲ經過シタル後ハ此ノ法律ニ依リ府縣ノ引受ケタル株式ニ對シ他ノ株式ト同一ノ利益配當ヲ爲スヘシ

前項ノ配當金ハ府縣ノ收入ニ繰入ルモノトス

第六條 府縣ハ此ノ法律ニ依リ其ノ引受ケタル農工銀行ノ株式ヲ離權スルコトヲ得ス但シ第七條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第七條 農工銀行創立初季ヨリ二十箇年經過ノ後府縣知事ハ府縣會ノ議決ヲ經内務大臣及大藏大臣ノ認可ヲ得テ此ノ法律ニ依リ引受ケタル農工銀行ノ株式ヲ市町村ニ交付スルコトヲ得

市町村ハ前項ニ依リ交付セラレタル農工銀行ノ株式ヲ基本財産ト爲スヘシ

第八條 前二條ノ規定ハ日本勸業銀行及農工銀行ノ合併ニ因リ府縣カ此ノ法律ニ依リ引受ケタル農工銀行ノ株式ニ對シ交付ヲ受ケタル日本勸業銀行ノ株式ニ付之ヲ準用ス

前項ノ合併ノ場合ニ於テ生シタル端數株ノ代金ハ之ヲ府縣ノ基本財産ニ繰入ルヘシ

北海道拓殖銀行法 (明治三十二年三月二十二日 法律第七十六號)

第一章 總 則

第一條 北海道拓殖銀行ハ北海道及樺太ノ拓殖事業ニ資本ヲ供給スルヲ以テ目的トス

北海道拓殖銀行ハ株式會社トシ其ノ本店ヲ北海道札幌ニ置ク

第二條 北海道拓殖銀行ノ資本金ハ三百萬圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケテ之ヲ增加スルコトヲ得

第三條 北海道拓殖銀行ノ存立時期ハ五十箇年トス但シ政府ノ認可ヲ受ケテ之ヲ延長スルコトヲ得

第二章 重 役

第四條 北海道拓殖銀行ニ取締役四人以上監査役三人以上ヲ置ク

第五條 取締役ハ五十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ三箇年トス

監査役ハ三十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ二箇年トス

第六條 取締役ハ在任中何等ノ名稱ニ拘ラス他ノ職務ニ從事スルコトヲ得ス但シ營利ヲ目的トセサル職務ニシテ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三章 營 業

第七條 北海道拓殖銀行ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス

一 五十箇年以內ニ於テ年賦償還ノ方法ニ依リ不動産ヲ抵當トスル貸付

- 二 五箇年以内ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ不動産又ハ漁業權ヲ抵當トスル貸付
 - 三 北海道樺太ノ拓殖ヲ目的トスル株式會社ノ株券債券ヲ質トスル貸付及其ノ社債券ノ應募、引受
 - 四 爲替、荷爲替及北海道樺太ノ產物ヲ擔保トスル貸付
 - 五 預リ金及保護預リ
 - 六 手形ノ割引
 - 七 擔保附社債ニ關スル信託事業
 - 八 他銀行ノ業務代理
 - 九 國債證券地方債證券社債券若ハ株券ノ募集、其ノ拂込金ノ受入又ハ其ノ元利金若ハ配當金ノ支拂ノ取扱
- 拓殖銀行ハ前項第四號ニ依ルノ外仍北海道樺太ノ產物ノ貯藏ヲ主タル目的トスル倉庫内ニ貯藏スル產業上必要ノ貨物ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲スコトヲ得
- 漁業權ヲ抵當トシテ貸付クル場合ニハ有價證券又ハ不動産ヲ添擔保ニ徵スルコトヲ得
- 北海道拓殖銀行ハ五十箇年以内ニ於テ年賦償還ノ方法ニ依リ又ハ五箇年以内ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ北海道又ハ樺太ニ於ケル鐵道財團又ハ軌道財團ヲ抵當トスル貸付ヲ爲スコトヲ得
- 第七條ノ二** 北海道拓殖銀行ハ五箇年以内ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ不動産ヲ抵當トスル債權(抵當證券ヲ含ム)ヲ質トスル貸付ヲ爲スコトヲ得
- 第七條ノ三** 北海道拓殖銀行ハ抵當證券ノ賣買ヲ爲スコトヲ得

本法中貸付ニ關スル規定ハ抵當證券ノ買入ニ關シ之ヲ準用ス

第八條 北海道、北海道ニ於ケル市又ハ法律ニ依リ組織スル北海道若ハ樺太ノ公共團體ニ對シ北海道拓殖銀行ハ無擔保ニテ年賦若ハ定期償還ノ方法ニ依リ貸付ヲ爲スコトヲ得

耕地整理法ニ依リ耕地整理ヲ施行スル場合ニ於テ耕地整理組合若ハ其ノ聯合會ヨリ借用ヲ申出タルトキ又ハ共同施行者カ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ年賦若ハ定期償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコトヲ得

十人以上ノ農業者、工業者又ハ漁業者申合セ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ其ノ信用ノ確實ナルモノニ限り五箇年以内ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ又ハ十箇年以内ニ於テ年賦償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコトヲ得

產業組合、生絲共同施設組合、工業組合、漁業組合、森林組合、畜産組合、住宅組合又ハ其ノ聯合會ニハ年賦若ハ定期償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコトヲ得

都市計畫法ニ依リ土地區調整ヲ施行スル場合ニ於テ土地區調整組合若ハ其ノ聯合會ヨリ借用ヲ申出タルトキ又ハ共同施行者カ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ年賦若ハ定期償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコトヲ得

第八條ノ二 北海道拓殖銀行ハ前四條ニ依ルノ外預リ金ヲ以テ國債證券又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ヲ擔保トスル短期貸付ヲ爲スコトヲ得

第八條ノ三 第七條第一項第三號、第四號、第六號、同條第二項及前條ノ事業ニ使用スヘキ金額ハ第七條第一項第一號、第二號、同條第四項、第七條ノ二及第八條ニ依ル貸付金總額ヲ超過スルコトヲ得ス

第九條 北海道拓殖銀行ハ營業上餘裕金アルトキハ國債證券地方債證券社債券又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ應募引受

又ハ買入ヲ爲スコトヲ得

第十條 北海道拓殖銀行ハ此ノ法律ニ記載セサル業務ヲ營ムコトヲ得ス但シ權太ニ於テ營ム業務ニ付主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十一條 北海道拓殖銀行ハ第七條第一號及第二號ノ貸付ヲ爲シタル場合ニ於テ債務者カ貸付ノ目的ニ反シ貸付金ヲ使用シタルトキハ償還期限前ト雖其ノ貸付金全部ノ償還ヲ要求スルコトヲ得

第十二條ノ二 無擔保ニテ借入ヲ爲シタル北海道市町村其ノ他ノ公共團體ニ於テ年賦金、定期償還金又ハ利子ノ拂込期日ヲ過キ其ノ拂込ヲ爲ササルトキ又ハ期限前ノ償還要求ニ對シ其ノ拂込ヲ爲ササルトキハ北海道拓殖銀行ハ監督官廳ニ其ノ處分ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ北海道拓殖銀行ハ北海道ニ對シテハ内務大臣ニ、市町村其ノ他ノ公共團體ニ對シテハ第一次監督官廳ニ其ノ請求ヲ爲スヘシ

監督官廳請求ヲ受ケタルトキハ北海道市町村其ノ他ノ公共團體ニ命令シテ延滞金及遅延利子ヲ拂込マシムヘシ

第四章 北海道拓殖債券

第十二條 北海道拓殖銀行ハ拂込資本金額ノ十五倍ヲ限り債券ヲ發行スルコトヲ得但シ年賦償還貸付金總高及定期償還貸付金總高ヲ超過スルコトヲ得ス

債券ハ券面金額ヲ十圓以上トシ無記名利札附トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名ト爲スコトヲ得

債券ヲ發行スル場合ニハ商法第九十九條及第二百條ノ二ノ規定ヲ適用セス

北海道拓殖債券ヲ發行スル場合ニ於テ應募總額カ社債申込證ニ記載シタル社債總額ニ達セサルトキト雖社債ヲ成立セシムル旨ヲ社債申込證ニ記載シタルトキハ其ノ應募總額ヲ以テ社債總額トス

第十二條ノ二 北海道拓殖銀行ハ券面金額二十圓以下ノ債券ヲ發行スル場合ニ於テハ賣出ノ方法ニ依ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ賣出期間ヲ定ムルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ社債申込證ヲ作ルコトヲ要セス

第一項ノ規定ニ依リ發行スル債券ニハ商號及商法第七十三條第二號、第四號乃至第六號ニ掲ケタル事項ヲ記載スルコトヲ要ス
商法第二百四條ノ三第一項ノ期間ハ債券ノ賣出期間滿了ノ日ヨリ之ヲ起算シ其ノ登記スヘキ事項ハ賣出期間内ニ於ケル債券ノ賣上總額及商法第七十三條第四號乃至第六號ニ掲ケタル事項トス

賣出ノ方法ニ依リ債券ヲ發行シタル場合ニ於ケル社債ノ登記ノ申請書ニハ賣出期間内ニ於ケル債券ノ賣上總額ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第十二條ノ三 北海道拓殖銀行ハ賣出ノ方法ニ依リ債券ヲ發行セムトスルトキハ賣出期間及商法第二百三條第二項第一號乃至第三號ニ掲ケタル事項ヲ公告スヘシ

第十三條 北海道拓殖銀行ハ年賦償還貸付金ノ償還高ニ應ジ毎年二回以上抽籤ヲ以テ其ノ債券ヲ償還スヘシ

第十四條 北海道拓殖銀行ハ年賦償還貸付金ノ償還延滞シテ豫期ノ金額ニ達セサルトキハ前條ト同時期ニ抽籤ヲ以テ延滞金額ニ相當スル債券ヲ償還スヘシ

第十五條 北海道拓殖銀行ハ債券借換ノ爲一時第十二條ノ制限ニ依ラス低利ノ債券ヲ發行スルコトヲ得

低利ノ債券ヲ發行シタルトキハ發行後一箇月以内ニ抽籤ヲ以テ其ノ發行券面金額ニ相當スル舊債券ヲ償還スヘシ
第十五條ノ二 北海道拓殖債券ノ所有者其ノ元金又ハ利子ヲ要求セサルトキハ元金ハ十五箇年利子ハ五箇年ニシテ其ノ要求ノ權ヲ失フモノトス

第五章 準備金

第十六條 北海道拓殖銀行ハ每營業年度準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益ノ百分ノ八以上ヲ積立テ及利益配當ノ平均ヲ得セシムル爲利益ノ百分ノ二以上ヲ積立ツヘシ

第六章 政府ノ監督及補助

第十七條 政府ハ北海道拓殖銀行ノ業務ヲ監督ス

第十八條 北海道拓殖銀行ハ其ノ定款ヲ變更セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十九條 北海道拓殖銀行ハ株主ニ配當金ノ分配ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十條 北海道拓殖銀行ハ年賦償還貸付金利子ニ付每營業年度ノ初ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ經テ其ノ最高歩合ヲ定ムヘシ其ノ營業年度内ニ於テ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第二十一條 主務大臣ハ北海道拓殖銀行ノ營業上法律命令又ハ定款ニ背戾シ若ハ公益ヲ害スル事件アリト認ムルトキハ之ヲ制止スヘシ

第二十二條ノ二 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ北海道拓殖銀行ニ對シ支店代理店ノ設置ヲ命スルコトヲ得

第二十二條 北海道拓殖銀行ハ主務大臣ノ命令ニ從ヒ其ノ營業ニ關スル諸般ノ景況及計算報告書ヲ差出スヘシ

第二十三條 政府ハ北海道拓殖銀行監理官ヲ置キ主務大臣ノ指揮ヲ承ケテ北海道拓殖銀行ノ業務ヲ監視セシム

第二十四條 北海道拓殖銀行監理官ハ何時ニテモ北海道拓殖銀行ノ金庫、券書庫、帳簿及諸般ノ文書ヲ検査スルコトヲ得

北海道拓殖銀行監理官ハ監視上必要ナリト認ムルトキハ何時ニテモ北海道拓殖銀行ニ命シテ營業ニ關スル諸般ノ景況及計算報告書ヲ差出サシムルコトヲ得

北海道拓殖銀行監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第二十五條 政府ハ百萬圓ヲ限度トシ北海道拓殖銀行ノ株式ヲ引受クヘシ

第二十六條 前條ニ依リ政府ノ引受ケタル株式ニ對シテハ北海道拓殖銀行ハ其ノ創立初期ノ末日ヨリ十箇年間ハ利益配當ヲ爲スコトヲ要セス

前項ノ期限經過後仍五箇年間ハ北海道拓殖銀行ハ前條政府ノ引受ケタル株式ニ對スル配當金ヲ悉皆準備金ニ繰入ルヘシ

第七章 罰 則

第二十七條 北海道拓殖銀行ニ於テ左ノ事犯アルトキハ取締役ヲ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

一 第八條ノ三ノ規定ニ違反シタルトキ

二 第十條ノ規定ニ反シ此ノ法律ニ記載セサル業務ヲ營ミタルトキ

三 第十二條又ハ第十二條ノ三ノ規定ニ反シ債券ヲ發行シタルトキ但シ第十五條第一項ニ依レルモノハ此ノ限ニ在ラス

四 第十三條第十四條及第十五條第二項ノ規定ニ反シ債券ノ償還ヲ爲ササルトキ

五 本法ニ於テ認可ヲ受クヘキ場合ニ其ノ認可ヲ受ケサルトキ

第二十八條 北海道拓殖銀行ノ取締役第六條ノ規定ヲ犯シタルトキハ二十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス
第二十九條 北海道拓殖銀行ノ發行スル債券ノ構造ニ關シテハ通貨及證券模造取締法ヲ準用ス

附 則

第三十條 主務大臣ハ北海道拓殖銀行設立委員ヲ置キ北海道拓殖銀行ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム
第三十一條 設立委員ハ定款ヲ作り主務大臣ノ認可ヲ受ケタル後株主ヲ募集ス
第三十二條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ主務大臣ニ提出シ銀行設立ノ認可ヲ稟請スヘシ
前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク各株式ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス
第三十三條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ北海道拓殖銀行取締役ニ引渡スヘシ
第三十四條 北海道拓殖銀行ニ關シ此ノ法律ニ規定セサル事項ハ銀行法ヲ適用ス

附 則

本法施行前ニ發行シタル北海道拓殖銀行ノ債券ニ關シテハ第十五條ノ二ノ規定ニ依ル期間ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

朝鮮殖産銀行令 (大正七年六月七日 制令 第七號)

第一章 總 則

第一條 朝鮮殖産銀行ハ株式會社トシ其ノ本店ヲ京城ニ置ク
第二條 朝鮮殖産銀行ノ資本金ハ一千萬圓トシ之ヲ二十萬株ニ分チ一株ノ金額ヲ五十圓トス但シ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ資本金ヲ増

加スルコトヲ得

第三條 朝鮮殖産銀行ノ存立期間ハ設立登記ノ日ヨリ百年トス但シ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得
第四條 朝鮮殖産銀行ノ株券ハ記名式トス
第五條 帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニ非サレハ朝鮮殖産銀行ノ株主ト爲ルコトヲ得
政府又ハ公共團體ハ朝鮮殖産銀行ノ株主ト爲ルコトヲ得

第二章 重 役

第六條 朝鮮殖産銀行ニ頭取一人理事三人以上監事二人以上ヲ置ク
第七條 頭取ハ朝鮮殖産銀行ヲ代表シ其ノ事務ヲ總理ス
頭取事故アルトキハ定款ノ定ムル所ニ從ヒ理事中一人其ノ職務ヲ代理シ頭取關員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ
理事ハ頭取ヲ補佐シ朝鮮殖産銀行ノ業務ヲ分掌ス
監事ハ朝鮮殖産銀行ノ業務ヲ監査ス
第八條 頭取ハ朝鮮總督之ヲ命シ其ノ任期ヲ五年トス
理事ハ五十株以上ヲ有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ選舉シタル二倍ノ候補者中ヨリ朝鮮總督之ヲ命シ任期ヲ四年トス
監事ハ三十株以上ヲ有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ二年トス
第九條 頭取及理事ハ何等ノ名稱ヲ以テスルニ拘ラス他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得但シ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三章 株主總會

- 第十條 通常株主總會ハ定款ニ定メタル時期ニ於テ頭取之ヲ招集ス
- 第十一條 臨時株主總會ハ臨時必要アルトキ頭取之ヲ招集ス
- 第十二條 監事ノ全員又ハ資本ノ五分ノ一以上ニ當ル株主ハ會議ノ目的タル事項及其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ頭取ニ提出シテ總會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得
- 頭取前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ臨時株主總會ヲ招集スヘシ
- 第十三條 株主ノ議決權ハ一株ニ付一箇トス但シ十一株以上八十株ヲ増ス毎ニ一箇ヲ加フ
- 第十四條 株主ハ株主ニ非サル者ヲ代理人トシ其ノ議決權ヲ行フコトヲ得ス但シ法定代理人ハ此ノ限ニ在ラス
- 第十五條 定款ノ變更ハ資本ノ半額以上ニ當ル株主出席シ其ノ議決權ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

第四章 營業

- 第十六條 朝鮮殖産銀行ハ左ノ業務ヲ營ムモノトス
- 一 五十年以内ノ年賦償還又ハ五年以内ノ定期償還ノ方法ニ依リ不動産又ハ不動産上ノ權利ヲ擔保トスル貸付
- 二 五年以内ノ定期償還ノ方法ニ依リ漁業權ヲ擔保トスル貸付
- 三 法令ノ規定ニ依リ設定シタル財團ヲ擔保トスル第一號ノ方法ニ依ル貸付
- 四 農業者又ハ工業者十人以上連帶シテ債務ヲ負フ者ニ對スル五年以内ノ定期償還ノ方法ニ依ル無擔保貸付
- 五 公共團體ニ對スル第一號ノ方法ニ依ル無擔保貸付

- 六 金融組合、漁業組合其ノ他營利ヲ目的トセサル産業ニ關スル法人ニ對スル第一號ノ方法ニ依ル無擔保貸付
- 七 朝鮮ノ產物又ハ朝鮮ノ産業上必要ナル貨物ヲ質トスル貸付
- 八 國債證券又ハ朝鮮總督ノ認可シタル有價證券ヲ質トスル貸付
- 九 爲替及荷爲替
- 十 公共團體ノ債券、朝鮮金融債券又ハ朝鮮ニ於テ殖産事業ヲ營ムコトヲ目的トスル會社ノ社債券ノ應募又ハ引受
- 十一 擔保附社債ニ關スル信託事業
- 前項ニ掲ケル貸付ニシテ一年以内ノモノハ手形割引ノ方法ニ依ルコトヲ得
- 第十七條 朝鮮殖産銀行ハ預リ金ヲ爲シ又ハ地金銀有價證券ノ保護預リヲ爲スコトヲ得
- 定期項リ金以外ノ預リ金ハ前條第一項第七號乃至第九號ノ資金ニ充ツルノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス
- 第十八條 朝鮮殖産銀行ニ於テ抵當ヲ徵スルトキハ總テ第一抵當ナルコトヲ要ス但シ舊債アル場合ニ於テ朝鮮殖産銀行ヨリ借入スル新債ヲ以テ其ノ舊債ヲ償還スル效果ニ依リ新債ノ第一抵當ト爲ルコトヲ得ヘキトキ又ハ先順位ノ抵當權者カ朝鮮殖産銀行ニシテ舊貸付金額及新貸付金額カ第二條ノ制限ヲ超エサルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第十九條 朝鮮殖産銀行ニ於テ抵當トシテ徵スル土地ハ永續スヘキ確實ナル收益ノ見込アルモノニ限ル
- 朝鮮殖産銀行ニ於テ抵當トシテ徵スル建物ハ保險附ノモノニ限ル
- 第二十條 不動産、不動産上ノ權利、漁業權又ハ財團ヲ抵當トシテ貸付クル金額ハ朝鮮殖産銀行ニ於テ鑑定シタル價格ノ三分ノ二以内トス

第二十一條 年賦償還ノ方法ヲ以テ借入ヲ爲シタル債務者ハ償還期限前ニ借入金ノ全部又ハ一部ヲ償還スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ朝鮮殖産銀行ハ定款ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手數料ヲ請求スルコトヲ得

第二十二條 債務者ハ借入金ノ五分ノ一以上ヲ償還シタルトキハ其ノ割合ニ應シテ抵當物一部ノ解除ヲ請求スルコトヲ得殘額ニ付借入金ノ五分ノ一以上ヲ償還シタルトキ亦同シ

第二十三條 朝鮮殖産銀行ハ年賦金ノ拂込ヲ遅延シタル債務者ニ對シ償還期限前ト雖貸付金全部ノ償還ヲ請求スルコトヲ得

第二十四條 朝鮮殖産銀行ハ抵當物ノ價格減少シ貸付金償還殘額ニ對シ第二十條ノ割合ニ不足ヲ生シタルトキハ増抵當ヲ請求シ又ハ其ノ不足ニ相當スル貸付金額ノ償還ヲ請求スルコトヲ得

債務者前項ノ請求ニ應セサルトキハ朝鮮殖産銀行ハ償還期限前ト雖貸付金全部ノ償還ヲ請求スルコトヲ得

第二十五條 無擔保ニテ借入ヲ爲シタル公共團體其ノ他ノ法人カ年賦金、定期償還金若ハ利子ノ拂込ヲ遅延シ又ハ期限前ノ償還請求ニ對シ拂込ヲ遅延シタルトキハ朝鮮殖産銀行ハ其ノ法人ノ監督官廳ニ拂込ニ關スル處分ヲ請求スルコトヲ得

監督官廳前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ公共團體其ノ他ノ法人ニ命令シテ延滞金及遅延利子ヲ拂込マシムヘシ

第二十六條 朝鮮殖産銀行ハ國債證券、地方債證券、社債券若ハ朝鮮總督ノ認可シタル有價證券ノ應募、引受若ハ買入ヲ爲シ又ハ朝鮮總督ノ指定シタル銀行ニ預入ヲ爲ス場合ヲ除クノ外營業上ノ餘裕金ヲ使用スルコトヲ得

第二十七條 朝鮮殖産銀行ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ他ノ銀行又ハ東洋拓殖株式會社ノ業務ヲ代理スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ貸付ノ代理ヲ爲シタル場合ニ於テハ朝鮮殖産銀行ハ債務者ノ爲ニ債務ノ保證ヲ爲スコトヲ得

第二十八條 朝鮮殖産銀行ハ公共團體ノ爲ニ其ノ金錢出納ノ取扱ヲ爲スコトヲ得

第二十九條 朝鮮殖産銀行ハ本令ニ規定セサル業務ヲ營ムコトヲ得

第五章 朝鮮殖産債券

第三十條 朝鮮殖産銀行ハ拂込資本金額ノ十五倍ヲ限リ債券ヲ發行スルコトヲ得但シ年賦償還貸付金總高、定期償還貸付金總高並

第十六條第十號ノ規定ニ依リ應募シ又ハ引受ケタル債券及社債券現在高ヲ超過スルコトヲ得

債券ヲ發行スル場合ニハ商法第九十九條及第二百條ノ二ノ規定ヲ適用セス

債券ヲ發行スル場合ニ於テ應募總額カ社債申込證ニ記載シタル社債總額ニ達セサルトキト雖社債ヲ成立セシムル旨ヲ社債申込證ニ記載シタルトキハ其ノ應募總額ヲ以テ社債總額トス

第三十一條 債券ハ券面金額ヲ十圓以上トシ無記名利札附トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ因リ記名ト爲スコトヲ得

第三十二條 朝鮮殖産銀行ハ債券ヲ發行セムトスル場合ニ於テハ毎回其ノ金額、條件並發行及償還ノ方法ヲ定メ朝鮮總督ノ認可ヲ受クヘシ

第三十三條 朝鮮殖産銀行ハ券面金額二十圓以下ノ債券ヲ發行スル場合ニ於テハ賣出ノ方法ニ依ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ賣出期間ヲ定ムルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ社債申込證ヲ作ルコトヲ要セス

第一項ノ規定ニ依リ發行スル債券ニハ商號及商法第七十三條第二號、第四號乃至第六號ニ掲ケタル事項ヲ記載スルコトヲ要ス
商法第二百四條ノ三第一項ノ期間ハ債券ノ賣出期間滿了ノ日ヨリ之ヲ起算シ其ノ登記スヘキ事項ハ賣出期間内ニ於ケル債券ノ賣上總額及商法第七十三條第四號乃至第六號ニ掲ケタル事項トス

賣出ノ方法ニ依リ債券ヲ發行シタル場合ニ於ケル社債ノ登記ノ申請書ニハ賣出期間内ニ於ケル債券ノ賣上總額ヲ證スル書面ヲ添
附スルコトヲ要ス

第三十四條 朝鮮殖産銀行ハ賣出ノ方法ニ依リ債券ヲ發行セムトスルトキハ賣出期間及商法第二百三條第二項第一號乃至第三號ニ
掲ケタル事項ヲ公告スヘシ

第三十五條 朝鮮殖産銀行ハ債券借換ノ爲一時第三十條ノ制限ニ依ラス低利ノ債券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ債券ヲ發行シタル場合ニ於テハ發行後一月内ニ其ノ發行券面金額ニ相當スル舊債券ヲ償還スヘシ

第三十六條 朝鮮殖産銀行ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ債券ノ買入銷却ヲ爲スコトヲ得

第三十七條 債券ノ元金ノ請求權ハ十五年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第三十八條 債券ノ模造ニ關シテハ通貨及證券模造取締法ヲ準用ス

第六章 準備金

第三十九條 朝鮮殖産銀行ハ每營業年度準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益ノ百分ノ八以上及利益配當ノ平均ヲ得セシムル爲利
益ノ百分ノ二以上ヲ積立ツヘシ

第七章 監督

第四十條 朝鮮總督ハ朝鮮殖産銀行ノ業務ヲ監督ス

第四十一條 定款ノ變更ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

第四十二條 朝鮮殖産銀行カ支店又ハ代理店ヲ設置セムトスルトキハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クヘシ

朝鮮總督ハ必要アリト認ムルトキハ朝鮮殖産銀行ニ命シ支店又ハ代理店ヲ設置セシムルコトヲ得

第四十三條 朝鮮殖産銀行ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クルニ非サレハ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ得ス

第四十四條 朝鮮總督ハ朝鮮殖産銀行ノ業務ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第四十五條 朝鮮總督ハ朝鮮殖産銀行監督官ヲ置キ朝鮮殖産銀行ノ業務ヲ監視セシム

第四十六條 朝鮮殖産銀行監督官ハ何時ニテモ朝鮮殖産銀行ノ金庫、帳簿及文書ヲ検査スルコトヲ得

朝鮮殖産銀行監督官ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ朝鮮殖産銀行ニ命シ營業上ノ計算及景況ヲ報告セシムルコトヲ得

朝鮮殖産銀行監督官ハ株主總會其ノ他ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第八章 罰則

第四十七條 左ノ場合ニ於テハ朝鮮殖産銀行ノ頭取又ハ頭取ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル理事ヲ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス理事
ノ分擔業務ニ係ルトキハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同シ

一 認可ヲ受クヘキ事項ニ關シ認可ヲ受ケサルトキ

二 第十條又ハ第十二條第二項ノ規定ニ違反シ株主總會ヲ招集セサルトキ

三 第十六條、第十八條乃至第二十條ノ規定ニ違反シ貸付又ハ割引ヲ爲シタルトキ

四 第十七條第二項ノ規定ニ違反シ預リ金ヲ使用シタルトキ

五 第二十六條ノ規定ニ違反シ營業上ノ餘裕金ヲ使用シタルトキ

六 第二十九條ノ規定ニ違反シ本令ニ規定セサル業務ヲ營ミタルトキ

- 七 第三十條第一項、第三十三條第一項、第三項又ハ第三十四條ノ規定ニ違反シ債券ヲ發行シタルトキ
- 八 第三十五條第二項ノ規定ニ違反シ債券ノ償還ヲ爲ササルトキ
- 九 第三十九條ノ規定ニ違反シ積立金ヲ爲ササルトキ
- 十 第四十二條第二項ノ命令又ハ第四十四條ノ命令ニ違反シタルトキ
- 第四十八條 朝鮮殖産銀行ノ頭取又ハ理事第九條ノ規定ニ違反シタルトキハ二十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス
- 第四十九條 前二條ノ過料ニ關シテハ非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ヲ準用ス

附 則

- 第五十條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 第五十一條 朝鮮總督ハ設立委員ヲ命シ朝鮮殖産銀行設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム
- 第五十二條 設立委員ハ定款ヲ作り朝鮮總督ノ認可ヲ受ケヘシ
- 第五十三條 設立委員ハ農工銀行令ニ依リ設立シタル農工銀行ノ株主ニ對シ五圓拂込ノ株式四株、十圓拂込ノ株式二株、二十圓拂込ノ株式一株ニ付各朝鮮殖産銀行ノ株式一株ヲ割當ツヘシ但シ政府所有ノ株式ニ對シテハ五株ニ付朝鮮殖産銀行株式二株ヲ割當ツヘシ
- 設立委員ハ前項ノ割當ヲ爲ス爲朝鮮總督ノ認可ヲ受ケタル方法ニ依リ公告シ一定ノ期間農工銀行ノ株式ノ名義書換ヲ停止スルコトヲ得
- 第五十四條 前條第一項ノ割當ヲ爲ス場合ニ於テハ設立委員ハ農工銀行ノ株主ニ對シ一月内ニ株券ヲ設立委員ニ提供スヘキ旨及期

- 間内ニ之ヲ提供セサルトキハ株主ノ權利ヲ失フヘキ旨ヲ通知シ且之ヲ公告スヘシ
- 第五十五條 設立委員前條ノ手續ヲ爲シタルモ株主カ株券ヲ提供セサルトキハ其ノ權利ヲ失フ株主カ株券ヲ提供シタル場合ニ於テ割當ニ適セサル株アルトキハ其ノ株ニ付亦同シ
- 前項ノ規定ニ依リ株主カ其ノ權利ヲ失ヒタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク其ノ株主ノ氏名、住所及株券ノ番號ヲ公告スヘシ
- 第五十六條 設立委員ハ前條第一項ノ規定ニ依リ權利ヲ失ヒタル株主ニ對シテハ其ノ株式ヲ賣却シ代金ヲ交付スヘシ
- 農工銀行令第三條ノ規定ハ前項ノ株式ノ買受人ニ之ヲ適用セス
- 第五十七條 設立委員ハ前條ノ株式ノ買受人ニ對シ第五十三條第一項ノ規定ニ依リ直ニ株式ノ割當ヲ爲スヘシ
- 前項ノ規定ニ依リ割當ヲ爲スコトヲ得サル株式ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ農工銀行ニ於テ之ヲ銷却スヘシ
- 第五十八條 農工銀行ノ株式ヲ目的トスル質權ハ第五十三條第一項ノ規定ニ依リ割當ツヘキ朝鮮殖産銀行ノ株式及第五十六條第一項ノ規定ニ依リ交付スヘキ代金ノ上ニ存在ス
- 第五十九條 設立委員ハ朝鮮殖産銀行ノ株式總數ヨリ第五十三條第一項及第五十七條第一項ノ規定ニ依リ割當ヲ爲シ得ヘキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スヘシ
- 商法第二百二十六條乃至第三百十條ノ規定ハ前項ノ募集ニ付之ヲ準用ス
- 第一回ノ拂込金額ハ各株式ニ付二十圓トス
- 株式申込證ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
- 一 定款認可ノ年月日

- 二 商法第二百十條第一號乃至第四號及第七號ニ掲クル事項
- 三 本店ノ所在地
- 四 存立時期
- 五 第一回ノ拂込ノ金額
- 六 農工銀行ノ株主ニ對シ割當テタル株式ノ數及其ノ割合
- 七 設立費用

第六十條 前條ニ依リ募集シタル株式ノ總數ニ付第一回ノ拂込アリタルトキハ第五十三條第一項及第五十七條第一項ノ規定ニ依リ割當テタル株式ニ付政府所有ノ株式ハ全額、其ノ以外ノ株式ハ第一回ノ拂込ヲ了シタルモノト看做ス

第六十一條 第五十九條第一項ノ規定ニ依リ募集シタル各株ニ付第一回ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ招集スヘシ

創立總會ハ第五十三條第一項及第五十七條第一項ノ規定ニ依リ株式ノ割當ヲ受ケタル農工銀行ノ株主並第五十九條第一項ノ規定ニ依リ募集シタル株式ノ引受人ニシテ資本ノ半額以上ニ當タル者出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ一切ノ決議ヲ爲ス

第十三條、第十四條、商法第三百二十二條、第五百五十六條第一項、第二項、第六百六十三條乃至第六百六十三條ノ四ノ規定ハ前項ノ創立總會ニ之ヲ準用ス

第六十二條 創立總會ニ於テハ創立ニ關スル事項ヲ調査報告セシムル爲檢査役ヲ選任スヘシ

第六十三條 創立總會ニ於テハ第八條ノ規定ニ準シ設立初度ノ理事候補者ノ選舉及監事ノ選任ヲ行フヘシ

第六十四條 朝鮮殖産銀行ハ創立總會ノ終結ニ因リテ成立ス

設立委員ハ朝鮮殖産銀行成立シタルトキハ直ニ其ノ事務ヲ朝鮮殖産銀行頭取ニ引渡スヘシ

第六十五條 農工銀行令ニ依リ設立シタル農工銀行ハ朝鮮殖産銀行成立ノ日ニ於テ解散シ其ノ一切ノ權利義務ハ朝鮮殖産銀行之ヲ承繼ス此ノ場合ニ於テハ清算ヲ爲スコトヲ要セス

前項ノ場合ニ於テハ朝鮮殖産銀行頭取ハ農工銀行ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ朝鮮殖産銀行ニ付テハ商法第四百四十一條第一項ノ規定ニ準シ設立ノ登記ヲ爲スヘシ

商法第四百二十二條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十六條 前條第一項ノ場合ニ於テハ農工銀行令ニ依リテ發行シタル農工債券ハ本令ニ依リ發行シタル債券ト看做ス

第六十七條 第六十五條第一項ノ規定ニ依リ朝鮮殖産銀行ノ承繼シタル不動産及不動産ヲ目的トスル權利ニ付テハ登記簿又ハ證明簿ニ於ケル農工銀行ノ名義ハ朝鮮殖産銀行ノ名義ニ變更シタルモノト看做ス

第六十八條 朝鮮殖産銀行ハ當分ノ内朝鮮總督ノ指定スル普通銀行ノ業務ヲ營ムコトヲ得

第六十九條 朝鮮殖産銀行ハ政府所有ノ株式ニ對シテハ朝鮮總督ノ指定スル期間利益ノ配當ヲ爲ササルコトヲ得

第七十條 農工銀行令ハ朝鮮殖産銀行成立ノ日ニ於テ之ヲ廢止ス

不動產銀行法釋義終

昭和九年十月八日初版印刷
昭和九年十月十二日初版發行

不動產銀行法釋義
定價金四圓五拾錢

著者

杉本正幸

發行者

東京市神田區神保町二丁目二番地
株式會社 巖松堂書店

著作
所有

印刷者

東京市京橋區銀座西二丁目三番地
高橋郁

發兌元

東京市神田區
神保町二丁目

巖松堂書店

電話(九段)四一三五・四一三六・四一三七
番號(神田)二四六七(出版部專用)
振替口座東京六五五六番

三協印刷株式會社印刷

1011

著 幸 正 本 杉 士 博 學 濟 經

<p>◇ 不動產金融論</p> <p>一〇三五頁 定價金八圓 送料 卅錢</p>	<p>◇ 不動產の評價</p> <p>五判四頁 定價四圓五拾錢 送料 廿二錢</p>	<p>◇ 市街地價格論</p> <p>四判二頁 定價四圓五拾錢 送料 廿二錢</p>	<p>◇ 農地價格論</p> <p>五判二頁 定價四圓五拾錢 送料 廿二錢</p>	<p>◇ 全國農工銀行發達史</p> <p>一〇三五頁 定價金十圓 送料 卅錢</p>	<p>◇ 不動產銀行法釋義</p> <p>五判四頁 定價四圓五拾錢 送料 廿二錢</p>
--	--	--	---	---	--

書 目 商 業 發 行 店 書 堂 松 慶

<p>增地廣治郎著 經 營 要 論</p> <p>定價 一六〇</p>	<p>佐々木吉郎著 經營經濟學の成立</p> <p>定價 三〇〇</p>	<p>竹内省三著 マニフ 國際企業合同論</p> <p>定價 一〇〇</p>	<p>上坂西三著 貿易經營論</p> <p>定價 三〇〇</p>	<p>林秀夫著 工業經濟概論</p> <p>定價 二〇〇</p>	<p>太田哲三著 貸借對照表學講話</p> <p>定價 二〇〇</p>	<p>伊藤正一著 原價計算論</p> <p>定價 六〇〇</p>	<p>中瀬勝太郎著 會計監査網要</p> <p>定價 三三〇</p>	<p>内池廉吉著 市場要論</p> <p>定價 一五〇</p>	<p>長瀨欽司著 取引所要論</p> <p>定價 三〇〇</p>	<p>鈴木武志著 取引所法通論</p> <p>定價 一五〇</p>	<p>慶松堂書店編 取引所法規判例集</p> <p>定價 一八〇</p>	<p>青木得三著 訂改銀行論</p> <p>定價 三三〇</p>
-------------------------------------	--------------------------------------	--	----------------------------------	----------------------------------	-------------------------------------	----------------------------------	------------------------------------	---------------------------------	----------------------------------	-----------------------------------	--------------------------------------	----------------------------------

書目 商業發行 店書堂松巖

加藤由作著	石田祐六著	加藤正道譯	田中徳次郎譯	三浦義道著	栗津清亮著	栗津清亮著	栗津清亮著	小林行昌著	辻岡喜代次郎著	前馬治一著	小林行昌著	造船協會編
海上危險論	豫定海上保險論	ルマンブ海上保險	ナニエ氏海上保險	保學	訂改保險學綱要(生命保險)	訂改保險學綱要(海上火災)	訂改保險學綱要(結論總論)	訂增稅關論	倉庫證券論	倉庫原論	訂再倉庫論	和英船舶工學術語集
送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價
三、八二〇	二、一〇〇	二、一五〇	三、〇〇〇	四、五〇〇	二、一五〇	二、一五〇	二、一五〇	三、八三〇	四、三〇〇	四、三〇〇	三、三〇〇	二、〇八〇

書目 商業發行 店書堂松巖

住田正一著	住田正一著	住田正一著	牧野養久男著	喜安健次郎著	江藤誠之著	小宮山敬保著	大谷顯太郎著	小平權一著	友岡久雄著	高城仙次郎著	青木得三著	小野正一著
海運叢談	海上運送史論	船舶實務	海上運送實務	訂改運送營業	第一卷鐵道經營論	新銀行簿記要義	訂改實踐銀行簿記	農業金融融論	幣 [基礎概念]	金利概論	補訂貨幣論	銀行取引法概論
送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價
一、一〇〇	二、一〇〇	一、五〇〇	二、八〇〇	四、五〇〇	三、〇〇〇	一、八〇〇	一、三〇〇	八、三〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇

鹿松堂書店 發行 商業書目

角田 謙夫著	火災保險	定價 三、三〇
入江 眞太郎著	信託法原論	定價 五、三〇
遊佐 慶夫著	信託法制評論	定價 三、〇〇
坂本 芳治著	信託會社の組織と經營	定價 四、七〇
平 貞藏著	商業史概論	定價 二、八〇
橋崎 敏雄著	現代道路論	定價 三、三〇
八木 澤善次著	農村經濟政策論	定價 四、三〇
錦織 理一郎著	統計學總論	定價 一、八〇
大 鹽 龜雄著	現代產業地理講話	定價 二、五〇
大 森 良一著	航空保險論	定價 五、三〇
小 笠 公留著	商業組合概說	定價 一、八〇
石 井 讓著	損害保險論	定價 二、八〇
伊藤 武雅著	商業算術提要	定價 三、三〇

